

時の公文書となし習用すれば亦私狀の體となす。

下知狀は執達狀と全く同書式なれど、奥に宛名をなさず、官府の命令を發する法式を具へ、尤も公文に近きものとす。

凡て公文式の如く前に某省移解某省と宛所を書すれば、後は署名に止めて、復名を宛る必要なし、職務上にて報答する公文の體面はまさに然るべし。此書式の行はるゝ時代は、官各其職務を行ひ、上一人の外は旨を奉し宣達する事なかりしなり。然るに地方の家人にて政務を主辨し、身格は辭を作りて申牒する者にして、公事公文を報答し、攝關其他權門勢家の文書も亦雜仕以下に旨を奉し傳達する者ありて、奉書袖判の行はる時代に移行ては、下逮の文まで敬語を用ゐるに至り、公文は自然と消息に成たり。されば向上の文書は猶更敬語遜辭を以て成立ち、偏へに消息體を用ゐざるを得ず、因て第三十八節に舉例したる文書は、解牒辭の變化して消息に化したるなれど、亦公文として之狀如件、言上如件と結び、恐々謹言と書するもの少し、即ち謂ゆる狀にして消息とは別として論ぜざるべからず。

消息は全く私の贈答文書なり、第八章廿九に舉たる吉田空が空啓と書起し、空謹啓不次と結び、是に年月日秦家主か謹啓 消息事と題し、死罪頓首謹言と結び、月日

下愚某上 道守尊とあてたり、皆純の消息とす。私狀時代の消息は大抵前に題なく、後に月日名判して、某殿又は某殿參或は人人と書す、是は階級に従ひて書式及び字體まで故實のあるとなり。足利氏の末より公文私狀は廢れて消息時代となり、月日のみにて行草に書き、昔に比すれば疎略簡易に成たる様に見ゆれども、實は故實習例のむつかしさものなりき、其は原本にあらざれば辨しがたけれど、爰に卅八節に舉たる請文について其一端を示さん。

請文の結尾は前舉の例に以、此旨可有洩御披露哉、恐々謹言と結べり、是について故實まち／＼なり、書札禮に、三條内大臣干時大奉鳥羽院狀可洩披露之由不載之、入道左大臣云、或奉消息之狀、非可洩披露之由、公教恐惶謹言、公教上と被書之、不書月日并位署、加裏縣可思寄、仍中に不載可披露之由、紙封之、或在下書封之時、立紙、上書名、上字許、其人許へとも不書之とあり。公卿より主上法皇へ眞に消息を奉るは思寄事としたり。大臣より關白に奉する狀は恐惶謹言と結び、或恐惶謹言人々御中是は名宛の書之とあり、藏人頭に遣はす狀は可被披露之由如件、書之とある、然れば等輩程の人へまでは可洩披露の結は用ゐぬ故實

にや。白河鳥羽の朝にも消息の故實は斯の如く疑義あり室町代の書札作法抄に誠恐誠惶頓首某言上など書事皆公家の書札也、武家様にては不可書、將亦恐惶敬白恐々敬白と云敬白の字は在家より出家の方へ書也といへり。其他字の大小墨の濃淡字の繁簡まで品節を存ず、室町時代の書札禮は前の四十節に抄録しおきたり、参看すべし。降りて徳川氏に至り、諸大名の交際より、藩士の間贈答まで、書面に用うる字様の等級は、國史眼第一九二章に、字面の繁簡も品等に關る、一の御字も七八様に書す、様の字に七等あり、上交は様と書し、永様と稱す、殿の字も七等あり、下交は反と略し、反殿と稱す、其用法を誤れば譴罰せらるると記したる類なり、是を眞行草の式といひ、足利時代の書札禮にも既にあるとにて、反殿のとも見ゆ、消息の書式繁細なるは藤原氏以來の習例にて、久しく故實として講習されたり。されば其末期なる徳川氏の末に、我輩が手紙の案文を教えられし右筆の文例は、起筆の款詞に少くも五六等の書分けあり、更に字體の眞行草にては十餘等にも及ぶべし、其品等を記すれば左の如し、

一 一筆奉啓上候、嚴寒之候御座候處、益御機嫌能被遊御座、恐悅奉存候。

二 一筆啓上仕候、大寒之砌相成候處、益御勇健被成、御座珍重奉存候。

三 一筆致啓達候、甚寒之節有之候處、彌御安康、珍重奉存候。

四 一筆令啓達候、甚寒之折、彌御堅勝、珍重存候。

五 一筆令啓候、甚寒之處、彌御堅固、令祝着候。

六 一筆令示候、寒中御無異、欣然之至候。

返書もこれに准し、御書奉拜見、貴札拜見仕、又は致芳札令披見など、書し、結尾も恐惶謹言、恐々謹言、謹言、恐々と次第に草に畧する差等ありて、其中に陳ぬる案文あれば、用語字體も夫に應じて差等をなしたり。是は徳川時代の消息書式なれど、其由來は室町時代よりあると、思ふは、鞍馬天狗の謠曲に、など御音信消息にもあつからざる、一筆啓上せしめ候とあるにても知らるゝ、されど古文書の存したる中には見當ると稱なり。案文の用字にて品等を差したるは印刷の寫本にても知るれど、字體の繁簡は影寫本以上に非ざれば知べからず、消息に公家様武家様聖道様など、書式の相異は多く此に存するものなり。

消息は昔しより行草を交へて書くを通式とす、故に文字の眞行草にて敬傲を品

等すると自然に行はれ、遂に諸禮式まで眞行草を分つに至りたり。消息の文字に眞行草の等差は三條家の書札禮に、故實 文字眞行草事として恐々時用眞字尋常之時用行字處凡卑之時用草字と見え、無論白河鳥羽の比より故實として講究されたり。消息書式の等差に眼目となる、恐々謹言、また殿の字などは、其行草の體定まり、花押の如くに書れたると久し、徳川時代に様と殿とを七様の差等に書分けしとも、既に足利時代よりあるとなり。大館常興書札抄に、
一我被官かたへの事

先日申付候間事、調法之由候喜悅候、殊以如存分近日可事行之段本望候、恐々謹言。

月日

何かしとのへ

又淫々とも書也、是を略した、淫々^と計も書、段勿論なり、又かやうに^{ひんげん}とさうに書事もあるなり。

一感狀之事

今度粉骨無比類候併感悅此事候、彌可被拙忠節候、恐々謹言。

月日

富森左京亮とのへ

此趣也、^な字をかやうにもかき、又^なかやうにも書べし。

殿を^なるとのと三様に書分く、^なば即ち反殿なり、足利時代より既に之を用ゐたり、餘も推知すべし。

消息の書式は右の如く文言に等差を分け、又眞行草を分け、階級煩細なりと雖も、亦絶對に身格の異なる人には眞書の報答を憚る法なれば、只僅かの階級に用ゐる差等にかく煩細なりき。前の一筆啓上の起筆を徳川時代の士にて例すれば、一二三は向上にて、四五六は向下なり、等輩の中にて、尊長へは三を用ひ、身格違へば二を用ひ、一を最敬國父若くはに用ひ、卑幼へは四を用ひ、五を一格下りに用ひ、六を最卑なる輕輩などに用ひ、猶も其中に眞行草の書分にて差別をなす必要ありたり。此の如く眞書贈答は身格の粗等輩に近き人へのみ用ひ、數格を隔てたる人へは奏者執次まで進呈する資格にて、其書式を用ゐるにより、參人々御中など、書添へ、案文の

様も相違するなり。

右の情由あるにより、文書の書式は、公文式の定めにも、現存する古文書を見れば、事實の場合にて變化あり、あながち膠柱して論しがたし。公文さへ然り、消息様を混したる私狀時代となりては、猶更書式の一定に非ざれば、右筆となり公文を書く人は、習例の傳はりたる様に依りて案文を定めたるべし、古文書を彙例すれば、自然と其中に書式の存ずるを看出す。消息時代に至りては印刷したる寫本にては、公文よりも疎略なる書様に見えて、書式とても無が如くなれど、原本に就て古今の書札禮に照し細研すれば、其中に繁縟なる故實の存ずるを認むべし、故に文書の書式は中々容易に論辨すると難し。

古文書の原本を見れば、堅紙、折紙、切紙を問はず、料紙の端より突懸ツキカマに書たるものは殆ど稀なり、必ず前に餘白を存して書出せり、今人の手紙も其習例を襲へり、是も亦書式の一なり。三條左府の中山忠親に問れたる消息耳底抄に、一消息禮。或人云、文書様を必人の知べきと也、申文には端の廣さ、笏置計と云、奥の位署は名の下書餘すべからずとあり。又上下は書札作法抄にも、文を書、上下の紙の程は上下と

なし程に残す也、昔は上は高く置て、下をば上よりも少書つめし也、尤見苦歟、上一寸あまり、下同前、是は引合、杉原などの紙也とある、猶原本を檢するとき注意して見るべし。女房の假名消息は書式また別なり、尋常なものと散し書と並にあり、余は女消息の原本を見たる數至つて少なければ細々に説くを得ず、寫本の印刷されたるは常の假名消息にかはるとなし。

宛名は昔は上所と稱へたり、公文には前に書しある故に、消息にのみ宛名はあり、昔は謹上、誰殿と書く、第八章冊一の雲州消息より既に然り、武家の文書は唯誰殿と書たり。貴嶺問答の上所事一段は既に前章に録しおけり、消息耳底抄には、謹上進上事。謹上は等同の人に可用之、進上は恐惶と書程の人に可用之、返事には都て上所を不書とある、書札禮には、上所事。進上、謹々上、恐禮也、謹上等同之禮、謹奉處、凡卑之詞也、上所、思煩之時、或不書之、此は貴嶺問答に同じし、凡非立文者、不書之、雖爲立文、不加懸紙封之時、不書上所とある、古文書に宛名なきものあるは是等の故によるとなり。鎌倉以來武家の書狀は謹上進上の字なきもの多し、下逮の公文なる故なるべし、書札作法抄に片敬の狀には進上謹上とは書候はて、たゞ内封にして、在家には人々御

中、聖道には御童子、御坊中、禪家には御庵中、侍者御中と書、如此の状には小付とて、委細状の端に其人の名字をも、諱をも、懇にまかはぬ様に當時は書也、是尤能躰也、昔はかやうに思はへたるとはなかりしなりとあれば、互に直贈答する程の人に用ゐたる敬語なり。宛名の殿を館と書たるもあり、僧は多く御房なり、殿を様と書とは天正比より見當る、北條幻庵覺書四十節に、小田原殿とも様とも申され候べしとあれば、室町の末には既に殿を様とも謂たるなり。

宛名の下へ人々御中など、書は、身格相違したる片敬カクヤウひの時に謹上に替て書とある、此書式は第八章廿九天平寶字の状に殿人と書たるを以て、其起り久きを知る。古文書の中には多く謹上とも、此注書もなきを通常とす、亦これあるもまゝ見當れり、尙偏く檢索して類擧しなば、種々の書例ありて品等の別を考ふ料となるべし。爰に大館常興書札抄の文例より抄出すれば、

日野殿參、人々御中日野殿は公方御外戚たるによりて、取分賞院申儀なりとある

勸修寺殿人々御中大納言中納言などに御成候へば、一段賞院とある

甘露寺殿進覽候凡、のおもむきとある飛鳥井殿進獻之候

修理大夫進之候請花以上の諸大夫なり

謹上 一色殿參謹上ある故に人々御中なし右衛門督殿參、進覽候或進覽之候とも

赤松伊豆守殿御宿所 謹上 山名殿尊報 土岐殿御報又は貴報とも

完道兵部少輔殿御返報

南禪寺參、侍者御中。玉公首座禪師 足下或は床下 金光院御同宿中進覽候

あらましは此類なるべし。人々御中を略した、御中と書とあり

○第四十二節 年月日

普通古文書の要件に於て、年月日と名判印の二件は、其類をいへば書式に包括すべしと雖も、其主要の各件に存するものあるを以て、此には各々分提して之を備論すべし。

第二 年月日

年月日は古文書の眼目なり、是を地理に比すれば、經緯度の如し、若しこれなけれ

ば實測を施す標準なく、文をたとりて時代を考ふるより外は、望洋の嘆に付し、往々に反故となりて廢棄さるゝなり。年月日の記し様は種々ありと雖も、公文式の定むる所は年月日を記して其下に主筆者の姓名を署するを通式とし、私狀時代までは此式を依用したり、例へば天平元年正月五日と書するが如し、是にて主要は全し。此外に詳記略記の例は種々あれど、皆必ずしも主要ありて書たる通式には非ず。

消息には、年を記せず、に月日のみなるを普通とすれど、亦年月日を記したるもあり、第八章廿九の例を見るべし。蓋し日を記すれば、一月の効を存し、月日を記すれば、一年の効を存ず、年月日を記するに於ては、永久の効を存ず、故に公文は永久の證となすべきを以て、必ず年月日を具記して授與する法式なれど、消息は多く一時のものにて、永久に保存する必要なき故に、多くは月日のみを記する習はせとなり、定式とはなきなり、故に消息は古文書となりて保存されたるもの少し。但し是は消息を作るとき、一時と永久とを豫料して年月日の詳略をなすといふには非ず、消息は古來例に多く年を署したるを以て、一時の用に作る習慣と推論するのみ。月日のみの消息が保存されて、其年を推究する必要を生じたるは、消息時代の古文書に

於てのみ然るには限らず、其以前にも毎々あるとなり。爰に公文と消息と并存されて、年月日の具不具について其年を究むる困難を生じたる例を擧て、年月日記載の効力を證せん。

第八章廿一 第九章廿六節に擧ぶきたる正倉院文書及び柏木氏文書の伊賀國鞆田村にかゝる諍訟は適に其例を示せり。柏木氏文書の口裏に頼朝御消息と記しあるをば、本文に二月廿一日 花押頼朝のあるに引合せ、花押を鑒識して口裏の記注に誤なきを判すれど、年を書せぬ故に、文中に自寺家も早搦取て可令陵轢給候也と烈しき語などにて治承以後のもの歟と疑ふに止るべし、幸に此消息に猶一通の一括りになつて傳はり、其口裏に頼朝御判御教書と記し、本文は同しく四月三日 花押同花なれど、月の肩に壽永三年と註せるを以て、前のも其年の二月なるを判し得る、されど其肩書の記年は同筆なりや、後人の記入なりやは、原本に非ざれば猶判定されず。又此兩通に宛名なし、二月の消息に東大寺御事深奉懸心中て候へばとあり、四月の御教書に伊賀國五箇莊内鞆田村事と題しある、二月の鞆田莊事寺解、委披見候その句と引合せて、一括りの事なるは知るれど、何寺なるやは知べからず。

然るに又幸に正倉院文書に鞆田村にかゝる公文消息の一括りあるを以て、此事の原因を考ふるを得る、即ち八章に擧たる伊賀國宣旨院宣と朱書したる二通の内、院宣は玉瀧杣内鞆田湯船二村と題して八月十日左中辨彥と署しあるまでなれど、宣旨に永久四年三月十四日左大史小槻宿禰愛奉とあり、朱書これを一括りにしたるを以て、永久三四年なるべきを判さるゝ。此院宣は今にては給旨院宣の存ずる最初のものなるに、年を略して判定の確ならざるも亦遺憾なり。九章冊六に備前守平正盛奉送寺家消息、東大寺上と端に朱書しある消息も、亦此事に係りたるものなるべく、是には十月十九日丹後守平正盛と書して、月の肩に天永二年と記したり、同筆と思はるゝ。消息に月日のみ書する習慣は、其用の一時に止め取棄ずして、永く保存されたる時は、其年を究むるに此の如く累ひを生ずるなり。

右鞆田村の諍訟にかゝる事は、又正倉院に初發の年を考ふべき文書を存ず、因て略ぼ其事を貫申するを得る、其は前の宣旨院宣に括れたる勅宣にて、左の如し、

應令東大寺進上證文寺領伊賀國玉瀧杣内字鞆田村分陸拾餘町並杣工肆拾

餘人混合六條院御庄事。

右得彼寺去二月廿四日解狀、僞謹檢案内、玉瀧杣者、自天平年中以降、爲寺家領、歷數百年、雖無指免田、以杣工作田爲雜役免、所勤米也、所謂玉瀧村廿町、湯船村十五町、鞆田村六十餘町、杣工玉瀧湯船等村十五人、鞆田村冊人也、代代之間敢無牢籠、爰去承徳二年、依備前守平正盛寄文、以鞆田村内田廿町被立券六條院御庄已畢、其後天仁二年、同村田十三町、都介村田冊餘町、暗被押籠之後、冊人杣工、稱其作人、併驅仕之間、全不隨寺家之所勸、但於國司者、每年檢注之後、依例勸除、至于所當官物者、以寺家封戸百冊一石所率補也、而作人等、乍募官物、不辨其代、雖通雜役、不勤其替、誠雖似田塔之對捍、偏是隨庄家之進止也、但如杣工申狀者、以庄田十五町、支配人冊人、號其作人所押仕也、早被除庄田、永欲通雜役者、何混合十五町之庄、可虜掠六十町之作人乎、而間造大佛殿料所、召大少材木、雖有其數、依件等、妨早難採進、雖三箇杣以鞆田爲宗之故也、就中件村所請募封戸代、石別見米三斗、辨濟寺家殘七斗、所立用杣食也、然而依無其勤、惱可令辨濟之由、雖加催促、無心辨濟、長治二年以後、未進已及三百餘石、云雜役、云官物、寄事左右、共忘其勤、所爲之旨、旁涉狼藉、望

請天裁、任先例被裁免件等事者、永斷後代之牢籠者、左少辨源朝臣雅兼傳宣、左大臣宣奉、勅宣令彼寺進上件證文者、

永久三年四月卅日左大史小槻宿禰（印）奉

此宣旨にある寺の解狀に據れば、事の起りは堀川天皇承德二年、平正盛が備前守たる時の寄文にあり、其後丹後守に轉し、天永二年には違亂を生じ、因て依東大寺御封沙汰令參使者の消息を贈るに至り、五年の後に此宣旨を下さるゝに至りたるなり、別天永二年十二月十四日、然れば院宣は御莊より申理したるにより、彼院廳より、頼朝に御庄住人等解を存す、寺領證文を徵され、再ひ四年三月の宣旨にて公驗正文を徵されしにより、此書類一括りを手繼となし、朱書を加へて差出したるものと考へらるゝ、故に正盛を解狀に書たる備前守と朱書したるなり。此手繼證文を進呈したる後に免除の判決文添ざるは、敗訴となりて證文のみ返下され、正倉院に封藏されしに、壽永三年元暦元年より頼朝に解を呈し、頼田村を取戻したるが、柏木氏二通の文書なり、因て文中に地

頭を擲取て陵躐せよとまで消息を贈りたり。是も東大寺文書なれど、正倉院に藏めざるを以て、明治の初め奈良古寺の文書散逸せし時、流傳して柏木氏の手に落ちるにてあるべし。此の如く古文書の諸方より發見するは、洋中に鳥嶼を發見したるが如く、年月日を経緯度となして類聚すれば、月日のみのものも其位置を排布するを得る。室町以後の文書は眼目の年を記せざるもの多く、年次を考ふるに苦むと雖も、亦棄がたきは、此による前述の如き考搜の手蔓ある故なり、是を以て年月日の主要を了知すべし。

右頼田村にかゝる六通の文書に、年月日の書様に三類あり、いづれも多くの文書にもあるとなれば、此に標擧す、

甲 永久三年四月卅日宣旨
永久四年三月十四日宣旨
公文式の通例書式なり

乙 天永二年十月十九日消息
壽永三年四月三日御教書
私代時代にまゝ、此書様あり中には當時又は後人の記入あり、識別を要す

丙……………八月十日院宣
……………二月廿一日消息

消息及び消息時代は多く此書様なり

是は自然に公文私狀消息三時代の書式を標示するに似たれど、私狀時代までは甲の書式を普通の例とす。

此外に年月日の記載は詳略種々の書様あり、公文の私狀となり、消息となるに従ひ、次第にまち／＼になり、人々思ひ／＼の記載をなすに至れり。余曾て書畫の落款考を著はし、其書様の種々に工夫され、實に數百様あるを見たれど、此には古文書に見るものを主として論述しおくべし。年月日を記するに四時を記入するは尙書以來あるとにて、孔子の春秋は元年春王正月干支と、日を干支にて書し、四時を記し、王正を記す、是には春秋學に勿躰（マダ）をつけたる説多けれど、歴史は追記にて月の指定されぬ時に一年を四季に分ちよく便利あるものなれど、贈答文には四季の必要なし。王月は殷月（十二）周月（十一）秦月（十）の如く大歳と異なる歳首を定めたる時代には、歳の何月と混ざる故に、年首に王の何月と提筆し、王正なるを示しおく所なり。かゝる時代に單に何月といふは王月にて、太歳は歳、何月と書分るを通法とす、猶今の太

陽曆を用ひてより、農村等の習慣經驗を恃む處は太陰曆を便とするにより、新舊兩曆の對較ありて、新の何月、舊の何月と稱ふが如し、爾後の文書には此書分けを要する場合を生ずへし。附ていふ、王正の異なる時に、歳何月といふは、季節より分てる（孟春以後、仲春以後、季春以後）等の月を用うるを正しとす、之を用れば、陽曆に季節を推歩しおくに止め、舊曆の月朔まで推歩對較する煩は省きて可なり。

干支の記載は春秋の如く、是を何日に代用するは格別なれど、通用文には之を記する必要なし、中世より年に干支を加へ記したる文書まゝあり、消息時代に至り年月日の記載濫りになりて、干支を記入し、然もまち／＼に亂れたり。抑十干十二支の起りは、尙書の虞夏書（陶）に辛壬癸甲啓呱呱而泣とあるを始見とし、以て日を記したる様なり、春秋左氏傳（昭七）に天有十日の句を注釋して、甲至癸とある、是も日名となしたり、説文には字の象形を解し、甲を位東方、丙を位南方、戊己を中宮也、庚を位西方、壬を位北方と、四方中央に配當し、四季の氣節にて説たれど、定かならず。十干の起りは猶究むべし。十二支は、尙書伊訓に惟元年十有二月乙丑（漢律曆志）を始見とし、干支配合して日を記したり、説文には十二月に配當して解し、月又は氣節の名

となしたり、是は四千年に於て巴庇倫に楔形字を用ゐたる瑟丟格人がアカト人の
宗教より傳へたる加勒底國の黃道十二宮に似たり、元は月名にてありしを十日に
配して日を記するに流用したる歟。干支を以て歳を記するは周代よりの事と
思はる、爾雅天釋に歲陽歲陰を記す、左の如し、

| | | | | |
|----------|--------|------------------------|--------|--------|
| 太歲在甲曰闕逢 | 在乙曰旃蒙 | 在丙曰柔兆 | 在丁曰強圉 | 在戊曰著雍 |
| 在己曰屠維 | 在庚曰上章 | 在辛曰重光 | 在壬曰玄默 | 在癸曰昭陽 |
| 太歲在寅曰攝提格 | 在卯曰單閼 | 在辰曰執徐 | 在巳曰大荒落 | 在午曰敦牂 |
| 在未曰協洽 | 在申曰涇灘 | 在酉曰作噩 | 在戌曰閹茂 | 在亥曰大淵獻 |
| 在子曰困敦 | 在丑曰赤奮若 | 歲陰 <small>原本脫す</small> | | |

右傍に細書するは史記曆書其外漢代の異字なり、後人の校異はイと誌し、
周代には歲陽歲陰と稱へて年を記するにも用ゐたり。楚辭の離騷に、單閼之歲、攝
提貞於孟陬とは、卯年、建寅月の替語なり、闕逢及び攝提格等の稱は他書の餘り見さ
る所なれば、天竺西藏より移傳したる干支は、方音にかく稱へて楚地に行はれたる
にやあらん。史記の曆書に、漢武帝巴人落下闕の運算轉曆法を用ゐ、夏正即ちに復

し、建歷の太初元年は焉逢攝提格寅甲に當り、是より曆術甲子篇は此歲陽歲陰を冠せ
て年を記す、是も楚人の稱なり、因て漢碑其他の雅文には之を用うれど、普通には干
支を用ゐ、多くは干支なき年月日の記載を常とす。故に爾雅歲陽歲陰の異名は文
人墨客の摸古の飾文字として、通文は言に及ばず、歴史にも用ゐるとなかりしに、宋
の司馬光が通鑑編修局の學者は、是を干支の正稱となしたるにや、毎卷に起屠維單
闕、盡重光大荒落凡三年など、見馴ぬ干支を記したるが如きは、博に聘て却て拙を
示す、かゝる奇古なる記年は古文書に於ては全く不用なり。

鎌倉時代まで公武の公文は、年月日を公式の如く書すと習例となり、略一定した
れど、消息には異名變體をなして飾るとありつらん、肩書に紀年し干支を注するは、
興福寺文書繪旨の添狀に、嘉曆四年己巳と肩書し、八月廿四日左少辨經季藤氏長者謹
上大納言法印御房とあるを見當りたり、此の如き乙種の肩書紀年には亦年の字を
畧して干支又のみを記したるを見る。年號何年支干月日と本行は書したるは室
町時代よりまゝ見ゆ、應永十五年戊子十二月廿七日、總郷指印吉野河上なり吉水院文
書文明十二年庚子九月五日、請人安養院慶秀花押外請人一施主一連判榮山寺文書永

正十三年^子卯月十七日、多武峯寺官明專花押、○興福寺文書等の如し、思ふに僧徒の地方人に教えたる書様にして、固り正式に非ず。

故に干支を記入する書法は一定あるなし、日本書紀には、神武紀に是年也太歳甲寅、其年冬十月丁巳朔辛酉、^{春秋}なるは又乙卯年、春三月甲寅朔己未と、建曆の初めに於て月朔を詳記したるは、漢の曆術甲子篇に干支の異稱を記したると好一對にて、無用の筆と謂て可なり。雅文落款などには、年號何年、歲在干支、^{或は歲在}或は年號何歲、龍集、重光、赤奮若など、書く、通用の文書には用なき書式なり。

年月日を省略する書法は干支を年號に代へて甲寅年何月何日と書すとあれど、干支の効力は僅か六十年に止るなり。日本書紀^{神后}に甲子年七月と百濟王肖古の事を記したるを以て、肖古を年號に代て其年を知らるれど、又百濟記を引て、壬午年新羅不朝、貴國とあるは肖古王甲子年の後壬午のなるを、二書對較に因て定得らる。此の如く干支を年に代るは永く後證となし難きを以て、文書には用ゐるとなし。

年月日の省略書法は、例へば正平十三 十 廿二の如し、此書法は、尊卑分脈系圖

などの如く、痛く字數を吝むときに習用さるゝ、古文書にては口裏端書などに多く用ゐたり。或は消息の月日付に肩書するにも此省法を用ゐて、正平十三、或は正平十三、戌と書すると多くあり、消息時代になりては之に倣ふて、天正五、丑年など、書く習はしになりたり。

凡そ年月日記載は、私狀時代の公文までは畧一定したれど、其頃より僧徒等の雅文を混用する習はせよ、起り、室町氏の中葉より消息の月日付にて報答する時代となりて、普通の文書には年號を記さぬものゝみ多くして、中に種々の書様を混用して、年月日付に定體なき様に成行さ、以て徳川一代を通過し、今に至りたれば世人は俗習に溺れ、或は歴史雅文に惑ひ、通用文に年月日を記する平正の書式を辨ずる者なし。試みに消息時代に年月日を濫書したる例を彙擧すれば、

(一) 永祿四 酉辛年

三月十八日 今川氏眞 ○ 平田寺文書

八月五日 同 ○ 龍潭寺文書

(三) 天文十一 寅壬

十二月六日 今川義元 ○ 駿河國寺尾氏文書

(四) 慶長十四

西十一月廿五日 彦坂九兵衛 ○ 同由比文書

(五) 永祿六亥

三月十九日 今川氏朱印 同芹澤氏文書

(六) 天文十七年申年十一月吉日 武田晴信條目 佐野斐國小

(七) 癸亥

四月廿六日 北條氏虎朱印 伊豆國渡邊氏文書

(八) 酉

九月十七日 同上 相州文書 森氏文書

乙種の肩書にする書例により、遂に此の如く濫多になりたり。又數字を帳簿用の繁書字にて書たるは、京都南禪寺文書、江富郷百姓の請狀に、文安貳年八月十六日とあり、其他多くは消息時代の田舎訛りなり、室町初めまでの文書にあるは希なり。

(九) 文祿貳

十月十六日 秀吉朱印 本願寺文書

(十) 天正拾七

五月十七日 上野久永町野重衛の消息 輯古帖

(十一) 弘治參巳

四月十七日 武藤氏定 遠江國天宮社文書

(十二) 拾貳月廿八日 武田信玄 能氏文書 伊

月○の○異○名○を○用○ゐ○る○は○消○息○に○は○早○く○あ○る○と○な○る○べ○し○消○息○時○代○と○な○り○て○は○是○も○錯○出○し○て○年○月○書○式○の○濫○多○に○ま○す○濁○波○を○揚○た○り○。

應永九年壬卯月廿日 沙彌淨音 寶渡證文 山城國 卯月七日 三好康長 寺文書

永祿二年 霜月 日

信長朱印 佛光寺文書

仲秋初七 安國寺惠瓊消息 京都黃梅院文書

極月廿九日 本願寺光壽消息 相州文書 浦郡西來寺藏

菊月廿一日 武田勝頼 甲斐國坂名井氏文書

年月日に干支及び繁書の數字、月の異名などを混用し、書式の様々なるは枚擧するも煩はし、大抵文明以後に月日付(丙)の消息を用ゐるより亂雜になりたり。

元和以後の徳川時代の文書は更に其濫を増せり、干支を壬ノ子、或はみつのゑの午、或は畧して午の何月と書するもあり、寅を刁何月と書するもあり、卯何月、又は卯何月と小書するあり、干支を具書し割注し、又は支のみを川ぬ、二行に分ち、或は一行に書すなど紛々一ならず。之を統るに、文書に年月日の記載は、年月日付と、月日付と、日付との三様を場合によりて詳略の用捨をなすに止まる、公文消息の書例は中古まで畧一定せり。まゝ何年何月日と書たるものあるは、案主が月日と書置て、施行の當日、其空處へ數字を記入せざりしに起り、後には何月日と書棄る習はしとなりたるのみ。

○第四十三節 文體と習用語

古文書の文體及び習用語については、第三章第五章に論述し、又第六章以下の文例に就ても時々注意をなしおきたり、浩瀚なる古文書の中には種々の文體を混じ、千餘年諸國に習用されたる用語は様々に轉訛したるに、今はまた本文さへ整頓せず、世に流布するもの僅々にて、纔に講究の緒に就たる際なれば、備論するを得ざるは勿論なり、概畧とても叙述するに苦めり、惟千里の跬歩に他日此學の文法書字典を作るの準備ともなるべき一斑を述ぶべし。

第二第三章に言たる如く、古への公文は官府體の漢文を源となしたる通用文にして、文學的の雅文とは全く徑路を異にせり。されど事實となりて著はれ、時代につれて用ゐらるゝ間には、和漢の語格語調の異なるにより、或は修潤して雅文を混じ、或は倉卒に俗話を交へ、時代と地方とにより變化したる跡には、定まる文體も用語もなしといへば、夫までの事なれど、文章の首尾を纏むるには、其中に自ら條理の存するものなれば、亦自ら條理に就けて論究すべき方あるべし。まづあらましの綱要を掲ぐれば、前に條列したる如し、

第三 文體

第四 習用語

此二要件は必ず具存す。文體を分析すれば、何様の文にも篇章、字、句は必ず具存するものなり。篇とは、其文の終始を纏めたるをいふ。章とは、篇の小分にて一語の纏まり、換言すれば言回し一截りをいふ。句とは、一語の綴りにて、習用語は其中に存ず、字は、單語にて是にも時の習用あり、意味よりしては習用語に屬し、筆畫にては第七の字形に屬す。此文體と習用語とを研究せんには、先一篇の文體より解剖して一章の言回しを熟看すれば、謂ゆる體裁てふもの、原素を其中に存し、而して其細分に習用語なるものも剖折し出さるべし、故に文體と習用語とは相須て論ぜざるべからず。是より空言をやめ、其例を擧て説明せん。

公文の文體と、諄辭の文體とは、判然と通文雅文の別あると誰も知る所なり、されど共に國人の操る語調なれば、言語を文辭に著はすに及んで、之を混じて一篇をなすとあり、是も亦一の文體となすべし、其例を擧れば、古事記神代に

於是速須佐之男命、然者請天照大御神將、乃參上天時、山川悉動、國土皆震、
爾天照大御神聞驚而詔我、那勢命之上來、山者必不善心、欲奪我國耳、
章即解御髮、
經御美豆羅而、乃於左右御美豆羅、亦於左右御手、各纏持八尺勾、總之五百津之、美須

麻流之珠而章會昆良邇者負千入之鞞比良邇者附五百入之鞞亦所取伊都之竹鞞而弓腹振立而章厚庭者於向股踏那豆美如沫雪驟散而伊都之男建踏建而待問何故上來章爾速須佐之男答白僕者無邪心唯大御神之命以問賜僕之哭伊佐知流之事故白都良久僕者欲往妣國以哭章爾大御神詔汝者不可在此國而神夜良比夜良比賜故以爲請將罷往之狀參上耳無異心章

これを細看すべし、の首尾は公文と同じ語調にして、中の數章を諄辭調に修飾したり、山川悉動、國土皆震の對句などは、亦漢の雅文をも交へたり。凡て通用文は惟あからさまに事實を陳述するを主、なす、因て自然に語氣は此、の言回しとなり、一篇の文は公文體を成せど、少し詞を修潤するときは其人の兼て手慣聞慣たる美辭の句調交りて雅文を混ざるものとす。故に王代の如く文章學の盛んなる時代には漢唐の雅文を混し、足利末の如く消息を公文に用うる時代には平常の挨拶口上となる、因て古文書の文體に自然と時代の變化を示すと雖も、其實は定まりたる準則の捉へて論すべきものはなし。

今の人は消息時代の文を聞慣れ、唐宋以來の雅文を見慣たる故に、古文書に對し、

王代に公文式の猶存して官府體の漢文にて書たる三代格符宣抄等の如き公文を閱し、次てや、古き私狀時代に官府體の漢文形式を存するものを閱すれば、皆古奥なる觀をなして讀取るに當惑するものなり。其文例は既に前章に列舉し、まゝ注意をなしおきたれば、粗は了解するを得べし、中に於て首に知悉しおくべき文體は第七章廿四節の民部省牒に付て、官府文體を熟詳するため常用の字例を摘記したる末に、此省牒は前に符宣、爾と二段に敘し、依奏者、施行者と二段に承て結べり、時には三段四段なるもあり、三代格などを心得おくべしと謂おけり。官府體の公文を閱するには、一篇の文體に於て此文例を熟知せんを要す、因て更に其例を申説せん、此文體の簡短なるは第九章卅三節に列舉したる民部省府兩森太政官府榮山辨官下文國分氏を并せ看るべし、爰に三代格より一通を擧ぐ。

太政官府(第六卷に出)

應聽府官并國島司公麻稻春米漕上京事。

右得太宰府解爾太宰所部(以下所請理由)本禁出米後依太政官去延曆十二年八月十四日符中加勾勘一切確禁此部諸國桑麻不繁國司在任表服已乏加之以或老親在京常關資養

望請入別料稻四分之一、毎年春米漕京、謹請官裁者、(内應)右大臣宣奉勅依請、但兼任之官、

聽漕半料、(但以下の書添は今に習用する但書の起りなり)

弘仁二年十月五日

此は明かなる文理なり、六朝の官府體裁を傳習せし當時の公文は、毎に是にて篇を成たり、故に自然慣用されて、他の記録にもまゝ用ゐらる、姓氏錄左京神別の大伴宿禰に、以天朝負賜大連公、大伴室屋奏曰、公文な開闔之務於職已重、若有一身難堪、望與愚息語、子の相伴奉衛左右勅、依奏是大伴佐伯二氏掌左右開闔之縁也の如き、公文の望請云云、奉勅依請の習語を其まゝに系譜に書たるなり。

事由の單純ならざる場合には、前の文理により文中に幾重も書累ね、順次に判斷を加へて本旨に歸著し、以て篇を成とあり、同書の太政官符に、十二卷

應修理坊城非理之損事。

右得宮内省解備木工寮解備檢案内、太政官去仁壽二年六月七日、下左右京職符、(良房)

木工寮解備省去三月廿五日符、備太政官今月廿日符、(良房)右大臣宣奉勅、停修理、(以上符勅)

右坊使、木工寮、空官物一事已上受領者、寮依符旨受領已訖、謹案太政官去天長四

年六月廿三日、下左右京職符、(良房)中納言兼左近衛大將從三位行民部卿清原真人夏

野宣、伴坊城、依檢破損、使散位從五位下伴宿禰嗣枝等、勘定無損之處、具付京職修理

功畢之後、職更檢領付畢之物、即勘錄移送、司若非理、濫損令職修之者、而職不遵行、

濫損者多、望請重復下知、依舊令檢領之、謹請官裁者、(良房)右大臣宣、不愼符旨、怠在職吏、空

加下責者、(以上仁壽符勅、前木工寮)謹案此符須理損之色、木工修理、非理之損、京職修造、而今不論理、非木工總

造、政忘格條、事乖公平、望請破損之物、先論理、非勘定之後、依格分造、又厥坊城上、凡有

內有外、令非理之損、總委京職、恐一司之力、難堪修造、復請外、則准據先格、令京職修、內

則施行新制、令當家造、當家之人、苦不遵行、五位已上、奪當年位、主典已上、奪一年季

祿、史生已下、雜色之輩、准其破品、令輸料物、然則坊城全固、永不破損、造作、愼繁半從減

省者、(宮内省)覆審有理、謹請官裁者、(良房)右大臣宣、奉勅、施制之義、取於適時、立言之規、貴於便物、

若隨人殊、法政非平均、因少奪多、事涉苛峻、宜當家之人、不論貴賤、准其損品、令輸料物、

一年之内、不得輸究、五位已上、主典已上、同准損物、折留位、祿并季祿、史生已下、雜色之

輩、從狀科處、自外、依請。

齊衡二年九月十九日

此文は多端に似たれど四重にて篇をなせり。外重は宮内省解にて、未の覆審有理の句に歸宿し、官裁を與へられたり。中重は木工寮解にて、後の謹案此符以下の本案に覆審を得たるものなり。内重は仁壽の官符此符右大臣緒繼宣なり。中心は仁壽木工寮解の省符施行の事にて、此の事の原因なり。此の如く數重の文にて、其論理は前の一重の文法を層累せり、看慣れば紛れなき文體なり。此文體は院政以前まで行はる、爰に三條帝の時の宣旨を舉べし、符宣抄に、

應就留案勘會公文、前司藤原朝臣方正任中、寛弘二三四并四箇年、減省官符班符宣旨等事。

右得攝津國去閏十月廿五日、解被左辨官令、今月廿三日宣旨、解得攝津國去月廿日解狀、解謹檢案内、前司守從四位上藤原朝臣方正、去寛弘二年六月十九日任、同六年正月廿八日、解得替解任、而任中公文、于今未勘、頻雖加其催、空送四箇年、不依新制、無心勘濟、但守爲義朝臣當任、調庸雜物、任格合期、悉以進納、勘濟公文、任中致勤、今依前司之緩意、何失當任之勤節、望請官裁、以下宣旨因准傍例、早被下宣旨於所司、越勘彼任、以下宣旨勵其勤者、今依宣旨、欲勘濟彼任租出舉帳等之處、件年々減省官符班符宣旨等、民部

史生村主忠茂爲成省符請預之間、去夏之比、其身死去、仍就後家尋求之處、已無其實者、相副同省、史生佐伯信兼所進申文、言上如件、望請官裁、就官符宣旨留案、被下宣旨於所司、勘濟件帳、將致至公之節者、左大辨源道方傳宣、道長左大臣宣奉、勅依請者、

寛弘九年十一月十九日

此は惟二重にて篇をなし、前と文體は同じけれど、章の言回し異ひたり、之處之間にて轉摺し、雖加其催、無心勘濟、相副所進申文、言上如件など、後世様になれり。前符の坊城全國永不破損、造作惣繁半從、減省。また施制之義、取於適時、立言之規、貴於便物。隨人殊法、政非平均、因少奪多事、涉苛峻の對句は、漢文の整句なれど、後宣の今依前司之緩意、何失當任之勤節の對は、通話に訛れり。私狀時代の公文となりては、偶者、望請依請などの字を用ゐず、某申、云々、蒙裁許、言上如件等の字様となりて、文體一變せり。

鎌倉代の公文に、前舉の文體にて編を成たるは、第十章卅七節の下知狀醍醐寺卅八節の言上書梅津氏を比較して、其の變化を見るべし、猶京都神護寺文書を抄録す。

神護寺領播磨國福井莊西保沙汰入 地頭非法條々

一 下司公文給田屋敷事

右對決預所法橋有全與地頭代右兵衛尉頼兼令進覽申詞記於關東之處去貞永元年九月廿四日御下知狀云東保先例事無相違於經年序者限本給屋敷何及子細乎早任東保之例可致沙汰以上下知云云仍任狀令施行之處雜掌則於本給者不帶一紙證文雖令押領已經年序之間今更不及訴訟而東保下司公文之屋敷者自昔至今無違亂令居住者也又新給田者爲地頭押領本給之後重宛給庄官等召仕之間云所職云新給屋敷領家進退顯然也就東保之例必可被正西保地頭之濫妨以上雜者地頭亦於本給屋敷者地頭進退之由事切畢至新給田者任東保之例引募之處何限當保可押落此給田乎還迷御下知之了見歟所詮與東保地頭經光法師可被以上地頭中糾真偽也云云兩方如此加了見不落居之間重令言上子細於關東之處今年四月十九日御教書云任兩方申請守東保之例可致沙汰之由去年九月御成敗畢然則召問東保地頭經光法師隨彼申狀可被沙汰付御教書云云任被仰下之旨相尋經光法師之處就彼申狀同預所覺嚴法眼又有申旨其詞參差之間忽依難裁許可令注進

言上關東也可待御成敗矣。

一 地頭例損二町七段事

右如東保預所覺嚴法師申狀者送遣勘料馬壹疋菓子等之間所免除也云云如地頭經光法師申者勿論也云云者止自由之儀且依先例且任東保之例可致沙汰矣。

一 地頭代損田事。

右如同申狀等者檢注使之任意也云云者可止自由之募矣。

一 (以下九條略ス)

以前拾壹箇條且任關東去四月十九日御教書之旨且就東保地頭所務之例下知如件。

天福元年九月十七日

(兩六波連判)

是を武家公文の文體とす、の文句は通話に傾けり昔しの公式の官府文は修潤して雅文に入り通話を離れしに事實は之を許さず反て通話に訛りて謂ゆる倭習を生し此の如き文體となりたり言文の一致を求むる自然力の作用と謂べし。凡そ通用文は只平暢明白に事理を達するを旨とす合著とか韻致とか修潤して

玩味すべき辭藻は不用なり。又才力を鼓舞して錯雜なる文緒を整ふる健筆も不要なり、大抵は箇條書にして列ね、或は別筆に掲げ、務めて誤解なからしめ、文學的の趣味少き書方を是となす。故に古文書は一篇の文體として、其結構を論すべき諸體はなし、只多人に交渉したる複雜の緒を辨明せる文例を熟知すれば、複雑ならぬ事を辨ずるに難からず。前舉の武家公文體は北條氏時代の降るにつれ、訴訟入組みて、數十紙に書陳たるもの、南北朝の初めまで毎に發見する所なり、是は別に古文書抄を輯めて讀本となし、これに就て講究する必要を認む、因て爰に空論を省く。

文體の題目に於て、一篇の體裁に時代變化を示したるは、公文私狀消息の三大別の外に、前述の文體を説なば略足りぬべし。文體と習用語との變りを熟看するに、篇法には在らで、一章の言回しと、字句の習用とに、變はあるものなり、看よ前舉の文例の如きも篇法は同じく、章句に古今の相違を示したり。此時代變化を概括して論すれば、初めは官府體の漢文を習はして通話に近からざるを尙び、文の自然を矯たれど、其哀へて、言文一致に傾たるを見ん。奈良より平安盛時までの通文體は決して言文一致に非ず、其は國史令格等に載たる文業人の手に成たる文に限らず、

假初に作れる文書も通話の儘に文字に綴りたる書様には非ず、正倉院文書に、

謹解 申過限日事

以（別筆）今月十三日、（盧ナリ）盧内卒有故、屋破壊、

修理之間、限日可過、更請四箇日、仍

錄事狀、謹解。

（別筆）天平寶字四年九月十五日

山部吾高磨

廿二日參

秦家主解 申請假日事

合參箇日 以（別筆）廿一日參過一日

右以今日十六日夜、私（盧ナリ）蘆物所盜、爲

問求請假、仍注事狀以申。

（別筆）天平寶字四年九月十七日

判許

（同上）史生下道福磨

領加茂馬養上馬養

壬生廣主解 申請假日事

合伍箇日

右依右足並腰痛、以去月廿八日所治、燒

未差、不能起居、依請假如件、病狀不申送

者、被緩情歟、今注具狀申送、以解。

誠恐謹啓（消息なり行書）

今朝漸腹張、終及下痢、雖救治猶無止息、

若有小安者、便即參上、須臾之間、更無留

連、伏乞好申日尊、而勿令責近日之罪、仍

錄怠之狀、誠惶誠恐謹啓。

寶龜三年四月一日

石齋道守二柱尊侍者

九月十八日 後家公孫謹上

五二六

僮畧の書面なれど、官府體漢文に修めたり消息は通話に近き點あり

凡て文體の變化は一章の言回しに在る故に、文書の中より一二章を截り之を表列して比較講究すれば自ら明かなり。例へば、

有使役之民路頭炊飯於是路頭之家乃謂之曰何故任情炊飯余路強使被除。復有百姓就他借飯炊飯其飯觸物而覆於是飯主乃使被除第五章十八節大化二年の詔此句格の整はれる、の虚字等亦修めたる文なれど猶通話の原質を存ず。

其等論僞荒野寺家墾開成田何輒給他人者。即入鷹申云寺家墾開功者以稻若干束將進上者。加以更寺田若干町段步己田云妨不佃荒之。

又雖乞溝堰處无所判許。加以郡司百姓等捉打寺田使堀塞寺溝堰水不通荒地不少者第七章廿四節天平神護二年解

全く官府文體に書綴れり而して此語格のまゝ後に通話となりたるあり即ち文によりて言を變じたるなり但の句は言のまゝなり加以はシカノミナラスと訓

ひ。

加賀郡遠去國府往還不便雪零風起艱苦殊甚。加以途路之中有四大川每遭洪水經日難涉人馬阻絕動致壅滯。三代格卷五弘仁十四年太政官奏

方今雖于戈不動邊城靜謐而豺狼野心不可不慎望請云云同天長七年同

是は官奏にて雅文の體になれり。の句は詩語に近し。又飲食之興非唯快醉假名坐隱誠以褻錢寄樂舞狂要以被物。單貧之末無力相計視如仇讐交作胡越。同十九昌泰三年官符

官符にも此の如く雅文に近く、僣偶句を挿む等文章生の筆才を揮ひたるものあれど一般の事務に書綴りたる公文はますゝ通話の訛りを帶ふ。

因以去昌泰三年遣使勘辨爰隨國郡判許且頗領掌。雖然所遺之地其數不少而或稱王臣家地或號百姓治田強致執論不全領掌。第七章廿六節延喜五年國解、

於是茂則等注事由經愁之日稱可裁免之由送日之間秩滿去任。厥後新司守藤原史幹臨境之時重以愁申而稱非當任事于今未裁免符宣抄卷六天曆三年官符、

今依宣旨欲勘濟彼任租出舉帳等之處件年々減省官符班符宣旨等。民部史生村

主忠茂爲成省符請預之間去夏之比其身死去仍就後家尋求之處已無其實者同卷
八寛弘九年符全文前に出、

俄引率數多隨兵亂入寺中損亡房舍煞入取首。因茲大衆驚集尋問子細之處是犯人頼正子隱住僧房之由已有其聞仍以檢非違使廳宣所擗煞也者。侍尋舊例云云、

正倉院文書東大寺所司大衆等天喜四年解、

延喜格のより天曆村上寛弘三條天喜後朱雀まで百五十餘年の間に文牒の漸くに通

語に訛りたるを見るべし。延喜の或稱或號と雙提する語調及び領掌の語は已に

久し後までの通文の習用となれり。天曆官符の之日之由之間之時及び乎今みな

字義に相當す其の後習用されて接續の語尾となれり後の兩文を較へて知べし。

天喜の文は院政時代の文體を啓きて既に吾妻鏡盛衰記等の語調となれり。

鎌倉時代の文書は通話に訛りたること吾妻鏡に記したる當時の口上振に比較

すれば自ら明かなるべし。同書初卷治承四年十一月八日佐竹秀義處分の條に

著紺直垂上下之男頻垂面落涙之間令問由緒給依思故佐竹事繼頸無所據之由申

之仰曰有所存者彼誅伏之刻何不弃命者乎答申云、

彼時者家人等不參其橋之上只主人一身被召出梟首之間存後日事逐電而今參

上雖非精兵之本意相構伺拜謁之次有可申事故也云云、

重尋其旨給申云、

閣平家追討之計被亡御一族之條太不可也於國敵者天下勇士可奉合一揆之力

而被誅無誤一門者御身之上讎敵仰誰人可被對治哉將又御子孫守護可爲何人

哉此事能可被回御案如當時者諸人只成畏怖不可有眞實歸往之志定亦可被貽

誅於後代者歟云云、

又山内瀧口經俊斬罪同月廿六日の條には女の口上を寫して、

彼考母武衛御乳母聞之爲救愛息之命泣參上申云

資通入道仕八幡殿爲廷尉禪室御乳母以降代々間竭微忠於源家不可勝計就中

俊通臨平治戰場屢骸於六條河原訖而經俊令與景親之條其科責而雖有餘是一

且所禪平家之後聞也凡張軍陣於石橋邊之者多預恩赦歟經俊亦蓋被優曩時之

功者哉。

並に言の其儘には非ざるも當時の文書は通話の言回しに従ふて書綴りたる語調

なるべし院政以後の文書は昔しの官府體漢文の句格を失ふて這般の語調と成行けり。第十章節八に擧たる永利文書及び吾妻鏡の頼朝言上に、

於信房者雖貧弊不堪之身勵微力隨堪令進上任料於京都。山田村并車内可爲地頭雖罷預御下文。久安三年解

頼朝爲伊豆國流人雖不蒙蒙指御定忽廻廻籌策可追討御敵之由令結構候之間文治元年頼朝言上

而種信死去之後無妨領知之程莊國課役難堪之間代官眞清逃脫之刻建保五年解。前の吾妻鏡男女の口上振と同じ語調にて官府體漢文に非ず。

重力の理たる同一の力を縦横に與ふれば其物は斜に路を取りて走る。日本の通文も其理の如く文章學が漢文を修めて文と言と相つるゝ自然力を矯たるに其力漸く弛みて院政以後の半漢半話文と成れり。其時も矯力は猶存じ造句造語を琢き駢儷句調を用る等通語の其儘ならぬ所は自ら存ず。殊に藝業家の合作たる貞永式目に右神者依人之敬増威人者依神之德添運然則恒例之祭祀不致凌夷如在之禮莫莫令怠慢の如きは武人の心脾に染たる憲章たり。又元亨德政の下文にも神克

護國國克敬神因茲代代祭奠令專敬肅度制符殊誠緩怠八章廿と起して或彼召放郷保或可改替事務諸國社幣物幣物儘可付本社者と結ぶ猶斜に路を取りて走るものなり。室町と降り江戸となり彌言文一致に近付たれど情力は猶存じ一般の通用文を書くに人々に文語は普通語の外に替語を擇みて句を繕ふものと信ぜしめたり。されど其の文體は世を逐ふて言の其の儘となりしこと前章の文例を熟看すべし。

句格の通語調と訛りし後は漢文としては顛倒及び不成句のみ多し其中に官府體漢文の習ひを逐たる句格のあり習用語となして見るべき句あり。

(一)職是之由 漢代より此句あり本邦に六朝文を學びて早く此句を習用し書紀にも用る天平比の公文にも用る後までも頻に見る句なり。是を此斯にも作る國分文書九章卅には職與斯由源頼朝言上八章卅には職之由元亨の下文八章卅には職而斯由とも書たり。

(二)寄事左右 官府文の句格にて寄事辨申或は託言一人格並と相同じ前節正倉院文書永久三に此句あり。源頼朝言上には寄事於左右元亨の下文には寄事動難澀と

あり。頼朝言上の不待平家追討之左右北條經時下知之隨彼左右七十章の左右とは異なり。

(三)云彼云是 云曰の字を疊用するは漢文の常なり又或云是官家出舉之物或云寄進借物之代などの句格とは異ひてト云と讀むは較後世の倭習にて院政以後の常調となれり東鑑建久三年御判七十章云合戦之功績云奉公之忠節弘安三年論旨今宮文庫云朝役云神役梅津文書八十章云文書云理非鹿島文書八十章云借上積九章云訴訟費の類大抵文書の案文に此の語調を習用す前節に擧たる永久の宣旨には云雜役云官物寄事左右と(三)一串したる句もあり。

(四)且怒且喜 是も漢文の常なり倭文にも鴨長明方丈記に淀みに浮ふうたかたは且消且結ひてと書けり文書にはこれを且はと讀む意味に用う臺明寺文書長久二年應宣九章且加制止且擧進其身永利文書建保五年解十章且依重代相傳文書等理且任代代知行實の類是も亦多く用ゐる句例なり。又或を此法に疊むもあり通常なれば必ずしも辨ずるを須ず。

(五)應定程限 官府文の題に應云云と書するは倭漢の常格なり今に清人の應用

不應爲の語は此に出づ。三代格の官符もこれを用ゐる應ニ云云スベシと讀む因て藤原氏の比より可を應に換へ應早令云云を可早令云云に作り顛倒に似たる句をなせり。又應を合に作るも官府語なり唐詩に往々之を用う後世の官府語に不合無等の語あり我邦の古へもまた用ゐたるあり其義を明かにせずして或は令に誤るもあり。

(六)謹檢案内 解牒等の常用句なり藤原氏の比より案内を舊貫先例故實に作るもあり或は檢を考に作る字異れど意同し。猶此緒を追ふて公文句法の變化を釋ねて此學の榮を製すべし。

習用語は既に第十二節に畧述し又第六章以下の文例に就ても小釋を加へ或は〇〇〇を標して注意しおきたり。今に用ゐる習用語の過半は古の官府語より歴史變化をなしたるもの多し又俗語に漢字を當嵌たるも交れり例へば身持放埒或は埒なしの如き漢字より出たる語なれば調馬の埒を放ちたる喩へなるべし此語は古日記にも見ゆ無勿躰モツダイといふ語も此類ならん。古日記に非道甚だしき事を記して勿言勿言といひ困難甚だしきは爲之如何といふ並に公家の常語なるべし。

日本に漢字の傳播せざる時代は文明の程度至つて低く、原人の間に話す語は僅に當用を足らすまでに止りたると見えて、凡て道德的、法律的、理財的等にかゝる、必用語、活動語は、官府體漢文に原ずる外は、佛教儒學より來る、故に古文書の習用語といへば、即ち社會の事務事業に話す常語なり、國語の府は古文書にありと謂て可なり。但此節に擧たる弘仁齊衡の兩官符と、前節永久の宣旨とに就て、其習用語を摘めば、勾勘は、勾當の勾と勘定の勘とを綴る。勾は公文の條件に勾點を加ふるを云ふ、古文書に、毎 勾當 檢校の職は委員の如し、數多の委員檢校して、委員長其條件に勾點をなし、當否を定むるなり。此名稱の盲法師にのみ用ゐる様になりたるは、足利時代なるべし、第十章 四十 北條 幻庵 覺書に和一と申候けんきやうとあり。勘は官府文に考の義に用ゐ、齊衡の官符に依、檢損 使勘定 先論 理非 勘定之後とあり、又即勘録移送ともある、此勘定は今の勘定とはやゝ異なり、其他勘濟、勘辨、勘合、勘文など、用ゐる、今は勘辨を堪忍の意に用ゐらる。官物受領の受領は字の如し、後世は補自分給の受領者、即ち國守に任ずるを受領と稱す。宣旨に牢籠とあるは、此時代の常用語なり、籠絡とも書く、浮浪を宕浪と書と音似て、意味も似たる所あれど、牢籠は此に敢

無牢籠、又永斷、後代之牢籠とあり、又暗被、押籠とある如く、小地面を交界の大地面に包み、押籠て押領さるゝを云、此の如くなれば、地主所帯を失ふて浪人するにより、浮浪を牢籠といふ様にもなれり。習用語の變化は此の如く、中々一端の説盡す所ならず、前章の文例に略説を付し、或は、〇〇を標し、〇たり、猶研究すべし。

習用字も時代の變化あり。第七章 卅四に件 僞 者の三字を述おけり、件をくだんと訓せて、早く本義を訛り、今に至るまで用ゐらる。僞は平安朝の中比より云の字を換用したる符牒を見る、院政以後は正格なる公文には僞を用ゐれど、普通には之を用ゐ、南北朝までに僞は絶たり。者、をていれはと用ゐるは、鎌倉比までなり。在は居の義にて、にありと訓めど、有に誤用されしと久し、花押あるを在判と書と院政の比より然り、前章 四十 多武峰 文書に、於在之者と誤用せり、前後に其例は尙多し。僞 旁 愁 剩 然者 偏 乍是等の字を用ゐるは、院政以後の文體が通語に訛りたるによる、愁は愁の誤形なり、奈麻強は萬葉集に見ゆ、純國語なり。

是を統るに文體の變化は、文章學の衰ふると、文書用の繁忙になるに従ひ、言文の一致を求むる自然力に牽れて、假名文流行の時代より漸に支那の官府文體を失ふ

て、謂ゆる倭習多くなり、院政の比までに著しく變れり。故に武家時代に移りては文體の變化は鈍くなりたれど、偏く諸國に文書を用廣まり従つて習用語の意味に訛りしを生じ、此に著しく變化を示し、室町時代には文體も習用も古今の大相違をなせり。終に消息時代に移りて、文書は俗語の萬葉假名とも謂べく、支那官府語の面影もなくなりたり。試みに近古の通用文書を執て、明清に用ゐる官府文に比較し見なば、其源の同し文體より出て異派をなしたるとは、奇異の思ひをなすならんも、文體習用語の變化したる次第を按して檢査すれば、今とても猶其血統の争はれぬ點を看出さるべし。今より古文書研究の道を開くには、前章に表舉したる文例に就て、此節に略説したるが如く、章を截り、句を摘み、其言回しと、綴語即ち習用語の相違とを吟味しなば、古今文書の變化は自ら瞭明ならん、詳細此法に因て文體及び文語の字典を編成さるゝに非ざれば説盡しがたし。

○第四十四節 傳來

古文書の原本と寫本とを問はず、其文面に顯はれざる一の要件を存ず、即ち其保

存し傳へられたる來歴是なり、爰に之を論述すべし。

第五 傳來

古文書は某家又は某氏文書と稱して世に披閱さるゝ、猶人に姓氏あるが如し、是を傳來とす。普通の交際には其人の姓名をさへ聞ば、系譜を問の必要なしと雖も、苟も講究にかゝれば之を問ざるべからず、古文書も亦然り、其家某氏と稱して其處に藏さるゝと雖も、其傳來をたゞせは種々由緒のあるべきなり。例へば菊池某宛の文書が菊池氏に藏さるゝとて、必ずしも其先祖の受取たるものに非ず、或はこれを受取る後に改姓したるもあるべし、木野てふ家に菊池の文書を藏する來歴をたゞせば、其祖先の受たる山緒あるが如し。脆弱なる紙に書たる文書が數百年乃至千年の久しき、此濕氣稠き邦土に、劇烈なる戦争の放火掠奪を開して、今に保存されてあるとは、思へば珍異も亦甚だし、之に對して傳來を問は人の自然の情と謂べし。されど古文書は悉皆傳來の知らるべきに非ざるは、人の姓氏に悉く系譜の存はらさると同じ、固り傳來の確ならざる文書も少しとせず、要件の不具なるとして其文書を捨へきには非ず。古文書傳來に就て其類を舉れば、

第一 傳來の單純明確。此類に適當するは、東大寺の文書を嚴重に勅封されて保存したる、正倉院文書の如く、弘法大師が大内の朱雀通に建立してより、今に儼存して保存しある東寺文書の如きは、古文書の標準となるべきものなり。又記録類に於ては、官務の壬生氏小槻が宮内省に獻納し、局務の油小路氏中原が内閣に獻納したる、長持數掉の記録あり、日記類は伏見宮に勅封同様の法にて保存されたる、花園光嚴、後崇光、三帝の宸記あり、三寶院大僧正滿濟の自筆日記を其門跡と同利とも云べき醍醐寺に藏し、又は元の祇園社にて文書の裏に記したる執行日記の如きは、極めて確實なるものとす。傳來を正せば此に匹すべき古文書は猶多し、大倭法隆寺は堂塔と文書と共に保存され、金剛峰寺の文書が紀伊の高野山に藏されてあるが如きは、第一に指を屈すべし。遠國に散在せる古文書にも是に匹すべき明確の傳來を具へたるもの少からず、中に就て余が九州の古文書を採訪したる實歴數件を話すべし。

九州に於て豊後肥後及び肥前南西海岸の島々には、天文天正の比に、キリシタンのチエスウィット教會に歸依し、大友小西諸氏より神社佛閣は大抵盡くの様に燒毀たれ、寛

永の島原一揆に結了したる、殘劇の歴史を經過し、其時に古文書は烏有となれり。然るに豊後大分郡の杵原八幡宮のみは、宇佐八幡宮の分社なる故か、是のみ燒れず存じ、社藏の文書康保以來百八十五通、及び舊記數冊あり、宮師の家にも五十六通を分藏せり。肥後の球摩郡は深山にて、鎌倉初めより今の子爵相良家の領地となり、而して其由來は彼家系にも定かならず、今度其家の所藏文書を披檢すれば、元は蓮華王院領にて、鎌倉初めに相良の先祖其地頭となり下りたると、文書に歴々と詳載あれど、是まで讀取り得ざりしなり、文祿慶長比まで千餘通の文書を存ず、諸家の文書に是ほど詳備したるは希なるべし。肥前杵島郡は後藤氏の領にて、基督宗の禍にかゝらず、塚崎驛に武雄社とて古社存ず、余が採訪の時郡長に其文書を訪ねしに、宮司の裔武雄輝門廿餘通を持來りて示せり、余細見し此外に猶多くあるべしといひければ、愕然として實は貴諭の如し、されど是まで高等官の來るもの、只一瞥して眞偽を知らしと斥けらるにより、今は勞を省き一括りを示すとなせり、さらばとて走歸り、一櫃を抱き來れり、之を閱すれば、天曆五年武雄社領檢地より、天仁天永以降の田券、文治以下天正までの文書二百廿通、及び武雄社本記二冊あり、武雄卿

塚崎驛の由來歴々と證さるゝ然るを是まで其地の人も知ものなし、皆平和の璞始めて玉人に逢と大悦せり。以上の三文書の如きは千餘年間を貫串し、或は千餘通の多數を詳備し、其本主の處に儼存す亦罕なる遺寶と謂べし、是はたゞ三州より一箇づゝを擧ぐ、全國に此類は固り夥多しと知べし。

右は傳來の單純にして明確なるものなり、總ての古文書に就て傳來を釋ぬれば千百年の經過の間には單純ならぬ情山のあるを殆ど常とす、其類を擧れば。

第二 一氏數氏に分る 領地を得て分家すれば即ち文書を生ず、或は本氏を稱するあり、或は氏をも別つあり、各々同じからず、例を擧て之を謂ん。龍造寺氏は天文比より村中、水个江二家に分る、村中とは龍造寺村にて本家なり、其文書は村田氏に藏し、龍造寺文書と稱す、水个江は別家なり、其本書は多久氏に藏し、多久文書と稱す、此の如きは紛れなくして傳來を知らるゝ。結城氏は白川小峰等に分る、是まで結城文書と云は白川文書にてありしに、又甲斐國山梨郡清田村梨郡に小峯文書を藏せしが、近年に至り結城の結城文書は松平家に引繼て、川越家前橋に保存せられありぬ。肥前の松浦文書は平戸の松浦伯爵が其宗家なりとて、所藏の文書に名つけたれど、松

浦黨は郡の谷谷島島を分領して氏族繁く、近郡より筑前に蔓衍し、上松浦下松浦を分ち、松浦伯の家は天正比の再興にして、宗家の務めとして支族の文書を採集し、あれと、其半をも獲る能はず、松浦山代文書は鍋島篤佐賀の家に藏し、鶴田文書は其裔武雄前に塚崎に所藏し、並に佐賀文書纂に收む、相浦文書は、其裔相模國小田原に所藏す、筑前の中村文書も松浦黨の一なり。凡て久しき家は此の如くなること却て常なれど、足利一族などは細川、島山、山名、今川等、みな氏を分たず、斯波の如きは尾張といふが寧ろ本氏の如く、是等の家々は文書を并せて湮滅したれど、伊達家譜を見れば奥州斯波郡の斯波は大崎最上に分れ、大崎文書は猶存するといふ。武田氏は甲斐を本とし、若狭安藝に分れ、みな文書湮滅せり、支族の南部は陸奥に徙り、其文書を八戸に所藏し、南部文書と稱ふれど、傳來を詳かにすれば、武田南部八戸文書と稱すべし。大友文書は立花伯爵に引繼き、彼家にて大友文書、立花文書の二類に分つ、此他に大友支族の文書は志賀、詫摩、田原等に分れ、田原文書は入江文書と稱す、其他豊肥の處々に保存されてあり。

第三 引繼文書 是は文書が一旦本主を離れ、正當の契約にて轉傳したるをい

ふ。大友氏は家断絶したれど、其文書の一部三百五は立花家に引継てあるが如し、類を極むれば、東大寺文書の正倉院文書となり、帝室文書の伏見宮文書となりたるも此類に属す。上杉氏は山内犬懸を兩管領といひ、又扇谷越後詮聞等に分れたれど、皆断絶し、今の上杉伯爵は長尾氏なれど、祖輝虎の山内家を相續するるとき盡く文書を引継て所藏され、即ち上杉文書にて、實は上杉山内文書なり、猶其一部は秘して世に示さすといふ。結城文書の松平家に引継てあるも大友文書同例なり、明治の初め神佛分離の秕政は古文書の一厄にて、此時に散佚湮滅したる分も多かるべく、又興福寺文書が春日社文書となり、多武峰文書の談山社文書となりしも亦皆引継なり。今より以後は古文書の人に注意を生せられ、而して舊家社寺の變動劇なるに従ひ、此類の文書は必ず滋生すべし、古文書を研究するもの、傳來を究むるに怠りなからんを要す。

第四 所藏地の轉徙 永き年紀を経過する間には、文書の其主と共に、原地を轉して他に徙るは怪むに足らず、志賀文書必すしも豊後の志賀村に存せず、詫摩文書必すしも肥後詫摩郡に存せず、立花文書の如き初めより必すしも筑前立花城に保

存されたるにも非ず、然れども此種の書類が豊肥筑の近き地に存在するにより、人も怪まざるなり。人事の轉變多きよりいへば、數百年の久しき、其地に向けて發したる文書の、今に原地に保存されて在こそ却て珍希なれ、然るに是迄は此類の古文書にて大部分をしめ、却て原地を轉傳したるもの、少きを以て、人みな傳來に注意薄し、今より以後は必ず此類のますく多くなるべし。是までの例に於て此類のや、怪訝を引は、小代文書はもと武藏の庄代文書なりしに、鎌倉時代に肥後玉名郡へ徙り、其居地に小代山の名あり、此にて受取たる文書多きに居り、今は其氏兩肥に散して士族となり、本書は隈府にあり。小鹿島文書は羽後國小鹿島秋田領主なり、鎌倉時代に肥前杵島郡に徙り、橘薩摩と稱し、室町季の亂に大村家に屬し、大村氏を稱し、明治後に復姓せり、東北の極端より西の極端に轉徙したる文書とす。田代文書は三條源氏有仁親王の裔にて、和泉國大島郡に住す、亦武藏の品川莊を領す源平の比田代冠者信綱の家にて、類希なる源氏なり、余が九州文書を採訪し、筑後久留米に至りしとき、郡長川村作摩の働きにて、其裔田代太郎八が深く秘したるを出させ、一函三百餘通を世に公にするに至れり。此の如く文書は其家と共に其地を轉徙して、附近

に彷彿せず、意外の地より発見するものとす。

第五 所藏主の轉傳 引繼文書に非ずして、其文書の原主を離れて他人の手に保存されてあるものをいふ、是より古文書の傳來を究むる必要を生ず、此種の文書の傳來を確知するは頗る難事に屬す。爰に其適例を舉れば、肥後菊池郡の正觀寺文書が、菊池神社創建の後、其社に藏されてあるが如し、京都の建勳社に織田信長の白川文書の散佚を藏する、な肥前佐賀の神代氏に藏する千葉大系圖は、小城の千葉氏も、亦同例なるや究むべし、肥前佐賀の神代氏に藏する千葉大系圖は、小城の千葉氏が最後に神代勝利の處へ寄寓して死すとき、肌身を離さず所持したる遺物の一なり。是等は最も確實なる傳來とす、余が豊後日田の古文書探訪のとき、草野氏といふ商家が筐底より故紙を得て何物なるを知らず、持來りて示せり、見れば大友田原文書卅九通なり、其先代が抵當に取て其まゝ藏めおきたるならん、後に表装して返しおきたり。其後日田通見にて入江氏の田原文書を探訪せしに、元家藏文書は三千通に及びしに、後西園寺家と婚し、文書を彼家に託し、餘す所は僅に五十餘通に過ぎずといへり、然れば日田のも其一部分にてあるなり。筑後三潯郡の荒本文書は縁者の近藤氏に藏す、横岳文書は肥前小城藩中に保存されしに、伊萬里附近の山代郷

の川浪氏に轉傳してありぬ。其類を窮むれば、諸藩主が領内の古文書に注意し、島津家の薩藩舊記、毛利家の萩藩閱録、鍋島家の佐賀文書纂、水戸の有造館文書等の如き、其中に退轉したる家の原本を其庫に保存しあるは、皆此類の明確なるものとす。前田家所藏文書は採集に屬すと雖も、其中には傳來の明かに知らるものあり、亦此類に入べし、其他總て原本の收拾されて、傳來の知たるは、此例を推て究めを付るべし。

第六 採集文書 古文書の原主を離れて散佚轉傳したるを、篤志者の手に採集し、保存したるもの固り多し、前田家の先代が修史の業を起して、當時散佚の古文書を採集したるは、其首に推すべし。此採集文書は傳來の究め付ざるもの多かるべし、要件の一つ闕たるは、夫だけ確實を減ずと雖も、原本の存ぜられたるは、價值を失はず、中には前舉の例の如くに、其傳來の漸次に究め得らるゝもあるべきなり。抑古文書は足利末より復効力を失ひ、徳川時代より散佚を始し、明治の改革より全く故紙と見切りて、覆醬に用る、紙屑に投し、小兒の手習草紙を製し、或は質屋に持來るもの、年一年と甚だしきを聞て、修史館に於て其探訪を務めたりと雖も、種々の事

情纏はり十の三四をも收め得たるにや、百通以上に及べる分は漏たるもの少かると思へど、以下の零碎なるは遺漏必ず夥多しかるべし。筑前福岡の好古物家江藤正澄氏は、古物古文書を持来て金を借る人には悦んで貸與ふ、因て古文書數通を括りて抵當に取と絶へず、因て人に其價あるとを知られたり、余が巡回の時盡く之を示されたり、まだ持主の手を離れざれば、肝要な分を寫取しに、中には貴要なる事を發見したること多かりき。今は世人漸次に古文書に注意を生ずるに従ひ、亦胡亂の贗作を滋生すべきを以て、爾後の古文書を究むるものは、傳來に注意を篤くし、是までの確實に慣れて怠慢を戒むべし。

第七 原本の消滅 傳來明確なる文書とても、原本の消滅したるは、半滅亡と謂て可なるべし。高名なる文書の内に、此厄に罹りたるは阿蘇文書とす、阿蘇文書は文政天保の比に、田中元勝常に阿蘇氏のために整理し、寫本を作り、又自著の征西宮譜に詳解を加へて收めおきたれば、其文は不朽なるに近しと雖も、原本は天保九年かの火災に燼したり。往年余が採訪したるとき、其燼餘を撿せしに、後醍醐帝繪旨、惟澄申狀、功賞申立狀、惟定申狀等、數十通は完存し、燒爛れて存ずるもの數十通あり

撿するとき、燒紙膝に満てり、別に水帳一櫃を全存し、建長以來文明まで田地坪付租稅檢見等の帳簿卅三卷は、是まで世に傳はらざるものを收めたり。阿蘇の文書の寫しは不佳にして、要件に關る所多し、甚だ惜むべしとす。此一例を以て他を概推するに、古文書は原本を其家に秘藏して、世には寫しにて傳はるもの多きを占む、若し其原本を尋るならば、之に同じきもの必ず多かるべし。今より以後は家の浮沈ますく、劇に、燔燒の災難は多きを加ふべし、古文書の保存を圖るならば、早く採影するか、若くは精良の版を利用して原本を精密に印刷し、おいて、此半滅の厄に備へおくべし。

第九 竄改壞毀 是は殆ど傳來の効力を失ひたるものなり、攝津神戸あたりの某家に保藏する古文書にてありし、山本勘助道鬼判、山中鹿之助判等の女房消息などあるにより、怪しと熟看すれば、盡く入筆にて、元は祇園社、又は其支社所縁の社家より散逸したる女房文の尾に、名判を書入て賣付られたるものにて、本文は原本に相違なし。往年岩崎氏に購得したるものとて、足利時代に製したと覺ふ、金装標紙の帖となしたる古文書を觀たり、或る宮の家中より流傳したると覺えて、中に天皇

の宸翰も數通あり、又極めて拙劣なる贋も多く、或は眞贋を辨じがたきもあり、又確たる原本もあり、極めて駁雜なる古文書帖なりき。蓋し此帖の傳來は正しき物なれど、初め狡猾なるものゝ手に落ち、過半を剝取りて贋文書に張りかへ、又拙き書手が生新なる墨を研きて寫して之に換え、更に其原本を他の人へ賣付る料となしたるものと推料さるゝ。故に其帖を正眞の古文書帖としては壞毀されてあれど、拙劣の書蹟も案文は原本を存じ、寫して印刷すれば確たる史料となすを得べく、又之に反して書蹟は巧なるも全くの贋作にて廢紙同様なるも錯れり。第九章卅六節の末に述ぶるたる、後醍醐天皇の宸翰といふのも、原紙の質が兩葉異なるといへば、一葉は寫しにて半は壞毀されたる半滅文書に屬し、傳來も亦半は不明に屬すれど、全くの贋文書としては論ずべからず。

凡そ古文書の傳來を究むるには、右の八條を以て其類を推究し、務めて其系傳を明かにして、而して信否を決するは、此學をなすものゝ肝要なる注意にてあるべし、原本寫本を併せて遍く存する要件は此五條に止る。

第十二章 普通古文書の要件下

○第四十五節 名判印

古文書の文案を寫取りて適宜の冊となし、或は印刷して發布したるものにて、普通古文書の研究は粗足ると雖も、是は漢人の謂ゆる今文讀の尙書同様にて、體面は完からず、故に要件に於ても亦多く闕乏せり。是より以下に説んとする要件は、古文書の原本、若しくは篤き注意を以て功者なる人の摸寫しよきたる物に限りて、具存する件とす。

第六 名判印

名とは署名をいひ、判とは花押をいひ、印とは捺印をいふ、是みな今の人の普通に稱ふる所なれども、奈良朝より文書の經過千二百餘年の間には、随分沿革を關して、今の稱へと相違する事も少からず。

署名は公式令に官位姓名とある名の謂なり、依式取署または依式連署などあり。

りて署とは自筆にて記名するを云。凡て官の文書は年月日の下に官位姓名を記したる人を文案の作主とす、即ち案主者なり、其他の關係人は官位姓のみを連書しおき、其人々に自記名せしむるを官府の通法とす。此署名に付て法式の變化は格にも數條を録しあり、又唐に於ても其格式は相同じ、これについて唐の韓退之の名文あり、古文書の署名を見るもの當人の記名せし時の有様を想像し、且案主等の勢力を思ひ合するに益あれば、此に抄説しおくべし。

韓退之が藍田縣丞應壁記彼の縣は我國に比すに、丞之職所以貳令於一邑、無所不當問、全權あるを云、其下、主簿尉。主簿尉乃有分職、主簿尉は目史生にて丞位商而偏例、以嫌不可否事、例なり、習文書行吏抱成案詣丞、卷其前、錯以左手、右手摘紙尾、鴈驚行、以進、平立腕丞、曰當署、以上丞が署名させ丞涉筆、占位署、惟謹、目吏問不可、吏曰得則退、不敢略省、以上丞が署名漫不知何事、官雖尊、力勢反出、主簿尉下、諺數慢必曰丞、至以相警警云々とあり。是は今の謂ゆる盲判をさせらるゝ状景を記したるなり、日本の國司諸司の次官には、唐の如くに嫌をさけて案主に左右さるゝが如き習例を聞ざれど、總て官府の事務は、其實の力勢は、錄達の書記にあるものとす、上官は只これに問ふ

て署名を畢る、即ち不可を問て、書記が得と答へて退けば安心したるは日本も同情にてありつらん。文書に連署の例は、第六章以下の文例中に種々あり、檢すべし、其重き文書には上下二班に連名して署名をなし、漏たる人には其事由を書す、此に其一を摘録しおく。

正倉院文書越前國正税帳の尾に、

郡司大領外正八位下勳十二等道君

主政外從七位下道君 **五百鴻**

主政外從八位下勳十二等大私造 **上磨**

主張外少初位上勳十二等道君 **安磨**

主張无位九部臣 **人磨**

以前、天平二年收納正税穀、年類稻雜用如件、仍付史生大初位下阿刀造佐〇
呂呂申上〇

天平三年二月廿六日 從八位上行少目林連班田

從四位下行按察使兼守大伴宿禰良治磨正七位上行掾勳九等坂谷部宿禰監關

正六位上行介勳十二等大藏伊美吉 **名村** 從七位上行大目勳十二等主師宿禰朝集使
前の郡司連署は毎郡の尾にならあり其提出せるを勘檢し總合して此解を添へ、主
計に進呈するものなれば署名は書手の模寫なり。後の國司連署の下班に班田監
關朝集使と注せるば公務に因て缺席せるにて上班の守介のみ署名せり。署名の
字跡尋常なり郡司のを模寫しある中にたゞ鳥の字少し訛形なるのみ天平比まで
の署名は大抵此類にて少々運筆に當次の筆癖あるにすぎず。

此連署を韓退之の文に引當れば上班の守は令にて介は即ち丞に當り、下班の掾
目が即ち主簿尉に當る、此署に主簿みな缺席して文書の施行されたるは守介が事
務を實行せる一證となして可なるべし。爾後の國司は守は揚名にて介の政治に
なり、夫さへも普くは行はれず、掾目政治なるが多く、然も滿任後の在廳吏が事務に
熟練したるを以て其手に左右され、掾目も官判の鉗制を受たるが皮肉の事情にて
あるべし。省察司職等も亦然り、門閥政治の上次官は華族公達の座にて、只其禮遇
を尊大にし、儀式の繁縟なるまでにて、權勢は謂ゆる主簿尉にあり、唐の丞は腕付て
署名させらるれど、日本の長次官は儀式にてをやされ終には關席を常となすに至

れり。故に歴史の事情に照せば署名の跡よりも當時文書を取扱ひたる事務の模
様も釋ねらるゝものなり。

第七章廿三節に擧たる相摸國司解の連署も前に同じ

從五位上行守勳十二等田口朝臣朝集使 正六位上行掾勳十二等酒波入磨

正六位上行介勳十二等粟田朝臣 **堅石** 正七位上行大目田邊史 **廣山**

是は前例を反し下班皆署名して、上班の守關席せり。正倉院文書の内に、近刊の大
日本古文書に撮影もある、天平七年周防國正稅帳の署名は左の如し。

從五位下行守勳十二等多治比真人 **伯** 正六位上行掾月削宿禰 **興志**

是は守掾目三名みな署名せり。普通に往復する解牒移は、上班下班二名なるが多
し、常用は文字も行草に類れて潦草な女雜事に年月日下に主者一人署名す。

同文書天平十七年造宮省移及ひ右兵庫移に 天平十七年十月廿一日錄從八位上嶋田臣 **國足**

輔從四位下秦伊美吉

天平十七年十月廿一日正八位下行少屬阿刀造阿刀

大允正七位下勳十二等民伊美吉方磨

前の上班伊美吉は尸カミにて名にあらず源氏藤氏等ならば朝臣と署す上班下班一名づゝの文書には大低單に朝臣と署して名を署せぬを例とす其由來する所は既に天平にあり。後の署名は文字の形少し類れたり第七章廿六節の延暦廿年東大寺牒に距江壽堅の署名につき花押の漸と注しおきたると見合すべし

花押は支那にもあり又小野篁二合字を創むなどの説もあれど事實は署名の漸次に花押となりたる形跡あり。僧侶の筆跡は奇形多し天平比より然り官人の署名はまじめなりき。爰に天平寶字の比造東大寺司の判官主典等が官印を捺したる解牒に署名したるを焚擧すれば、

天平寶字元年十一月十二日解 連名

同年十二月八日牒 連名

國史生安都宿禰雄三

主典美努連與万呂

同 二年十月三日解 一名捺印なし

天平勝寶四年七月十七日解 連名捺印なし

主典安都宿禰雄三

主典從七位下美努連與万呂

同 六年三月十三日解 二名連署捺印なし

天平寶字六年三月十六日牒 二名連署

造東大寺司主典正八位上安都宿禰雄三

主典彌努連與發

同 五年十二月廿三日牒 二名連署

同 八年正月十六日乾政官宣の施行

判官葛井連根道

(行草) 主典彌努連與發

同 六年二月二日牒

同 七年七月九日牒 二名連署

判官葛井連根道

判官葛井連根道

万呂の草體は當時に種々の形あり余嘗て之を査過するに呂を今の假名の如くに末を刎捨たるもの一もなし因て知る今の草體は奈良朝をさると頗る遠き世に成たるを事の序に辨しおく。三人の署名に只根道は運筆を文りたれど先づ奈良朝の署名は眞面なりと定めて可なり。次に平安朝に入りて漸く運筆を弄ひて署名する習はせとなり正倉院文書の造司綱牒等の冊中にある署名に、

元慶二年九月八日太政官牒に

元慶元年十二月太政官牒に

右大史正六位上印南野臣家雄牒

上班は右少辨安倍朝臣署

右大史正六位中印南野臣家雄牒
同參議行左大辨源朝臣と署す

同二年十月大政官牒

右大史正六位中上南野臣家雄牒

延喜廿二年九月太政官牒

延長元年閏四月太政官牒

造東大寺講堂判官右大史正六位上秦宿禰貞徳牒

同五年十二月太政官牒

延長二年十月太政官牒

同五年十二月太政官牒

秦宿禰貞徳牒

秦宿禰貞徳牒

康保三年二月太政官牒

同二年二月太政官牒

從五位下行左大史兼紀伊介物部宿禰牒

物部宿禰牒

(此間十四五年)

物部宿禰牒

天元四年二月太政官牒

永祿元年十二月太政官牒

從五位上行左大史大春日朝臣牒正五位下行左大史兼備中權介大春朝臣牒

署名の漸次にぐづれて二合字の花押となりたるを覽べし。但し右は正式の文書にあるものを選び、通常往復のもの、若しくは判文などは行草を交へたる雜書にて、其署名は早く額れて花押様になり居たり。

花押を判と言習はず様になりたるは元は文書の前後に判許判決を與へて、かく判文の署名をさして言たるに起る。判文の例は第七章廿五節に數通を録し、けり之を臨寫本にて見れば、大抵行草跡の字にてかき、官姓名も草略にかきたるものにて其人々の筆癖にて自然と花押様をなしたるものあり。

天平寶字二年正月越前國坂井郡司解に與へたる造東大寺司の判、

依上件狀所中合理不進去歲地子之狀、更以正月廿九日付因史生安刀男足下告。
(連署と同牒の字なり)

次官為藤原朝臣大山
判官河内忠師祖豆
上野石真之
筆墨若井連根道

天平神護三年四月圖書寮移ニ與ヘタル造寺司判許

司判許

判官美努連奥磨

皇典河刀造与佐孫

上件依請令奉請如件並黃紙及表綺帶朱有印

以景雲二年八月十一日奉請四百卷白第廿帙迄第五十帙

以同月十二日請一百七十九卷 缺十一卷初帙又五十八帙第八

行上馬卷

右にて判文の一斑を知べし、字體は是よりも猶草略したるもの多し。漸下りて平安朝のものは、京都大覺寺文書に、

日根秋支解 申請常荒地事(郷長の印と覺しきものをまばらに捺す)

合陸拾町者在系郡之内、採田島壹所、

限東千居 限南大川

限西世山川前 限北四津谷并葛木峯

右件常荒地者、去天長二年秋支開發、經三四箇年間、无指其主、而秋支請當主之刀禰、郡司所司、證判秋支成地主哉。但窪地者爲治田、高地者爲後代之明鏡、仍注子細、以解。

天長六年二月十日 日根秋支

在地刀禰典判

紀女
伴の
藤井心
長内
物部

郡判

依有在地刀禰等證署明白、與判

古文書學講義 第十二章 普通古文書の要件下 第四十五節 名判印

物郡檢校散位中原朝臣 藤
攝使大判官代一紀 藤

高志 藤

應判

依有在地并郡判明白與判

惣大判官代散位中原朝臣 忠

中原朝臣 辰

大判官代田所散位橘朝臣 純

大判官代介散位池邊朝臣 純

處分 私領田島事

合陸拾者在系郡之内持田島堂所

四至 在系郡之内

右件田島者日根秋支開發常荒地也而一男秋重所處分如件。

元慶二年十月五日

日根 家

以上の二通は原本を見ざれば不審なきに非ざれども花押ある地方の文書に於て最早きを以て抄録しおきたるまゝ此に舉ぐ。

時代漸下り村上天皇の末は前に表せし如く花押の漸くに成形する比なり爰に

豊後國由原八幡宮文書に國判及び朱書の別當判あるものを舉ぐ。

(朱書)檢之由原宮と師季供田一町有給例又仙昭

時御被判勝抄坪他人 前別當

八幡由原宮々師僧仙照謹舜請國裁事 (朱書) 司官代坂井

請被任先々國判符判給季供田壹町狀

南七條墓田里卅三坪 檢校前芝藤原 家

(朱書) 應三四清原清志請但天德五年件仙照季供田

古文書學講義 第十二章 普通古文書の要件下 第四十五節 名列印

此花押を朱書勘當の判とす

謹案先例宮師之職請件季供田爲衣供之勤修望請國裁任先例被判給件供田仍注事狀以辭。

康保二年三月三日宮師僧 仙丞

判 任先例充給季供

守橋朝臣 修

權掾藤原

掾上毛野

大目生部

少目大原

此花押を國裁の判とす

前の大覺寺文書は在地刀禰五名の與判證明にて郡判廳判を與へ、後の由原八幡宮文書は國裁を請ふたるを勘當に回し、朱書證判により應判を與へたるにて、並に當時國司郡司に於て事務判決の手續きを考べし。判許に書下す文面は極概畧にて、文字は行草を用ひ、從つて官姓署名も簡畧なり、故を以て奈良朝より判の署名は人慣用の筆癖にて草寫たるが、次第に工夫して二合字の花押となり、平安朝には早く花押の判は行はれたるべし。

署名の花押となりたる沿革は此の如く兩様の事由より來りたるものにて、御堂關白道長の比までにて、文書に署名するとは殆ど絶たり。正倉院の寺家臨時政務文書には宣旨官牒に代て下文を用ゐたり、左の如し。

左辨官下東大寺

應早附使者召進内藏寮所領梨原庄愁申、濫行下手人右兵衛府生吉高聳熊犬

九事

右權中納言藤原朝臣經輔宣奉、勅件梨原庄愁申濫行下手人熊犬丸籠隱於彼寺之由、已有其聞仍仰寺家平令召進者、寺宜承知附使者召進所犯已重、不可阿容、官符追下。

天喜五年十二月三日大史中原

印

中辨平朝臣

印

署名は全く花押となれり、而して宣旨は下文にて行はる、頓て白河の院政に接して、謂ゆる私狀時代の署名は花押専用となり、之を判と稱へたり、即ち判決を與ふる信

憑に自筆を以て書す、昔の署名と異なるなし。

判即ち花押の据様に種々あり。年月日の下に官名^{受領}若くは姓、或は單に花押を据るを御判といふ。年月日下には主者^奉の名判をなすを奉書とす、其奉書の肩に花押をなすを袖判といふ。山原八幡宮文書の如く文書の前部に判文を書し、名判を据え、下たる例は、第十章卅八節にも別筆外題と注して舉おきたり、即ち判なり、是は後世に其例を見る希なり。請文類には年月日の下に某^{請文}と書し、花押を裏面になす、是を裏判といふ、裏判の事は卅九節にも述おけり、参考すべし。請文類には、進達の後に承畢と書して、花押を据えて下付す、是を承判、または證判といふ。下文其外上班下班に連名して、署名の處にも花押をなすと前舉の例の如く、藤原氏時代より漸次に習例をなせり、是も其一種と數ふべし。

院政以後の文書を見るには花押を眼目となす、故に古文書學をなす者は花押を記憶し、其人の姓名を覽るが如くなるを必要とす。是までは古文書の注意薄く、閱覽の限界狭く、有ふれたる人の花押をさへ辨じ得ぬ學者多かりき、爰に其二三を記さん。筑前の具原篤信^{軒益}は有名の大學者なり、筑前續風土記の著は世に知れたる

大著述なるに、太宰府文書を引據したる頼朝の花押の甚た肖ざるを怪めり、彼程の舊家によも贋作はあるましと思ひしに、後に幸府に至り原本を檢閲せしに、大鳥居文書の内に頼朝時政の判あるは、文案書式みな拙劣にて、花押みな非なり、明白なる偽作なるに、益軒先生は其花押を眞と認められたり。穢多頭の團左衛門が家に頼朝の判物を所有し、其書の記載により後世に穢多支配の職業として世俗に言觸し、或はこれを政治にも看認るに至りたり、余甚た其類を失ふを怪みしに、其原本を檢すれば花押全く非にして、足利の末比の贋作に極まれり。肥後の相良家は文書千餘通を藏し、據て相良家譜を編輯されたるに、先祖の始めて球摩を領せし原由より、其他往々に疑はしき節のありしが、後に其家に就て文書の原本を檢せしに、附箋しあるを見れば、文書の本文を了解し得ざりしともあれど、多くは花押の讀めぬに苦しみたる跡あり、九州探題一色道猷の如きは大關係ある人なれど、其花押にも不審の貼箋してありぬ。余曾て元弘の歴史を編修し、足利高氏六波羅を滅ぼし、其まゝ奉行所を据え、諸國に命令したるは、北條の政事を足利に引繼たる緊要の沿革なるに、其比島津道鑑^{久貞}の言上に承判を與へたるを高師泰と附箋しあるに因て、北條の兩六

波羅は高氏師泰二人にて南方北方に引直たるにやと思ひたり。今大日本史料に其花押は同時に松浦文書の沙彌蓮賀請文に子細承了と袖判したる花押に同じ、古文書雜纂に載る其年六月五日將軍家令旨を奉りたる右中將の判なれば、護良親王の資人と辨じあり。花押の關係は毎々に此の如き大節目に撞着するものなれば、篤く注意して其筆畫字形運筆を辨へおかざるべからず。

然れども花押にて大疑似を決するには、影寫本も時には信憑しがたき事のあるものなれど、普通には政務軍事の要路に當りて文書に關係ある人人の花押を暗記すれば足る。花押數は古筆家の著にて、普通著名の人は大抵舉りて、商賈柄にて原本を多く見て寫したるものなれば、信據すべしと雖も、如何にせん無學なるを以て、文書即ち政務に關係多き人は多く漏せり。例へば九州の政治は大宰少貳と鎮西奉行と兩職にて行はる、平清盛が原田種直を少貳とし、平家貞を奉行となしてより、源頼朝は天野遠景を奉行となし、尋て武藤資頼中原親能に代て、爾後世襲し、足利氏に至り一色道猷を探題となしたる等、九州文書に於て主腦となる人なれども、世に多くは知る人なし、故に古筆輩の眼より脱したり。修史局にて古文書を檢閲する

に、能筆數名に花押を精密に摸寫せしめて花押彙纂を作り、數十冊に及ひたらん、其中より能く文書に關係多き人人のみを吟味して、其花押を選抜し世に公布せば、大に斯舉に裨益あるべし。花押の文書に關係ある頗る著大なれど、空談にては要を没するを以て、姑く此に止めて、他日の機會を俟つ。

印に、古今の兩様ありて其歴史を別にす。印璽の起りは支那の周代より之あり、國語音に璽書てふ辭は元は印璽を鈴封に用ゐたる様に思はるれど、蘇秦が六國の相印を佩るとあるは、既に官印の行はれたるなり。秦以後は天子を璽といひ、玉を以て刻む、因て玉璽と稱へ、臣下は玉印を用ゐるを得ず、金銀銅及び寸法に等級の差あり、後漢光武が興へたる委奴國王印は金印白字なり。日本に用ゐる璽印は諸制度と共に六朝より移入したる風尙なるべし、天皇の璽は金なるにや、他の官印はみな銅印なり。公式令に、天子神璽、内印方三寸五分以上位、及下諸國公文則印、即ち天皇御璽外印方二寸半、六位以下位記及太政官文案則印、即ち太政官印諸司印、即ち諸司印解に省臺寮司等各皆印あるを謂なり、方二寸二分上官公文、及案、移牒則印、諸國印方二寸、上京公文及案調物則印、凡行公文、皆印、事狀物數、及年月日并署縫處鈴傳符尅數とあり、令條に著はした

る官印の用法は此に止る。

余は正倉院文書を閲し、勅書を初めとし、官府の符牒解移まで全面捺印し、中には不急の文書もあるを以て、古時の官人に開日月の多く、官印を濫用し煩を知らしむるを疑ひ、世の進みて煩忙になるに従ひ漸減す可しと思へり。後に其太政官符雜の冊を檢すれば、別當補任の牒に久安三年のものまで數箇の捺印をなし、建久七年の牒にも捺印のあるを見て、令條の永く施行されたるを知る。義解に太政官及諸司與僧綱若三綱相牒之類也と特に解しあるを以て、僧綱三綱への牒にのみ捺印するは文に拘泥するの甚しきと疑へり。他の古き古文書を見るに、捺印のなきも多く、發見せられ、草案にも非ず、又贋作とも覺えず、正倉院の内にも亦捺印なきもの半にちる、其捺不捺の別を考ふるに困めり。因て令條を熟考するに、印の用は民に信憑を與ふるにはあらで、官の檢擧を確かむるを主としたるものと思はる、故に官府の文書は大抵散亡して、發見するは民間に布たるものなるを以て、官印の信憑を捺する外にあるもの多きなり。是に因て之を謂へば、官印は文書の要件に相違なけれど、其効力は寧ろ微なりと謂べし。

然れども印は文書信憑に効あり、無てならぬ物とす、令條の定むる處は二寸二分の諸司印、三寸の國印に止ると雖も、正倉院文書に猶種々の印を見る、一は僧綱の印なり、二は親王の印なり、酒入内親王の文に捺したるは方一寸八分にて、酒の字を刻せり、三は生江息島、生鳥、豐名、畫師、池守等が私印は方一寸、四は經所の圓印あり、五は郷印あり、前六六は鈴印なり、背縫に捺す。三代格八に、印之爲用、實在取信、公私據此、以決嫌疑、而案公式、令惟有諸司之印、未見臣家之印、爰有勢諸家、皆私禱作、進官文書外、皆僭印之、積習成常、無復疑慮、夫事不獲已、人所必行、於公無害、理宜容許。加之太政官去齊衡三年六月五日、封家調庸雜物、可放捺印、日收之狀、下知已訖、然而□用之制、未詳至今、猶放白紙、家司雜掌、爭論不絕、伏望令諸封家、皆得用印、但一寸五分、以爲其限、外於公家、備私用者、中納言兼左近衛大將從三位基經、宣奉勅依請、貞觀十年六月廿八日とあり。養老令の定まりてより、百五十年の間、印の用は官府の間に専らにして、私印は僭用に屬したる情實より、按ずれば、文書に用るたる印の効力も、或は後人の意想する外にありつらん。此格の施行され百年ならずして、文書并て捺印の變化する運命に逢たれば、古の王代に用るたる印は、文書の要件たる効力甚だ微なるも

のなり。

令條に據ば官印は位記及び物件の數を確かむる官府の信憑にて、民間の信憑となす趣旨なし。然れども第七章廿六節に擧たる土地賣買の公驗に、判文の處へ國印郷印を連捺しあり、自然に民間の證印にも用ゐたれど、郷印も私印なれば官の識認する證とならざるべし。院政以前の文書に、官印を連捺せず、又は判許の處に連捺印なきは殆ど常の如し、院政以後は官印の跡微かになり、證憑となすは全く花押によれり、古式の印に効力の乏しきとは此に考へて知るべし。

院政前後より足利氏の中葉比までの文書は、花押を信憑となし、鈴縫も花押なりしに、天文天正の爭亂より印を用ゐると流行し出したり。其起因は何比にあるやは偏く古文書を檢査せざれば知されども、上杉文書に、嘉吉の末上杉安房守憲實所領を子龍春に譲りて出家し、長棟と號したるとき、文書の背縫に長棟と刻したる朱字の方印を捺したるを見る。是を以て臆測するに、後の印を用ゐることは足利の中葉より起りたるならん。思ふに藤原氏以後は前の鎖國時代なり、耳目は島國的に蔽れしに、足利義滿の開國より明の往來始まり、彼國の文券に證印を用ゐる便を

知り、花押の煩を経験したる末なれば、印を信憑なさんと試みたるにてあるべし。然しながら方印の寸法は官印に占領され、一寸五分までは資格なき者は刻するを得ず。武家の人人は方一寸餘の小印ならざるべからず、諸司印の四分一にすぎず、かゝる小き印を捺しては、數國を并領したる守護等に於て大に威信を損ず、故を以て公文に印を用ゐることを憚かりたる情實ならん。然るに海内破壊し、割據の時代に移り、天文の比より朱印を捺して政令を施行したるは、第四十節に北條家の條書に擧例したる如く、武田氏にも用ゐ、西國の大名にも發見す、是を後の印を用ゐる時代とす。

織田信長京師に入て大權を執るに及んで、天下布武の楯圓印を朱捺し、三度改刻したり、之に繼て豊臣秀吉は繆篆の圓印を少し楯圓をなすを刻し、總ての公文に捺して花押に代用したり、世に太閤様の御朱印、或は其公驗を得たるを御朱印地と稱ふるは、此印の信證となりたるによる。是みな圓印なり、官印と異なり、右大臣關白の印には非ず、武家の棟梁信長秀吉の信證にて、花押と異なるなし、然も此二代にて朱印は絶たり、全く一時の事なりき、小き實印を用うとも、此時代より生まれり、余往年太宰府

に至り彼社の文書を閲せしに、黒田長政社領配分帳の繼目に捺したる圓印は羅馬字にて刻せり、其形式歐洲の印を摸したるが如し。又父の如水及び細川忠興の印も羅馬字を刻したるを處々より發見しぬ、或はいふ如水はジッウセフなりと、忠興のは青印なり。此印を見て天文天正間に基督教の流布は意外に盛んに、當時の人物は大抵これに縁りて歐羅巴の文明を呼吸したるを知たり。殊に歐洲交通の率先者たる大友宗麟の實印は篆文の石の字と思ひしも、亦羅馬字のヨなることを知り。因て考ふるに、圓き實印を刻し用ゐるは、天文以後に歐洲の風を移入したるには非ざる歟。

又太宰府の文書にある龍造寺隆信の實印は、扇の中に文字を刻したる朱印なり、加藤清正の印は稍大きな黒印を捺す、是みな基督教の反對者なる如くに、印の文字も漢字を刻せり。其他藤堂高虎の實印は花押様の字を刻したる黒印なり、織田信長の小印(即ち實印)もあり亦黒印なり、島津義久が琉球國王に與へたる文書には、義久と刻したる大なる方印を捺したり、外國に對し威嚴を存するには然らざるを得ず、然れども令條にてたゞしなば僭用の名を下さるべし、高虎以下の印は史徵墨

實に載てあり。

徳川家康は朱印を用ゐず花押を用う、徳川氏の代代諸大小名に與へたる判物はみな花押を例とす、諸大名の條令も、領地を家中に分配するも、大抵花押を主用したり。故に印を公文の信證に捺するは天文天正の比一時の流行にて、普通は古今を通じて署名花押を主用せり、印は固り私印にて其起りは歐洲人より教えられ、便利なるを以て一般の慣用となりたり。徳川氏の時、諸大名の花押も木にて線を刻したるを捺し、濃墨にて塗て用ゐたり、是を判役といひ、昵近の士に代筆せしめたりき。

○第四十六節 字形、筆意、排行。

古文書の本文を正楷に寫し、或は印刷したる本を披檢し、これに據て當時の事實を考究するは、學者の古文書に對する普通の需用とす。若し其本を見慣たるもの、影寫以上の原本を閲覽すれば、驚くほどに體面かはり、昔しゆかしき感情を生ずると共に、其文を讀んとすれば、遽に讀取がたく、先輩は如何にして讀取しやと、忽ち怪疑を生ずべし。體面の眼前にかはるをいふは、左の三要件の異による。

第八 筆意

第七 字形
第九 排行

まづ字形の相異を説かん。

古文書に對して字形の異なるに驚くは、平生楷寫本を見慣たる眼が、俄に眞行草の諸體に接して、體面の頓にかはるに因ると雖も、日本人は平常の通用消息に行草交りの文書を取扱ひ慣たれば、支那人の日本書翰に對するが如くにはなかるべし。眼さきの變りてふとは、俄に感覺を動顛さすれど、靜視すれば左程の事にあらず、漸くに澄視すれば、只字形の異なるに苦澀を感ずると最多しとす。猶もこれを推究すれば、最初より漢字の素養淺く、注意粗にして、字形の正譌を辨ずる準率を有せざるを以て、時代の違ひたる書風の目に慣ざるに惑ふと多し。喩へば近年の活版印刷に見慣たるもの、**島**を**嶋**とかき、或は**鳶**とかきたるを見れば、別字と疑ふならん、明治以前は**嶋****鳶**が反て通用字にて、**島**は學者の眞字として迎へられたり。今の活版印刷は漸次に正形の字に整理されつゝ、あれど猶其中に譌字を混じ、或は故意に譌形を刻して用ゐらるゝを見る。

抑漢字の濫多になりたるは語の増加したるには非ず、廣き支那大陸に於て、方音の相異と、字形の相異と、此兩因により字數の増加したるなり。初め秦の始皇が秦字(即ち小篆)に一統せんと、李斯等に字書を改めさせたるときは、三千字には及ばざりしに、漢に至り自由を許し、字音字音の異ひたるを集め、西漢末に揚雄が字書は七千字の多さに及び、後漢末に許慎の説文は一萬字に超たり。かく増加する中に、字形の小異も多く含む、爾後は字學衰へてます、濫多になれり。日本は不幸にも漢字の移入したる初めと、又漢學の普及したる近代と、共に最も文字の制裁なき時代の惡しき學風を吸收したり。秦以來支那に於て字形の略統一したる時代は三あり、一は漢隸(即ち楷書)の定まれる漢時代とす、二は唐の初めに六朝文字の亂雜を正し、五經文字、九經字樣等を撰して、字形を匡正したる時代とす、三は清の初めに康熙字典を撰して、文字を一統したる時代とす。然るに日本は漢代より漢字の移入を始めたれど、學校を設け之を教習するに至りたるは、五胡に攪亂されて大陸の亂雜を極め、字學廢れ、字形壞れし六朝の時代なりしを以て、最も惡しき書風に感染したり、是古文書の字形に苦しむ原因なり。其後遣唐學生等は唐初の正しき教

習を受たらんも既に傳染の深き改革するに由なかりしと、猶吳音の教習を漢音に改めんとして不可能によりたると同揆なり。今の學界に受たる漢字の素養は、徳川時代の學風にして、亦字學の最荒みたる宋明の惡習を吸收し、文字の注意粗にして、又好き字書も有せざりき、康熙字典の翻刻されたるは至つて近き時代にて諸國に普及したるは嘉永安政の比にてありし。故に今の人は漢字に對して其正形譌形を辨へる知識乏しきが上に、六朝の惡風に染たる古文書の字形を檢するとなれば殆ど闇中に圖ふ思ひあらん。

幸に近代の明朝様清朝様版下を書く人は、康熙字典の字形に據るとを熟知したる故に、印本には大誤なし。殊に明治の初め印刷局に雇はれて活字の型を畫たる支那人は、彼邦にも屈指の能工にて、字形の甚だ正しかりしに因て、其流を承て活字の形は正しけれど、是も一般の惡風より壞られつゝあるなり。古寫本古印本は古文書と同じく壞字多し、若し其文を引用し元のまゝに活字に組しむならば、木板に彫すべき字必ず累出するべし。余曾て乾元二年卜部兼夏の寫せし日本書紀を、慶長版の本に校正せしに、形の正しからぬ字は滿紙といふへきの中に、二箇字を正し

得たり。其一は重濁之凝場難の場を場に作りて、堰也、淮南子作竭と校しありぬ。其二は伊弉柴に作るべし、冊尊の冊を舟に作りて、舟と校正しあり。或本には舟再にも作る、此字形を正せば舟はサツにて、今は冊冊或は冊にも作る、舟は篆文の舟にて、隸に舟に作る、舟は補の本字にて、舟の音なり、此故を知らざるに因て、字形に迷ひ、種々の壞字を書出したるものとす。凡て古文書に限らず、古寫本は字形の大體を吞込ず、妄に筆を鼓舞したる跡ありて、縦へ大誤ならぬ字も危ぎ心地す、端本の書紀、令義解、弘化本の三代格等、みな壞字多く、今これを印刷する者無益の惡字を刻したるもの多し、如何にも笑止なり。

苟も漢字を用ゐて言語に代ゆるならば、其字の成たる原則の一通りは知ふかざるべからず、即ち六書の象形指事は其字に形と音とを特有し、會意は兩字の合形にて音を獨有し、諧聲は形と音との合體なり、假借は音を假る假名の用法にして、轉注は音形によりて意義の相依る註釋法なると、是だけは會得せざるべからず。又字形に於ては、篆の隸に變りて行草に崩れし大意と、音韻の一と通りは了知せざるべからず。康熙字典を始め、字書には辨似を附しあり、其中に普通はさして必用なき

字も多し、喩へは **丁丁**、**二二** 均し、**本本** の如く、一方の字廢したるは混同の恐れなけれど、**宀**、**穴**、**糸**、**糸**、**圪**、**圪**、**冠**、**冠** の如きは慎まざるべからず。**手木門** **鬥** の別を知るとも **示**、**衣**、**韋**、**革** に迷ひなき能はず、**シ** は **氷**、**シ** は **水** なり、**淮**、**減** は水なるべきに邦人の習風は氷に誤る、草竹の別は明かなれど筆を執ては **筆**、**筭**、**第** を **筆**、**筭**、**第** と書く紛れ字のなきを以て恕するも、**第** の草となり、還元して **第** に誤るとあり、或は狼藉の **藉** を書籍の **籍** に混用するともあり。**著** は入聲にて **チ**、**ヤ**、**ク** と呼ぶ、俗に **着** に作る、邦人は著述と到着とは別字と思へり。**易**、**陽**、**專**、**專**、**各**、**各** の別は尤も心得おかざるべからず、往年雑誌の太陽初めて出しとき、太だ陽かゝと謂し人ありき、今は **陽** も **陽** と成果たり、**疆**、**場** は **易** に従ひ、**場**、**圃** は **易** に従ふ、**傷** の **傷** は亦別なり、古文書は多く辨別なし。**專**、**專** の辨なければ、**簿**、**簿** を **簿**、**簿** と書き、或は **甫** の **甫** を省き、**魚** に點し、**溥**、**天** を **溥**、**天** と書く、**各**、**各** の辨なければ、**逢** を **逢** に作り、**降** を **降** とかき、**絳**、**衣** は **絳**、**衣** となる、かゝる人は隆は何に因て形を得たるやを知らず。**己**、**巳**、**己** は篆文に **己**、**巳** の別あり、**己** は **戊**、**己** なり、**巳** は **辰**、**巳** なり、**巳** は **以** なり、古文の **巳** に

て台ムも **巳** の省なり、**圪**、**圪** 橋 の別は此に生ず。古へより筆硯に従ふもの、頭初に少し此原則を腦漿に注入しあるならば、古文書古寫本の如き壞形の字は作らざるべし。

少しく嚴正にいへば、**回**、**回** 別あり、**面** を **面** に作るべからず、**丹**、**丹** は **入** に从ふ、**納**、**滿** みな **入** なり、月に五別あり、**日**、**月** の月は右缺く、明有朋は之に从ふ、**丹**、**月** は内畫連なる、**舟**、**月** は二點に作る、朝服勝前之に从ふ、**丹**、**月** は青靜の如し、**冨**、**月** は二畫左右缺て中に居る、今用ゐる活字は猶此別に注意しあり。往年琉球談判に大久保大臣に隨行したる我友人、清の旅館にて **奮** をキウと讀て皆に笑はれ、答へてフンならば田に从ふべし、是は奮と同じく白なれば奮聲なりと争へど、さる字はなしといひ、遂に清人に問へば、奮は田に从ふにより、其聲を得るといへり、因て我書記の人も始めて文書の字を考究する必要を知れりといふ。**卯**、**酉** の別としてあり、篆文に **卯** は反戸にて開門に象り、**隸** に **卯** と書す、**夔** は閉門に象り、**卯** と書す、**隸** に **酉** に作るは筆便に従ふなり、故に **茅** を一に **茆** に作るはよし、**柳**、**留** を **柳**、**留** に作るは閉門の **卯** を開門の **卯** に从ひ、音形共に誤る、さりとて **栢**、**雷** に

作ることなし、今は柳留を通用す。故に古今字の適用には其用捨なかるべからず、往年余寫字の校正者へ試みに**馬屋**の字は如何なるを通形となすと問しに、**厩**といふもの十の七八なり、又**廐**といふもあり、又**廐**といふもの二人、**廐**といふ者一人ありき、此字論語郷黨の**廐**焚を俗本に**厩**に作れり、他の經書には皆**廐**に作る、唐の石經には**廐**に作る、古字なり、故に字形を知らぬ者は論語を習用して厩と書來りたれど、馬屋なれば**廐**なるべしと一點を加へたるは少し、字形に心ある人なり、顧野王梁の玉篇に此字あり、又**廐**と書たるは字形を知る人なり、**廐**と書く人は字學者ならんと問たれば、説文韻鏡家にてありぬ。文書は通用の書面なれば餘り古文籀篆を論じて、爾雅説文に正すには及ばざれど、一と通り字形の原則及び古今字の辨を知りて、譌字俗字は作るも、壞形の字を書ぬだけの注意はなかるべからず。近代の雅號に**岳**の字を用ひ、**嶽**とは別字と思ふ人多し、頃者余に其別ありやと問し人あり、因て嶽岳は古今字にて別はなけれど、唐宋の際より別字となしたると覺えて、岳飛を嶽飛とは書かずと答へければ、さらば嶽とは書まじと決せり、此の如く古今の習用を照して適用の斟酌はなかるべからず。

日本は古文書の最初より、右の如く字形の教育も、制裁もなき故に、古寫本印本を問はず、字形の亂雜なるは言語道斷にて、逆も繩尺を以て論すべからず。近き印刷の大日本古文書は、其誤字壞形に活字改刻を勞せり、末に異字一覽を附し、最も今日に見馴ぬを摘出すとあれど、見馴ぬとは撰者の見馴ぬにて、實は其見馴たる字とても異字譌字は多くあるべし。其摘出しあるは壞形の字多きに居る、異字と稱ずるは勿躰なし、其中に於て左の如きは見馴ぬ字にもあらず、

川 昔し普通用の通筆 **少** **少** **正** 行體の字形 **礼** 集部に禮の古文作 **歧** **注** **舛** **那** **席**

腕 **滿** **貳** **永** **修** **毛** **毛** **才** 五字は行草の字形 **仏** 字典に佛の古字 **皿** **戸** 法帖にある字形

取 **苑** **顛** 是も法帖にある字形 **零** **參** **梓** **族** **胙**

多くは行草の字形なり。**叔**を**淋**と書くは古文の**斜**を崩したる形なり、俗用繁畫の**二**は**弌**貝に从ふとは世俗は却て知ざるべし。**那**は一に**那**に作る、玉篇に出つ。**參**は**ム**を**口**に作りたるなり、是式の訛は古今人の常なり、且**參**星の**參**を**參**に作るの略と見ても可なり。**園苑**を**蘭苑**に作るは殆ど日本の常用なり、**充**を**宛**に作ると同じ。

留 筭 筭 體算の別 閑 閑 金 金 糸 糸 奪 奪 京 京 過 過 構 構 綱 綱 尊 尊

粗 粗 匠 匠 袒 袒 稜 稜 赤 赤 段 段 段 段 狼 狼 數 數 擡 擡 總 總 擁 擁

臧 臧 臧 臧 斤 斤 解 解 雀 雀 勢 勢 受 受 賦 賦 賦 賦 賦 賦 賦 賦 賦 賦 賦 賦

賦を賦に作るは顧野王の玉篇に出づ、晋代の譌字なり。莊園の狂は庄を本字の如く習用されたり、元は行體に症と書したるが、症となり、症となるもあり、遂に症を通形となす様になりたり。賁を賁とかき、口をムに換るは

船銘を船銘と書が如く、行草のくづれなり、喬を高に作るも亦然り。酉を酉に作るは天平の譌形なり、葉を葉に作るは、棄の別字、弃より誤りたるならん葉を葉と書するもあり。死を死に誤りたるは、此の如く六朝比の筆意より訛形したるなり。島はもと息の省にて、之を嶋と書するも六朝字なるべし、是も習用されて近代まで本字の如く看做され居たり。其他表列する如く字の正形を知らずに書たるもあり、或は一點は許すなどして、濫りに姿態を粧飾するより雜出したる形なり。

古文書の字形は正體なしといふも過言とせず、其病源は初め六朝時代の燕雜な

る文字を傳習し、やがて奇字異文を好む沙門に誘かれ、字學に注意なく、字書は玉篇を宗となし、簡明なる好字書を有せず、其上に行草の變化を先入して、隸の正法を知らざる等に由る。故に日本人の筆蹟は通用文書に限らず、撰著の書とても、字形の燕雜なるに實に甚だし、字の正形に晦く、浪に變形の筆を鼓舞すれば、如何なる字形をも亂出すべし、率を學に作るなどは殆ど古寫本の常となり、蟲を虫と、絲を糸と略するが如きは猶怨すべきに屬す、專專筆筆の別なく、友友商商の辨なきは、日本文字の常態の如くなれり。近代まで漢學普及し、書籍を上木するに校正を精にするに至りたれど、漢籍は本國に校勘の原本あるにより、誤正整はれど、和書は古き習氣を脱する能はず、本居氏の古事記、河村氏の書紀集解にても、
嬢表互越求惡祗分既冥察降欲絳摠賈舊
錚嶋面兒黃稼繫奇麻微稻澆
搏面芽瓊嶋雙越蓋搖按段被隱昇斷岐
奧姬植座還達遠胸帶假華少嘗奏胤
以上古事記
以上集解

初一冊に校訂の漏たる古き譌字の猶殘留するを認む此の如し古來各人の手ん手

に作りたる古文書に壞形の字は割合に猶少しと謂て可なり。

次に**第八筆意**を述ん。日本は漢字教習の初めより端正なる筆法を教えずして楷書に行草を交へてかき當用を辨したるに起り相習ふて風をなし詔勅を書すにも支那の院體の如き嚴正なる筆法に嫻へるものは古往今來一人もなしと斷言して可ならん。されば古文書は雜用に往復したる行草體の消息に限らず正格なる官の公文にても楷書は正楷をなさず行體に流るゝ用筆ありて眞行草共に筆意の注意を怠るを得ず。

正體の字形を作るには運筆に一定の法あり喩へば**州**の字は**川**の間の三點にて**洲**を象形したる字なるを以て先づ中を引き次に左と右と引き後に三點を加ふを運筆の順序と定む。草體には變化して**舟**に作る字の正形を知らぬ者は正變の兩様を見て或は**別**と書き遂に三刀の轉合と誤る晋王濬三刀の夢を州の字と判したる談もあれど**芟芟**は共に別字なり**刈**を三刀と誤りたる筆意は六朝よりあるならん。是は楷字の正形を草字に變化せるより運筆の順序を失ふに至りたる一例なり普通の字は運筆の順序も尋常にて行草まで變化なきを常と

する故に筆意にて字形を鑒誦せんにはまづ運筆の順序を按ずるべし。

運筆の順序にて筆意を按ずる例は通用の平假名を以て證せん。**い**は**以**の草體なり運筆の順序にて**以**と崩す因て字形を知ぬもの**左**を**以**と誤り**以**に還元し**以**の譌形を生じたり以て古へ**以**の草體は**以**なるを知る。然るに後に牛の角文字に崩れたるは左右共に筆意のみ此形を寓じ兩點を内勾外勾に對せしめたるに起る蓋し其初めは左は下筆を逗めて右に刎ね右は下筆を逗めて下に刎る筆意にてあるべきに習用の久しき筆意を失ひ今の字形となれり。**ろ**は**呂**の草體なり運筆の順序にて**ろ**と筆を逗めて止べき字形なり正倉院文書の万呂の草體を遍く檢するに**ろ**と右へ刎又は下へ引捨たれど左へ刎捨たるは一もなし呂の筆意はよろしく然るべし因て知るゝはの草體は早くも延喜天曆比のより習用し本字の形を忘れたる草體にて筆意は既に消滅したり。

筆意の存滅にかゝらず運筆の順序にかくて草形の假名は正形を想像し默識するを得る**奈**の假名を**奈**と崩し其筆意にて**な**となり**奈**となる或は**太**を**た**と書し**た**となるも運筆の順序にて本字の形は自ら存ず。**多**は天平の

文書に**多**とかけり、行體なり、草にて**も**と崩す、筆意にて**ㇿ**の假名書となりて、運筆の順序にて多の形をあらはせり。此の如く筆意と運筆の順序とは相依るものにて其順序を狂はせたる草體の筆意にては、殆と本字の形は見出されず。

されど楷書の眞體は運筆の正則をかき、行草は變化をかく、變化は前述の如くに常形のみは守り難し。喩へは**き**の如し、**𦵏**の草體なり、幾の眞形は運筆の順序最後に點を打てど、行草の變化は**𦵏**と下の人を後に書す、因て**き**となり、**き**となる、筆意をいへば**き**も**き**と上へ刻て左の**ㇿ**に運ふべきなれど、今は假名の通形となりて此筆意なし。此の如きは和漢の達法なれど、又日本のみの變形あり、**美**は**羊****犬**に从ふ、日本にては**羊****火**に从ふものあり、其形は既に天平の文書に見ゆ、支那は佩籬に**𦵏**を**𦵏**に作りたるあり、**美**の字なし、是は初め行體に大の一を筆勢にて連ね、形は**火**になりたる書様が、漸次に**𦵏**となり、**𦵏**となり、**𦵏**とまで譌るに至りたるなり。故に**美**の草形は**𦵏**尋なれど、日本にては**𦵏**と書く、筆意を按ずるに元は行體にて**大**が**火**となり、遂に草體の**𦵏**となりたるなり。**𦵏**の假名も**火**の草體にして、運筆の順序をかへ右點を後に打たるなり。正倉院文書

天平十七年小治田蟲磨の解に**𦵏**請如件と、**𦵏**と書けり、是は行體に**𦵏**と書、草に**𦵏**と書く、運筆を前後し、**𦵏**と書し、**𦵏**と書す筆意にて、既に六朝よりある形なり。此筆意にて後に**𦵏**をその假名に用ゐたり、第十章^{卅八}比志島文書の讓狀を見るべし、是は草變の後に運筆の順序をかへて、變化したる筆意の果てを知べし。

古文書に對し其文を讀取には、まづ字形を辨明し、不審なるは筆意を熟視し、運筆の順序を按して、原字の形を推想するは、共に闕べからざる必要なり。影寫本以上に對しては此二要件を忘るべからず、否、忘るゝを得ざるとなれど、事實に於て甚だ困難の事にして、殆と絶望かと疑惑するに至らん。往年菅政友氏延元の史料を勘査し、征西大將軍の西下は果して延元元年なるや否を疑ひ、阿蘇文書の繪旨に、**依之凶徒、猶不退、帝都、涉年月之條、國家之弊、庶民之憂、宸襟無聊、故爲進官軍、整軍陣、無品親王、爲征西大將軍、所有御下向也**云々とあり、九月十八日附にて、年を記せざるを以て、延元元年とすれば年月は旬月なるべく、果して年月ならば延元三年の九月に適當すとて、寫本の不確なるを憾み、原本を得て字形筆意を正さんとを切望されたりき。されど後聞けば、阿蘇家の原本は既に燒燼し

たれば、年句の疑を決すべきなし、其時余は思へり、**㊦**と書たる草形は年とも句とも随意に看認べし、原形相似たる故に誤寫も生ず、此の如き大疑を筆意にて決せんと難しといひしが、後に忽那文書の軍事日記にて延元三年なると明かになり、句は年に定まりたり。近比も亦一例あり、谷森善臣氏嵯峨の露を著はし、觀心寺文書には慥に長慶天皇御遺命と書てある遺**令**とは見えぬと争はれたり、第十章冊九に舉あきたる譬の文書に、自伯耆國蒙勅令の令も**令**とある、若し争論となれば下の一點に筆意の輕重長短を論ずるに至り、遂に不解決に了るべし。故に古文書原本の字形筆意二要件に於る、夫程までに重きをおいて恃む力はなかるべし、但讀取りて作書の眞意を誤らざる様にならん限りは、沈潜研究を盡さざるを得ず。

小野宮右府の小右記、正曆四年閏十月に十四日觀修法門來之近曾の句あり、何とも解しがたかりしに、百鍊抄を檢すれば、法門を僧都と書たり、何故に僧都を法門と誤りたると、彼是對較せしに、**修**と書したる筆意を轉傳に寫し訛りたるにてありぬ。古日記の同筆にて書たる原本を數冊熟覽すれば、其人の筆癖を見覺えて、自然に讀取易くなるものにて、筆意を研究するに好き温習なり。三寶院滿濟僧正自

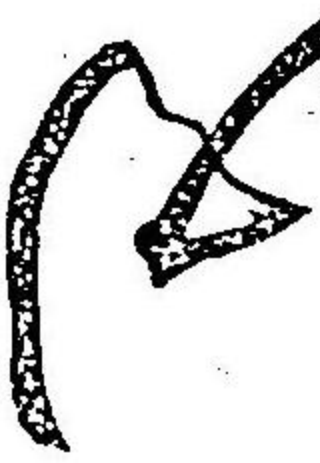
筆日記數十冊は、字莖も太く、熟習すれば見慣れ易し。尋尊僧正の大乗院日記、目錄は、字莖小く、字形の長短至つて不揃にて、如何にも讀取にくき筆蹟にて、寫しに着手するを得ずしてありにき。應永廿一年伊勢國司城攻について、肝要の記載ありげなれば、四五人集りて面々に考へを集め、漸くに四十餘字を讀み取たり、頃日嵯峨の露を聞せしに、其文を引てありぬ、定めて我輩が讀たる跡にてあるべし。此の如く古文書の原本に就て、行草體の字を筆意にて讀取には、人人に堪不堪ありて、目の鍾る所を異にし、相須て讀破るものなれば、筆意の研究は洵に必要にて有望なるに相違なければ、さりながら前述の理由ありて、十人十色に初めより正躰なき字形を書くづしたるもの交りたれば、筆意を精究すれば必ず讀取るべきものとは決して斷言するを得べからざるなり。

筆意の事は古文書の原字原文に就て細論せざれば、空論にては明示しがたし。若し此に史徵墨寶の縮寫にても添たるならば、夫を指摘して猶いふべきとは山々あるべし、逆も小冊子の盡す所にあらず。爰に第十章冊九に舉たる五條文書後村上天皇の内勅、并せて縮寫の寫眞石版に就て、其一斑の例を示せば、彼一枚の奉書に候

べく候と四つあり其筆意を抽出すれば



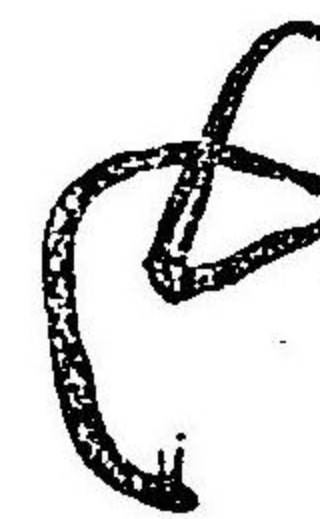
(6)



(15)



(18)



(23)

此四様みな形異なれども筆意は同し其場合に於ては此語の指定されあるにより疑ひもなく讀取らるゝなり。北條幻庵の覺書四十一にも候べく候の文句は類はしくあり活字には四箇を費せども原本は這樣に形作りたる字のある故に筆のまにまに幾つともなく用ゐたるなり。此筆意は近き比まで女文に一種の假名書きとなりて通用したり。



女文のかざり字となりて習用の熟したるものは筆意の働きのみにて極略しかいて以て能事となしたりき。然し是はいかに草畧するも運筆の順序によりたるを以て筆意を見取ると易し

今に用ゐるる消息に筆の走りたる餘勢に付心を右之趣、心は右之通と上下の文のかかりにて讀去られつゝあり。若し字形順序筆意を失へば僅かの相異にても見取がたき字となる。正倉院文書の寶龜年間借錢解數通ある内朱書にて判決を與へ、**依を勿**又**は依を下**又**は司**とあるは依旨行司又は依員充司の如く見ゆ猶一通に**依を勿**とある是にて司に非ず可なるを知れり。是は習用となり、**司**判又は**司**判と書たるを見る、**可**は一口と運筆する順序にて草跡の極はうとなるも紛れなけれど、**司**判と書ては全く形を失へり。又**冬**は當時多くある字にて、**旨**を**旨**とかく慣ひより起筆の形を失へり更に筆を止るとき下に刎ね遂に**冬**とかくに至れり、本文に眞數ある判文には迷疑となり畢れり。**區**を**尾**とかき、**菴**を**菴**と書くか如き、今にも往々に見る所なり、皆字學の素養なく、正を知ずして杜撰に變化をなすより生ずる壞形なり、かゝる惡字も頗る多し、雖も前後の文のかゝりにて種々に思考をくれば猶讀去るの方はあるべし。

古文書學は草創時代なり、之に對する人人に於て、漢字は知得したると思ふならん、實は版下の活字に教えられたるまでにて、字學の根本に疎きを以て、譌字壞形の

多き文書に向ひては自ら迷ふを免れず。故に古文書の原本を讀んとならば、特り華押叢のみならず、書家に行書類纂、草字彙のあるが如く、必ず古文書字叢を作りて、之を検出する便を開かんを要す。

次に第九排行を述べん。古文書の文字を寫取り之を、閱讀して古時の事實を證明するは、學者の古文書に對する隨一の要求なり、故に通常は之に博識なる人の讀取りて正楷に寫し、或は印行し、或は活字印刷したるを看れば、眉目明晰にて讀易し。影寫以上の原本を見れば、古今の感想を惹起し、當時ゆかしき心地して、甚だ珍重なれども、其文字を閱讀せんとすれば、艱澁にて下らず、證古には却て不便なり。喩へば史徵墨寶を見が如し、之を讀には考證を披けば、明晰にて讀るゝを以て、たゞ學問の用には是にて足るべし。但本紙に比較すれば、字形、筆意、排行の三要件闕たり、字形筆意は誤寫誤讀を正すの必要もあれど、排行の相異はさして必要なし、大日本古文書も排行に於ては別に異同の考を添ざるはさして要なき故なり。さりながら原紙を照せば、排行の相異によりて、舛面の全く別なる感をなすならん、故に古文書研究には排行及び字詰めに精審なる注意なかるべからず。

凡て皴篋の學童にて先輩の咀嚼に含哺されるまでに安んずる者は、かゝる講究の必要なしと雖も、苟も他人の著述書に満足せずして、古文書を咀嚼し、我自ら其滋味を沁出し、以て己を益し、兼て人を益せんとならば、牙餘の本のみには守り難かるべし。古書、を、今、文、讀、と、い、ふ、事、あり、輓近の人は研究心なき學風に慣れて、昔しの人々が古文を今文に讀取りて學生に授けたる、最初の心配を知るもの少し、排行を説く順序にまづ是より辨ずべき必要あり。

尙書は上代の書といふ義にて、即ち古文書なり。孔子が魯の泰山を初めとし、諸國を歴遊して採收したる古文書中より百篇を撰録したるものなり、或は其中に原本を採收したるもあるならん。世に傳へたる尙書は寫本なり、孔氏には必ず影寫本のありたるべし。然るに秦始皇の燔書に禁絶され、漢文帝に至り、秦の博士伏生之に壁に藏したるを取出し、二十九篇を得て、齊魯の間に教授したるを、太常掌故の晁錯命を奉して往て受けたり、漢の隸字に譯したるを以て是を今文尙書といへり。武帝の末に魯恭王孔子の宅を壞し、壁の中より古文尙書出たり、即ち影寫本なり、孔安國其書を得て之を考へしに、多きこと十六篇、すべて四十五篇を獻したるを古文

尙書といふ。古文尙書の原本は秘府に藏まり、世に傳へたるは孔安國が今文讀したるものにて、學官に立たざりしを以て講究するものなく、専ら今文尙書二十九篇のみ行はれたり。此事古文書の影寫本と普通の寫本とに適切なる例なり、總て周代の書は漢代に此の如く古文字を隸書に譯し、是を今文讀といへり。

古文字を今文讀したるは、如何なる相異をなすといへば、字形筆意の誤認にて本文の意旨を變更したる處あり、其例に堯典の首を舉れば、

曰若稽古帝堯曰放勳欽明文思安安允恭克讓光被四表格于上下克明俊德以親九族九族既睦平章百姓百姓昭明協和萬邦黎民於變時雍。

今に行はれる今文讀の虞書は此の如し。曰は古文の粵を曰くと讀たるなり、勳は説文に古文勳とある、史記にも勳に作れり。欽明文思安安は後漢書馬衍の注に尙書考耀靈を引て放勳欽明文思安安に作り、又陳留傳文憲晏晏に作る、後漢の比まては唐虞之晏晏、又は憲晏之化などの語あり、今又尙書の元は思安にはあらで憲晏にてあるなり、允恭克讓はさ程に意義は異ならねど、恭は他篇に共に作る、恭の古字は龔、或は龔に作る、推讓は讓にて責讓は讓なり、原本は如何に書たりしにや。光被

四表格于上下は、漢晋に横被四表の句數見す、横に作る本もありたるなり、又光枕は同字にて充と訓ずる説もあり、鄭玄は光耀及四海と解す、佛説の光明遍照十方世界などの誦言されたる後は、鄭の義いよゝゝ意味多き様なれど、唐虞の古へは、光枕、横廣同聲互訓といふ方を是とせん、格は説文に引て假に作れり、來格を漢代には來假に作る、原本必ず然るべし。俊德は禮記の大學に引て、帝典曰克明峻德に作り、自明也と解せり、史記には馴德に作る、順の義ともいひ、俊に作るは俊才の俊にて、鄭玄は賢才兼入者と解せり、原本いづれなるにや、既の古字は無なり。平章の平は采にて、辨の古字なり、或は禱に作る、平は後人の誤寫なり、史記には便に作る。協の古文は叶なり、黎民於變時雍は漢成帝陽朔二年の詔に、黎民於蕃時雖に作れり、時皆雍雖は古今字なり。此の如く後の今文讀を漢時の今文讀に校合し、更に古字の形に推原すれば、唐書僅に五十七字の文にも大に相違あり、古文を漢の隸字にて寫すとも左の如くに改まる。

粵若稽古帝堯曰放勳欽明文憲晏晏允龔克讓横被四表假于二二克明峻德鼻親九族九族无睦采章百姓百姓昭明叶和萬邦黎民於變皆雖。

古今の相違此の如し。是は四千年前の唐虞書なる故に然るに非ず、周代に成たる論語孟子とても同じく漢代に今文讀の譯なれば、原本を讀誤りたる點は少なからず。是を讀定めし漢の學者は精審なる考へを有したり、其如くに、今も古文書に就て、其字形を熟詳し、譌字壞形を辨し、正階の寫本を作るは、即ち今文讀なり。

さて古文書を今文讀せんとすれば、惟字形筆意のみに非ず、又排行の要件に注意を生ずべし、漢人はさすがに苦勞したる故に、其注意も自然に慥々爾なり。漢書藝文志に、秦丞相李斯等作れる蒼頡七章、爰歷六章、博學七章ありたるを、漢の閭里の書師三篇を合せ、六十字を斷して以て一章となし、凡て五十五章を并せて蒼頡篇となすとある、即ち三千三百字あるなり、章は猶行の如し。又尙書校正を記して、

劉向以中古文校歐陽大小夏侯三家經文酒誥脫簡一召誥脫簡二率簡二十五字者、脫亦二十五字簡二十二字者、脫亦二十二字文字異者七百有餘、脫字數十。

今の書を校するものは、脱簡錯簡を惟文句の脱し錯亂したると、思へど、本義は此文に考へて知るべし。簡は竹簡にて、二尺四寸を通法とするなり、此にいふ所の如くなれば、一簡二十五字と二十二字との二様あり、即ち今の一行に當る。古代は章

を以て簡を編みて編を成す、是を冊といふ、象形字なり、冊を編むとき簡の失せたるを脱簡といふ、二十五字簡なれば二十五字即ち一行脱せるなり、錯簡は簡の編次順序を錯誤したるにて、是も一簡の字數を錯次したるべし、若し傳寫の遺漏ならば一句數句を脱文といひ、一字數字を脱字といふなり。漢代の人は校正にも簡の字數より校して、脱簡脱字を記し、此の如く念入たり、後世の學者は其譯本の轉傳誤寫したる牙餘に據り、己が識見を誇張し、朱熹の大學に於るが如く、漫に舊本頗有錯簡とて、本文を紛更して考定本と稱ぜり、一簡の字詰め幾字なりや、問ふ所なし、かゝる習風の下には古文書の排行を要件となす力は生ぜず。

精密なる研究をなすなれば、尙書は古今字形の異同のみならず、排行も亦考究を用うべき必要あり、今は原本なれば正すに由なけれど、喩へは前舉の堯典も、上下と克明との間は一章の交として簡を改めたるや、一字を闕たるや、書續けたるや、排行の疑問は文理を解するに必要あらん。劉向が簡と脱と字數同しといふは、周の誥は一篇書續けと思はるゝ、虞夏書の堯典禹貢なども亦然るにや。漢代に古書を解釋するを章句といへり、元は簡に書續けて一文になりたるを、章を分ち句を定め

て文理を疏通したるの謂なり、排行の必要は此にあり。一例を挙げば、論語^而の初め、有子曰其爲人也孝弟の章は、漢代の本に未之有也に止りて、君子務本より別一章となしたる本あるといふ、即ち此より排行を改め、其文は孔子の言になる相異を生ず、排行の關係は此の如きものあり。

古文書學は其文を閱讀すると、原本を研究すると、兩徑の要求ありて、未剖判せざれど、前述の史徵墨寶及び其考證に就て學者要求の趨向は略驗さるゝ、常には今文讀の考證を使用となし、時ありて影寫の原本に就て精檢する必要の生ずるなり。故に今猶原本の存ずるに際し、此兩徑を分斷し、一面には精審なる影寫本を作り、一面には今文讀の本を印刷し、因て學者に使用を與ふべし。否すてに學者は此針路に向ふて進行しつゝあり、但原本の猶存ずるにより、兩徑を一途にいれんと企望しつゝあるなり。漢代に古文を今文讀して世に傳へ、原本は皆佚したる先例を照せば、原本の永存を圖るとも緊要なれど、亦古文書を今文讀して世に傳播の便を與ふるは、最も急要ならん、此に於て排行の必要起る。

古文書の排行は文義に於ては大抵個條書にて、然も一つ書にしたるもの多し、是

等は寫しの字詰を變ずるも、文義に混雜は生ぜざれど、亦一つ書に非ざるは、前行の終りを下まで書詰め、次行より墨をかへて提筆したる分章などは、寫手の注意脱して一文に書續くるとあるべし。公公式に平出闕字の類を定めたり、平出とは其字にて行を改め平頭に書起すとなるべし、平行より一字を出すを擡頭といふ、令には擡頭の式なし、故に平頭の字が前行書詰たる次にあるときは普通の書續けにて平頭をなさす、此の如きは如何に書たるにや。闕字は義解に其闕字の號、若當行上者不可闕之、猶須平出とある、行上に當るを闕字すれば低頭となるを以て闕ず。思ふに平頭も亦然るべし、かゝる處には筆者に其注意あらん、然るを漫に寫して混同すれば平闕の式を失ふべし。若し墨色字莖などの注意ありとすれば、文義の換章に當る處の平出にも亦其注意あらん、かゝる場合は排行の要處なり。

余が第六章以來古文書の例を擧るにも、活版の字詰に寫しなすに臨み、排行の變りに苦心せし處少からず。七章^{廿五}阿拜郡司解の國判に、伊賀國印四を捺し、拓植郷長解に郷印三を捺したる類は、排行にさして相異なけれど、第九章^{卅四}八坂文書の官符に官印を捺したる處は、字詰の相違にて其眞面を失へり、總て排行かはれ

ば捺印の眞面は壊る。又判文を前に書く、謂ゆる外題も本文の排行かはれば外題の眞面を失ふなり、第十章^{卅八}の永利文書二通の外題の如きは、前の餘白に書たればさして相違なけれど、其趣きは失せたり、第十二章^{四十五}節の山原八幡宮文書に至つては、排行の都合にては混亂となる恐れあり。

文書に盜損し端切れ、或紙の爛れたる所は、排行により、其文を無中に推想さるゝ必要あり、たとへば否らすとも、排行改まりては、其損爛の處の眞形を失ふ。第七章^{六廿}節の按察家牒二通は、其爲めに原紙排行の如くに寫しおけり、是によりて原本と排行を變すれば、直狀を失ふの故を思ひ合すべし。第八章^{卅二}節の招提寺文書の下爛れ切たれば、本文を推讀すると難けれど、此下面は活版字詰の如く深く切たるに非ず、此寸法にて、關損の字數を知れど、活版の字詰にては知るべからず。第十章^{卅八}の梅津文書に前の爛切したるは、文字の存ずる下二三字分も切たるにや、後の注文も多數の字は、關ずと思ふ、本文を活版の字詰に寫したる如くに、其爛切は深からずと知へし、數行間に、盜蝕敗爛汗塗ありて、關損したる字は、排行移れば、其原由壊散して、字形の推想にも、缺點を興ふるを免れず。其他傍注書入等ある關係も亦然り、行

草體にて、字行大小整一ならぬ文書は、殊に排行に關係あるものとす。

第十章^{卅九}に擧たる後村上帝内敕の如きは、全く排行によつて讀取られたり、女房消息の散し書きは皆然り。帳簿其他計算にかゝる文書は、排行のみならず、行首の高低に、都數、分數、内譯、小譯を分つにより、古帳簿の正式は、鉛筆にて行首及び品目を記する處に、横線を數級に劃して、眉目に瞭然たらしむるを法となす。古料紙は幅廣く、字數を多く書詰るを得る、本文は大字に書し、注文は小字に書し、字詰に自由なれど、正格の字詰にいたれば、注文の排行移りて混雜することあり。

余は古文書を今文讀して、廣く世に傳播し、普通の研究は是にて足らしめ、別に原本及びよき影寫本の存したる分は、精良なる寫眞板に刻して、精審なる考へを要する用に供し、おかんと思ふものなり。故に、其今文讀の際には、字形筆意と共に、排行にも意を配りて、成るべくは原形を考ふる便を存せんを希ふにぞ。

○第四十七節 料紙、黒色

古文書の原本には、其年代の遠きと近きとに拘はらず、前記九條の外に、猶、二條の

要件を具存す。

第十 料紙

第十一 墨色

字形筆意排行も、原本と影寫とは真相と摸擬との別ありと雖も、此料紙墨色の二は原本に非ざれば存ぜず、即ち原本の價直は主として此にあると謂て可なり。

料紙とは用紙といふと同しく汎稱なれど、主として文書を書く料となす紙の義に習用されたり。料紙の形式は、各種の文書について大小、廣狹、厚薄、精粗同しからずと雖も、公文に採用さるゝは漉出し元に略定まりたる寸法ありて、大寶天平の古代より現今まで略一軌なり、即ち今に用ゐる奉書紙は文書の料紙といふ意義より名つけられたるものとす。

料紙の寸法は、伴信友氏の語林に、古昔の紙全葉の尺寸を考ふべきは、御厨子所預家庭曆末年の太政官府の模本なりと云、其紙全葉縦一尺一寸餘、横二尺七寸許、是常所符牒に用ゐる紙と見ゆとある、是は二枚連ねに漉出したる原紙なるべし。次に寛治より建武に至て二百五十餘の間の太政官符及牒、凡六十通許、余親しくみる所、其紙縦一尺一寸、横一尺八寸、小異同あれども大概寸尺此の如し、貞觀以後の製ならむ

と謂れたり、是にて昔しの奉書紙の寸法を概知すべし。繼紙を用ゐる巻物帳簿などは長紙多し、紙は二枚連ねに漉く習法なれば、繼紙は初めより截ざるものを用ゐたるなり。素り今の歐米製造所の如く精細なる寸法の同盟規約あるに非ざれば、紙に確定の寸法はなく、亦延曆貞觀など、制度の變革ありたるには非ざれども、文書料紙の形式は古今略一定したる様なり。

料紙箱、硯箱、及び文臺は、今にも漆器の精工を用う物となれり、料紙箱の寸法は奉書紙を二つ折にして容るゝ餘裕あるを度となし、懸子カマコに文書を書く適用具をいれ、之を上官又は貴婦人の前に持出し、書記者其前に於て旨を奉じて文書を作る、因て奉書の名あり。故に料紙箱、硯箱には精美なる蒔畫などを施す器物となせり、是は藤原氏榮華を極めし比よりの習法なるべし。然しながら奉書は必ず其面前にて書くにはあらず、普通は預しめ其文案を定めて、書記の手にて淨寫したるを、官署にて名判を受たるべし、常用の料紙箱は別なれど、時ありて重要な件を面前にて書認むるともありたるなり。料紙の寸法は此箱に二つ折にて容るゝ程のものにして、其小異同は、今に大奉書、中奉書、小奉書、杉原、半紙など、不同あり、資格に應じて用を

異にするは階級制の常態なり、故に料紙の寸法は此限界に於て一定なき内に、自ら一定ありと、大概に心得おくべし。

料紙の原料は是まで楮穀三極を主用したれど、昔しは麻を用るたり、後にいふ。紙の起りは、後漢書蔡倫傳に自古書契多編、以竹簡、其用緜帛者、謂之爲紙、緜、貴而簡重、並不便於人、倫乃造意、用樹膚、麻頭、及敝布、魚網、以爲紙、奏上之、と見えて、布となすべし、麻紵の屑、及び樹皮、弊布等、すべて植物の纖維を糜爛して紙となすは、千八百年前蔡倫の發明より既に然り。日本にては、推古紀に高麗の僧曇徴よく彩色、及び紙墨を作るとあれど、書畫の起りは遙に早し、早く紙を製したるべく、曇徴は其の改良者として見るべし、是より九十年後より古文書の保存されたる初期に入る。古文書の料紙は千二百年前のものまで、今に現存す、歴史に接せぬ人は五六百年前の故紙は痛く朽爛したるべしと想ふものなれど、紙の壽命は存外に頑健なるものとす。

空氣の緩漫なる焚燒にて古物を滅燼する力は猛烈なるものにて、千年の星霜は動植質の硬固なるものは殆ど堪得ず。推古帝の中宮寺に寄附し給へる天壽國曼陀羅と稱ふる緋の繡帳は、今は壞爛して方三尺許を存じ、法隆寺に藏すといひ、又肥

前の經塚より掘出したる銅の經筒數箇を見たるに、其經卷はいづれも寸餘の炭となり居たり。此を推せば千年の空氣焚燒には紙も炭となるべき理なれども、其は保存の如何によるとなり、常に空氣に暴露させ焚燒を逞しくさせ、或は地中に密閉し、地熱と并せて焙燥すれば滅燼すると早けれども、櫃中に藏めて、常には空氣の流動を沮め、時には空氣流動中に曝して濕氣をさる等、保護を加へたる効力は甚だ著し。往年阿蘇家にて古帳簿を檢せしに、白魚及び蟲屑の飛散する計りにて、紙は猶本色を存じ、繼たる糊さへ猶力を存したり、これを展畢る毎に奥には鎌倉時代の年號を記したる、六百年前後のもの多かりき。又故紙の中に半紙に認めたる計算書あり、天文天正頃のものかと展れば、壽永の年號あり、七百年前のものなり。此一櫃は是まで久しき年月披閱したる人なかりしと覺え、蠶屑に閉られ居たるは、保護の手も其如くに疎略なりしと思はるゝに、料紙の健全なると此の如し、是空氣の焚燒を沮止したる效なるべし。されば料紙の變色變質の度は、保存の様如何んにあり、世間に玩弄さるゝ古書畫は、襪裝して壁にかけ、數々張替る等、人力を加へて空氣の焚燒を助長するにより、六七百年前の宋人の書畫も料紙壞爛して、多くは滅燼し

たり此比較にて古文書の料紙を迎ふれば大に誤るべし。

料紙の名稱は、是まで學者の考究其説まち／＼なれど、今の奉書紙は鎌倉の下文紙室町の檀紙引合にて、王代の黄麻白麻に當ると謂は略一定なるべし。正倉院文書は天平以來東大寺寫經所のものなるに因て、紙の名目を記載したる解牒帳簿多し、其中に麻紙、白紙、黄紙、凡紙或は青紙、紫紙、裝潢紙などの別あれど、博く用ゐられたるは麻紙、白紙、凡紙なり、黄紙は寫經に用ゐられたり、裝潢紙は裏打又は表紙等の原料となる最も賤き紙なるべし、又瑩版とてあるは紙面を瑩く用なり、今に存する經卷の面の磨きて滑澤あるは其痕なるべし。麻紙、白紙に謂ゆる黄麻白麻なるものはあるべし、白麻てふ稱は徳川時代まで稱へられ、奉書紙をいへり、余が佐賀藩に於て藩主へ拜賀をなす等、正式の禮物には白麻料を獻ずる例にて、十帖廿帖と分限に従ふて差あり、大寺、僧の禮物は奉書紙を毎條繩に巻いて大きな折に載せ、紅白水引を以て裝ふて禮物に獻したるは、親しく視る所にして白麻は奉書紙なり。大館常興書札抄に

引合半帖令拜受候、誠以祝著之至候猶以拜顔可申入候、恐々謹言。

月 日

細川上總介殿進覽之候

名乗判

杉原十束拜受、一段畏悦之至候、委曲猶上原對馬守可被申候、恐々謹言。

月 日

尙氏判

赤松殿參進覽候

引合はひきあはせと讀む、今の奉書紙にて、即ち白麻に當る、因て十帖と帖を以て敬ふ、杉原は今の俗に糊入と稱ふものにて品質賤し、因て十束と束を以て數ふ、播磨國杉原より産出したるを以て名を得る、北條氏の初めに始まるよし、北條九代記に見えたり。舊記に大たか檀紙、小たか檀紙、大引合、小引合、大引小引と見ゆ、貞丈雜記に八雲大式飛鳥井の書を引て、檀紙定法、堅一尺三寸、横一尺九寸、引合、堅一尺二寸、横一尺九寸六分とあり、大永八年伊勢貞頼の條々聞書に、公方様へは、常に公家門跡大名衆は、備中の小たかたんしを一重二つ折にて御用に候、御相伴衆同前、大方の入、引合杉原など被用候とある、今京都にては紙のたけ大きく、横にしほありて、厚きを檀紙とい

ひ、檀紙よりは小く薄く、堅にしほあるを引合せと言習はせりなどいふ、奉書紙を文書に用ゐるにより、檀紙引合は紙面にしほをつけ、専ら包紙などに用ゐるとになりたり、後の世に紙の品目滋くなりたる故なり。

古へ黄麻白麻の二種あれど、古文書の料紙を見るに、今の奉書紙の如き白紙には非ず、黄麻といふに相當すと雖も、正倉院文書の黄紙は寫經に専用せり、黄の色をつけたる紙なるべし、古文書料紙の純白ならぬは、年紀を經過したる空氣の焚燒、謂ゆる古びて色のつきたるなり。抑紙を純白に漉出すと、古時にては至難なりき、彼禁倫が破布魚網を用ゐたると、今は珍しからぬ事なれど、上古に晒白法の料乏しき時如何にして原料を白くなせしや、いと不審なり。近比まで紙に生漉と糊入との別あり、杉原を糊入といふは、紙の原料のつなぎに、白石粉を和したる糊をいれて漉く故に、淨白をなせども紙質の墨附あしく、生漉には草木の粘液を加へ原料をつなぐ、(余は黄連草の粘液を加ふるを見たり)故に晒白したる纖維も紙となれば黄色を帯ぶ、大奉書紙などは淨白の原料を務めて生漉にして、厚く且淨白なる様に製する故に、其價從つて貴し、小奉書などは白糊を用ゐて純白に製したるものなり。此の如

く晒白法の材料乏しき時代に、墨附のよき生漉は厚紙ほど黄色を帯ひたるべし、されば古文書の料紙は始めより純白ならざるに、又年月の古びを加へたるを以て、いよく黄紙になりたれど、元は白麻白紙なるを疑はず。又麻紙といふは古へは麻を原料となし、楮穀のみを用ゐるには限らざりしなり。

薄墨ウスズミの御繪旨といふは、繪旨の料紙に薄黒き色のものを用ゐられしに因てかく稱ふ、京都の紙屋川衣笠山あたりにて漉出したるを以て紙屋川紙とも稱へたり。伴氏の語林には、此紙を引合のと、なし、八雲大式を引て、此引合紙は或は陸奥紙と銘し、又薄墨紙といふ謂れば、夫婦の情を結ぶとき、此紙に因縁を書て女子の親に遣はす、女子の親彼紙の裏に書て結束を結ぶ機に合ざれば書答なし、如此旨趣を以て夫婦を引合する所なる故に引合紙といふといはれたれど、古文書を見るに、繪旨に限りに薄墨なり、普通文書には用ゐず、引合は是にあらじ。足利の末葉には、此薄墨の品質次第にあしくなり、後奈良帝の比は、色濃く質薄く弱く如何にも、龜末なる漉に成行きたり、十帖廿帖と祝言などに贈遺したるとは思はれず、これは源氏物語源氏物語卷の陸奥紙のえならぬなとも侍るとあるは、陸奥の薄墨紙をいふとあるより出た

る説なり、藤原氏の時には薄墨紙を賞翫したるに因て、其比より繪旨を薄墨紙に書くことになり、やがて紙屋川に於て漉せたるにてあるべし、足利代までもこれを祝儀用になしたりと云は誤りなり。

書札作法抄に文を書く上下の紙程は上下と同じ程に残すなり、昔は上は高くおいて下をは上よりも少書つめし也、尤見苦歟上一寸あまり下同前、是は引合杉原などの紙なり、武家には杉原ならては文をは書ぬと也、引合檀紙などにては努々不可書、但女性の本への文には又引合檀紙にて書て、杉原にては書べからず、女性も又杉原にて文書事はなし、又武家の御下文紙と申は今は鎌倉紙也、杉原にはあらずと見へたり。是によれば鎌倉家公文の料紙は檀紙引合杉原の外に御下文紙てふものありたり、古文書原本に就て檢定すべし。足利中葉以後の切紙消息には、紙質堅韌にして黄色の紙を用ゐたり、武田北條も小貳大友も東西同様にて、大永の比より専ら行はれたり、是を鳥の子紙といふ、語林に、鶏卵皮に似たるを以て稱ふといへり、徳川氏の初めまで大事の帳簿或は書卷などにも主用したり。

半紙は、語林に延暦十三年田券に縦一尺許横一尺四寸許の紙を用ゐたるを古昔

の半紙ならんといへり。是は幅狭き故に半の字に引當たる説なれど、半紙は又紙質も薄かるべし、田券ならば郷村にて作りたる文書なる故に、紙質の薄きものを用ゐたらん、局務家などの案内として書控へたる卷物なども、多くは紙質薄きを繼續にして用ゐたり、案文なども其紙を用ゐ、阿蘇文書に壽永の租稅書前にあるも全く今の半紙なり。正倉院文書に凡紙とあるは此紙にて、後に凡を半と書訛りたるには非ざる歟、下文紙、奉書紙等紙質の厚き大紙は價も貴ければ、古へより普通の用には半紙を用ゐたるなり、故に凡紙とかが相當なるべし。

古文書の原本に對し、其料紙を研究するには種々の注意あり。一は折様なり、中山内府忠親の貴嶺問答に、折奥卷事とある、八章卅一節一枚に書切りたるは少し折返して巻き、裏紙あるときは折らぬ定式になりたり、又逆卷順卷の兩式あるといへり。二は捻りなり、卷たるを封するに端を切りて之を卷て封するあり、切放して封するあり、二枚なれば下の紙の差出たるを切などの作法あり、或は上下捻りの式もあるなり。三は裏紙なり、文長ければ更に一紙に書認めて腹合せに卷く、之を裏紙といふ、八章卅一節蓋紙といふは是ならん、極敬禮には一枚に書切ても裏紙を加ふ、貴嶺問答八章卅一節

用五枚紙事の條を見るべし、但し是は不用の紙なる故に、後人に取去られて、今は字付のみ保存されたるもの多し。四は包紙なり、古へはこれを懸紙といひ、又は禮紙ともいひ、中を二枚紙にすれば、是も二枚にして上所をかき、自らの姓名をかき、或は事に従ひ紙を黠かさずして、向方より返書の料となす故實あり、其上を更に包むが懸紙なり、足利時代の武家消息は半紙に包みて自らの名のみ書たり。五は折紙なり、消息耳底抄に、折紙を消息の中に籠み、或は二に折之、或は四に折之、兩様の説有之、四に折様、先面を中にして二に折て、次にわなゝる分を左にさして、四つに折也、而彼口の餘ある方を輿になして巻初也、二に折様は、面を中にして、二つ折也と見ゆ。其他消息の作法故實は時代につれて變格變例もあるとにて、文書原本の料紙には種々の考ふべき件の存在するものとす。

凡て日本にて古今に常用したる紙はこれを硬紙といひ、纖維質の存して堅韌なる紙なり、明治以前まで官府の用紙は硬紙に限るとにて、原料も多く費ゆるにより價貴く、今の棉布麻布よりも重んじたるべし。故に正副案につき、料紙も自然に異なるものとす。昔しの日記記録などは凡紙を常とすれど、亦厚紙のあるは楠木合

戰注文、博多日記、祇園執行日記、滿濟日記などの如きは、皆文書の裏に記したり、謂ゆる白麻引合の類なり、是は要用なる文書を保存し、猶稍取弁しかだき分は、保存のため、に巻冊に綴ち、日記を書認めて表裏共に見るべく注意したるなり。或は曆の裏に日記にしたるあり、光嚴院御記の如きは是なり。

料紙の品類は、階級制の下に於ては文書贈答者の資格につき、差等の定まりあるべしと、誰人も思量するなるべし、成程公家武家共に禮儀上に於て厚く注意したるに相違なし、紙の品類多きも其原因にて生じたりと雖も、之を明辨するは至難の事なり。現に徳川氏時代に於て、官務、局務、幕府、諸藩の右筆が、先例故格の故實として、先進が後進に、こましく傳授したるは、是等の差等にありて、某事は檀紙、某事は中奉書、否大奉書、彼は鳥子、是は紙原、彼は堅目録、是は折紙、或は切紙など、繁縟を極めたれど、其實は先例てふとが第一の根本となりて、定禮定制の據べきなきは階級制の常態にてありき。故に他の例規を考へ、以て古文書料紙の差等を論ずるは迷徑なり、反て古文書の料紙を審定して、雙方の資格を考へ、而して現行したる料紙等級の例を決定する準據となす、是を正徑となすべし。

次に墨色を説かん。古文書原本の存する大價直は料紙と墨色との二要件にあり、料紙は白質の物に時代の空氣焚焼をうけたれば、謂ゆる古色とて之を鑒定する表準も生すべきなれど、實は東墨色は元より焚焼の餘なる炭煤なれば、古色とて俄に見分らるべきに非ずといへども、原紙に就て熟視すれば、用墨の異なると、時代の異なると、二つの差にて、其辨別は自然と眼に映ずるものとす。精密に論すれば同時に同墨同筆を以て自署若しくは花押をなしたるが、自然に眼に映して別人の手なるとを鑒識するは筆意の相違として論すべきなれど、其顯はれば寧ろ手の異ひて發揮したる墨色の異なるによると謂て然るべし、論こゝに至りては逆も文筆口舌の辨し得る所にあらず。

墨色の主となる效驗は加筆、又は入筆を見別るにあり。同時に同墨同筆にて別人の加へ又は注入したる文字は、墨色の相異にて見別らるゝ事あり。然し加筆入筆は正當なる事情にて後になしたるを常とす、例へば月日のみの文書に年號を書加へ、或は端書與書の本文に混したるもの、或は傍注を記入したるなど、皆墨色の相異を以て識別するゝ。中には不正當なる加筆入筆、或は點竄等あるも、墨色にて識

別するゝ、是は贋作の鑒識には限らぬ事なり、正確の原本にも事故ありてなしたるものあるものとす、例へば宇都宮の如きは、南北朝の時宮方武家方の二派別れて相争ひたると顯著なり、其文書の中に原本の名を削りて下野守氏綱と書改めたるものあり、此類は墨色の相異にて其家の内証まで識らるゝものとす。墨色の相異を鑒別する料には、正倉院文書中に、寫經所に於て一時反故に用ゐしにや、筆を試み、或は文案などを書試みたるもの存す、又裏書をなし、或は端書、與書、判文、外題などを加へたる文書は往々に存するものなれば、是等を細視して墨色の異を見慣れおくは鑒識の眼を鋭敏になす大益あるべし。

判文は無論なり、署名花押は墨色の異なるべきものとす、又其人の性質により濃墨を好み、淡墨を用ふる習慣あり、例へば九州探題の一色道猷は花押の墨色濃けれど、今川了俊は淡墨にて早書きなり、源頼朝は淡墨の判多く、足利尊氏は濃墨多し、是等は定規とはなし難けれども、古文書を多く見れば自然に其人に戀意になりたるが如く、たとへ場合により眞率の人が嚴格になりたるとも、性行の眞相は自ら其中に存ずるとを默識心通するを得るものなり。墨の濃淡にも敬意の厚薄あるとに

なりたれば、向上の文書は濃墨なるべし、されど果して然るや、古文書原本に就て之を證すべし。細川家書札抄に、於御前物を書候時墨をしげくする事尾籠也、一度に能々すりて、硯は主君の御方へ向奉りて可置候硯をさかさまに置候て書候、是も取なをし候てする事不可然候と見えなれば、貴人の文書若しくは奉書は、自然に濃墨はできぬ事情あり。

文筆に墨付といふと、僅かの假名三十一字の色紙短冊にさへ式のあるとなれば、文書に用意のなくはならぬ事なり、まして行草の書體は筆をかへ墨を染るふしく、にて、自然に文調を書顯はすとも謂べき効のあるものとす。三條左府實房の消息耳底抄に、初の行の筆つゝき墨にて、次の行の字なりとも句つゝきをは可書也、次の句歟、第二の字よりは墨を染べし、第三行始は必墨を染べし、是を消息の墨付とは申也、以上第十第二章又事の初めをば必墨を繼べし、名字をは事に寄て墨黒く可書と見えたり。總て文書を作りし人、かゝる故實を心得たる人のみには非ざれば、原本に就て、前説に合ふや否やと、墨色を檢しなば、必ず色々異なる所あるべし、されど貴人及び右筆など、平生文筆に習熟したる人は、墨付に必ず注意のあるべきものとす。

中には人名などに行を割りて書くは、其人を截斷したる様とて甚だ嫌ひたるなり、其の如く墨を染繼も嫌ふなり、又自然と成語成字の様になりたる可被下候、目出候などの字に墨を繼ぬとは習はせとなりたり、是等の墨付を見るも亦古文書を考ふるに必要なる用意の點とす。

消息に公家様、武家様、聖道様といふ事は、字體筆意及び墨色により差別されたる處多し。足利時代の書札作法抄に、當時の消息は墨薄く、極草に、武家様にも書也、昔は公家并京都方の聖道家ならては、墨薄く極草に書とはなかりしなり、公家にも當流の人々は皆消息もた、舖、行の物に墨黒に書れたり、今も武家の大名の書札は昔の如く墨黒に字の勢もちひさく、只一紙に書なり、内封をは二紙にかき、うるはしき立文をば一紙に書也、注進状などの書事の多きには紙を繼て書なり、只當世の假字と申すは、ちと墨薄く、文字きはうつくしく、筆さはやかに正しく、打みたるも尋常なるを本とすと見えたり。鎌倉以來の公文は消息に傾きて、公家、武家、僧家の別、自然にできたる中に、武家の人は資格卑く、文事に疎かりしだけ、文書を慎重にしたるを以て、筆畫も正しく、墨色も濃きを常となすなり。

墨は油烟を原料とす、墨色は即ち油烟の煤色なり、墨に良悪ありて等差の懸絶するは之に松烟を混する多寡による、普通の墨は松烟の煤色といふて可なり。今の製墨に硬軟の別あり、概して倭墨は膠を和して製したる硬墨なり、唐墨^清は魚膠を和して製したる軟墨なり、軟墨は魚膠の光澤を帶るを以て初めは甚だ鮮麗なれど、百餘年も経れば膠の光褪めて松烟の原色に復し易し。故に軟墨を畫に用ゐ、水にて調し淡墨となし、或は水にて拂ひ隈取るには、墨色を失ひ易きを以て、畫には油烟を多量用ゐたる硬墨を佳とす、されど硬墨は今の軟紙に適せずといふ。此説は考量すべき價あり、軟墨の色は魚膠より光澤を與へらるゝといへば、硬墨も亦膠より何分の光澤を與へられたらん、故に膠の精分減ずるに従ふて墨色もかはるべし。又書畫は装演をなして數々洗滌するを以て、墨色は漸次に褪て淡くなるべしと雖も、古文書は是まで大抵折たるまゝ、櫃中に藏められ、或は裏紙を打て卷物となしたるまでにて、數々洗滌せざるを以て、書畫の比較よりは墨色を保ちたるものとす。檀紙、奉書類すべて和紙は硬紙なり、倭墨は硬墨なり、硬紙は硬墨にあらざれば墨付あし、古文書の墨色は盡く硬墨の色なり。

古文書の用墨、用筆は、硬墨を兎毛筆に染て書たるものとすれば、大方はまさきれなし。三條左府實房の消息耳底抄に、「墨、事、唐墨第一物也、唐墨なれとも又悪もあり、唐墨の目出^{ボダキ}はいかに摺とも不朽、又遲^{ウヘ}禿て、さら有て目出物也、藤代かたはいかに申せとも悪し、又其中に吉も候へとも、何事も昔には替りて兩方の端許吉て、中は悪也、墨は吉けれとも、物を書に打紙の墨さらめかぬ物の候也、粉紙^{和し漉した糊に紙なる}檀紙唐紙の中に墨つかぬ物もあり、それは墨の誤りには有べからず。一筆、事、筆の第一は兎毛にて候、大筆にて小字かゝる、小筆にて大字かゝる、遅く禿、旁能候、消息などには鹿毛何事かあらん、又時に隨べし、鹿毛を嫌ふは至らぬ時の事なりと見えたり。此にいへる唐墨唐紙とは南宋の物にて、今の軟墨軟紙にはあらず、藤代かたとは日本の墨型なるべし、兩端^{フタヘ}を好して中を悪くするは猶昔よりあるとならん。正倉院文書の天平神護比の錢用帳に、兎毛筆一管、墨一挺、共に三四十錢の價にて、兎毛筆は三百五十文のもあり、鹿毛筆は十文内外にすぎず、此直に據れば筆には良悪の差懸絶すれど、墨はさして高價ならず、普通の公文を書たるは一挺三四十文のを用ゐたらん。然し墨も直の高下懸絶すべき理由あり、其は油烟を用ゐる

多寡に従ひ、又油煙にも菜子胡麻油を焼たるは劣り、高枝に結ひたる胡桃海石榴子の油は光澤優美なるなど、是等の原料を純用したるは兎毛筆の價よりも迥に高價なるべく、署名花押などに良好の墨を用ゐると、近代まで御判墨は別製を用ゐたり。古文書の墨色を研究するには、此の如き點をも心得おかざるべからず。

印肉色も墨色と并せて論じおくべし。印肉の製法はまだ深くは究めされども、前述の如く胡挑海石榴子油の如き良好の油を煮熬し、晒し艾に煮込み、朱若くは藍青油煤などを和して製したるものと聞く。之を要するに、煮つめたる油液に混じたる顔料の色なり、年を歴れば空氣の焚燒にて色素を失ひ、黒色を帶るべき理なり。古代の印は大抵朱肉を以て押せり、天文以後も朱印を用ゐたるもの多けれど、細川忠興は青肉を用ゐたり、武田信玄、加藤清正などは黒印を用う、徳川時代の公文には普通に黒印を主用したり。余は古今の文書に刻印を押たる文書の原本を檢閲したると最も少し、然れども印肉の色に就て研究すべき條項は、さしてなかるべしと思ふ。

○第四十八節 正副

古文書は後日の證據に保存されたるものなれば、少くも授者受者の雙方に二通はあるべきなり。公文に正本副本二通を作ると、今は官府の達法となれり、徳川氏の時代には或は副を作るを略したることもありたれど、古今を通して公文に正副二通は必ずなくてはならぬものとす。故に古文書の今に保存されてあるものは、盡く正本とは思ふべからず、中には亦副本を傳へたるもあるべし、是を甄別するは要件の一たり、是よりこれを略述すべし。

第十二 正副

前章一節十總説に、正とは正本をいひ、副には副案寫の三あるをいひおけり。副と案との別は之を辨すると頗る難し、されど案は原作者の草稿を留おきたるを稱す、すべて公文の提筆たる右檢案内の案はこれを指すと雖も、亦副本をも兼て案と稱へたるべし。

公文に正副あるは古代官印を連捺したる時に、同じ性質の文書にて、或は捺し、或

は捺せざるを發見す、正倉院文書の最古き文書を擧ぐれば、

(左京之印)

職符 東市司
奉神 錦帛 五色各一丈

布 參端 鯉一連 堅魚
一連 海漆一連 塩一瓦

折櫃一口

右件之物等以利錢買限
今日内進上職家符到

奉行

大進天津連 松人

少屬衣縫連 人君

天

九日

職符 東市司

錢二百文

右爲正倉内室押釘用以件
錢隨口使工市易進上其委
曲狀有使口符到奉行

少進春日藏首 大市

少屬衣縫連 人君

天平七年十一月十一日

上欄のは職印十二を全面に連捺す、是通例なり、下欄のは一つも捺印なく、惟署名を
なしたり、是副本なるべし、或は事體の輕きは捺印を略する歟の疑あれど、第七章第
七節に擧たる所盜物解と、第五節阿拜郡解との判文に捺印したる例と、彼是相較するに
捺印を惜む様にも思はれず、捺印なきは副、又は案文なるべし。又一例は、

日佐眞月土師石國等解 申請様漕雜木事

合請雜材壹仟參伯壹拾伍物 但准千樽九百七十三物

請米貳拾俵 定壹拾玖俵

右以八月十二日依雜材員必於使勘將進若此材一
枝亡失眞月石國等作成將進上仍注事狀以解

天平寶字六年八月九日

日佐眞月 左

本、 、 、 未

土師石國 左

本、 、 、 未

民鑑万呂 左

本、 、 、 未

澄清成

且充錢四貫二百文經所米直内 又下給錢陸拾文殊祭料、御子内判 未

主典安都宿彌 領下道主

右の署名の様は副本に判文を與へたるに似たり。又一例は

僧綱牒 東大寺別當三綱

定造寺知寺年限事

牒彼寺別當解橋被別當左大辨宣備造寺知事准三綱任四年爲限
但前任之人令遂六年宜具之狀速經僧綱令下牒者仍下牒如伴寺
宜承知牒到准狀故牒

承和十三年九月廿五日悅儀師志敏

少僧都 也祥

威儀師 壽均

少僧都 實志

威儀師 敏勝

律 師 實敏

同月廿七日自三綱所到來 但正牒在三綱所

寫疏所解 (行體にて草に近し)

奉寫三卷鈔一部二卷 寫紙二百五十張

經師茨田兄万呂 可充錢一貫七百五十文

裝演玉屋公万呂 可充錢百廿五文

校生志斐万呂 阿刀宅足 可充百文各五十文

題師忍海廣次 可充錢九文

右依先日宣奉寫進送如前以解

(別筆) 天平十八年六月十日志斐万呂

采給了 摠可充錢一貫九百八十四文

鹿紙二百張

市原宮御紙

受粧演六人部身万呂打) 知志斐万呂

以打紙冊張

廿張元岡屋石足 市原宮陰陽書料

十八年九月十日知志斐万呂

志を去と書す

(行體草を交ゆ)

兄は足か

原本志を去と書す

原本志を去と書す

采は悉の誤なるべし

右は奥書に正牒在三綱所と注し、且署名の様までみな寫しを留おきたる物ならん。此類の牒は、正本には三綱の印を連捺する例とす、捺印なきは副、若しくは寫本なり、正倉院文書の中に符牒解移を問はず、官印を連捺したると捺せぬとの兩様あるは、此差別なるべし、原本の料紙墨色を鑒識しなば辨別する便あらん。

案文とは右の副本寫本を稱するあり、案内存案是なり、又草案を稱するあり、職移牒案告朔案など、勝牋し、書體も雜に、排行もつまり、直に草稿なるを知らるれど、中には正本の如くに認めて案と誌したるもあり、是等は影寫以上にあらざれば辨別すべからず。又私文と誌したるものあり、

寫阿彌陀經事

合廿六卷寫紙三百廿張

錦部大名二卷川十枚

己智在羽寫二卷川十枚

楊廣足寫二卷川五枚

爪工家万呂寫三卷川十五枚

民長万呂寫一卷川五枚

一校原息万呂

二校爪工家万呂

石川大進私願

潤九月十六日進送了

私

前のは石川大進私願とあり、後のは市原宮の紙に其陰陽書料とあり、奥の端に私と書したるを以て考ふるに、中の私文とは私家の囑託によりて仕拂ふ文書との意にてあるべし。

第四章 第五節に擧たる大寶二年十一月御野國山方郡戸籍の背縫に、志の字を書しあるは、其後天平比の文書の奥にも、別筆にて**勘志合**の字あるを見る、此に擧たる志斐の志を**志**と書たるを見れば、志を去の如くに書すると大寶以前よりの習はせと思はるゝ、因て序にこれを記しおく。

正倉院には東大寺の綱所寫經所等授受したる文書を盡く封藏されたるにより、官府公私正副の文細大みなありて、其類の多きと百花の爛熳たるが如し、今爰に一々其辨を試みざるべし。但文書に正副あり、副は副案寫の三様あるべきと、古今を通じたる情理あるを以て、古に遡りて其源を探るために、前舉の數通を證例し、おきたり。其他の權門勢家、大寺大社、及び諸國の舊家に保存されたる古文書は、大抵其家にかゝる重要な證券となる物を擇み、たれば、總て公文の正本なるべしと、誰も意料するなるべし。然しながら能々考を用なば、決して悉く正本には非ざるべし、必ず副案寫を交へたるべき理あり。今其辨識をなさんには、第一に王代の文書には官印私印を捺したると否との別あるべし、其如くに院政時代の私狀となりては、花押をなしたると否との別あるなり。有ふれたるは寫本にて世に傳へたる物にて、其中に御判在判、花押として、眞の花押を寫さぬもの多し、夫を原本は花押あれど寫取る時に略したると看做されたれど、若し原本を檢しなば、初めより其通り記したるものを發見するべし、即ち副本の類なり。

第十章第七節に執印文書の關東御教書案と書したる執達狀を舉げ、其署名は左近

將監左近相模左近大夫殿とある、是正本は六波羅北方に達し、夫を寫して薩摩守護代に施行し、守護代より又寫して新田八幡宮の執印へ渡したるにて、正本のあるべきに非ず、故に在判の處に花押もあるべきに非ず。此の如く正本は官府に留まり、寫しを以て施行するは、殆ど公文の正則とも謂べし、詔勅の如きは、第六章第一節に舉たる全面に天皇御璽を連捺したるは、正本なり、若し詔勅は、いつも此の如きものと思へば、大に謬る、詔勅は天皇御璽なきが却て通常と心得て可なるべし。其故は、公式令の詔書式の末に年月日、可御書とあり、右御書曰者、留中務省爲案、別寫一通、印署送太政官とあり、勅旨式に、右受勅人宣送中務省、中務覆奏、依式取署留爲案、更寫一通、送太政官、詔准詔書印署送、是詔書勅書互相發明者也。少辨以上依式連署、留爲案、更寫一通、施行とある。此の如く御書、詔勅は中務に留り、寫しに印署したるを太政官に送り、太政官に留めて案となし、更に寫して省臺諸司に施行されたれば、太政官より天皇御璽を連捺したる詔勅を施行さるゝとはなきを法式とす。其法式の理由より推せば、官の文書も諸司諸國に留めて案となし、寫しを以て施行したる文書は必ず多かるべし。勅書の繪旨院宣となり、印署公文の花押となりたる、私狀時代となりては、公式令の

公文に比すれば正本の世に施行さるゝと多くなりたりと雖も、亦正本は留めて案となし、副本若しくは寫しを以て各人へ渡すとも少からざるべし。

故に古文書を檢するには、寫本に就て其性質を考ふれば、初めより副案寫にて、正本に非ずと看認らるゝものあり。たとへば第九章^節二の入來本田文書、惡源太殿の下文は源爲朝阿多忠景が琉球を征服したる一の證據物となるべく、肝要の源在判とあるは、原本にて花押を檢定すべきなれど、下 下本田郷住人等と宛たれば、恐くは原本も寫たてあるべき性質に似たり。次の惟宗忠久を領家下文に任せて島津莊下司となす下文も、下島津御莊官等と題して袖判あれば、其例の如くに正本を傳へずとも斷しがたし。此の如く寫本に御判在御判在判など、記しあるは文書の性質により、初めより寫しなるべきものあり。

請文は裏判をなすものなり、寫手心付ずして無判のものあれど、此類は著到、狀軍忠狀等主將の證例を受くるために進呈するものなれば、登録の上に正本を證判して下渡すにや、副本を下渡すにや、究めおきたし。其他裏判あるべき文書のこれなきは、或は副本なり、院政以後の文書は花押を檢する必要ありと雖も、此理由あるを

以て花押なしとて無下に疑ひをいゝを得ず。

初めより寫しなるべき性質のものあり、例へば史微墨寶^二の忽那軍中日記は軍忠次第と題したる折紙にて、日記の抄寫なるが如し。又有名なる阿蘇惟澄申狀は長文の巻物なれど、阿蘇家に傳はりたるは案文にて、正本にはあらず、是は火災を免れて原本を存す、半紙質の切紙に細字に書たる案文なり、菊池武朝申狀は菊池神社の神寶に保存されてあると聞く、是も其如く案文にてあるべし。

此の如く副本には副案寫の三あり、公式令以來留案(謂ゆる案内)には正本ありて、寫しを以て施行するとあるを以て、案てふ語は種々の意味を含めども、今より古文書學に於ては名詞を一定し、正本副本の二類となし、副(即ち古の案)を副案寫に分ち、正本の如くに書して控へとなしたるを副本とし、原稿又は文案を書留たるを案文とし、正本を留めて寫しにて施行したるを寫しと稱し、原本を檢したるときは必ず此三種を鑑定しよくとにしたし。又印刷は文書の第一の眼目なり、寫本をなすに花押の有無を檢し、原本に在判御判袖判在御判など、注したるは其まゝに寫し、若し花押あるを略する時に限り、花押と書する様に定めて、後の混雜なき様に注意し

あきたし。

寫本に又手鑑證文に呈したるものあり、其證文には多く時の奉行探題など裏書證判を與へて訴文と共に返付したるあり、是は其文案を證憑に示すためなる故に、排行などに拘はらず縮寫し、花押は在判と書するを常とす、古き寫本と看做すべきものとす。

第十三章 原本寫本及ひ贋作

○第四十九節 寫本

古本書は今方に整理時代にあり、印刷して世に公布したるは百の二三にすぎず、是まで寫本を以て篤志者の手に考究されてありしが、近十年來視線の集ると年一年と多く、従つて印刷公布せらるゝ分もますます増多し、一方に古文書學の萌芽するに及ひたり。余の臆測を以てすれば、古文书の今に保存して有力者の手に採集されたるもの無慮廿萬通にも及ぶべしと雖も、其十の七八は寫本にして、原本の存するは僅々にすぎざるべし。又古文書學の要求する所も、好き寫本を得れば満足して可なり、必ず原本を觀んとの希望あるべしと雖も、大概は斷念し得らるべし。されど世に原本は猶多きを以て、重きを寫本におかず、必要には原本を見るべしとの企望に引れ、自然と寫本を疎漫にする弊ありて、寫本の體まぢくなるを免れず、こゝに其種類を別てば、少くも左の四種あり。

- 一 讀寫 是は原本を讀て正楷に書冊に寫し、或は印刷されたるものをいふ、三代格符宣抄及び南狩遺文、其他活版印刷されしものゝ類を概稱す。
- 二 鈔寫 是は原本を略讀み、半ばは行草體のまゝに存し、排行を改めて文面を見らるゝ様に縮寫したるをいふ、集古文書、徵古文書、楓軒文書纂、或は薩藩舊記、萩藩閩閩錄等、すべて寫本の古文書といふは此類に屬するもの多し。
- 三 謄寫 是は字體も排行も原本の如くにして、一式の紙に謄寫し、略原文書の面を移したるものをいふ、阿蘇文書、立花文書、佐賀文書纂等、すべて是まで謄寫の古文書は、此類に入べきもの多し。
- 四 影寫 是はいはゆる透寫しなるものをいふ、縦へ透寫しならざるも、字體より紙の廣狹まで原本の如くに臨摸したる、精好なる寫しなり、保井田氏撰寫の正倉院文書、修史局寫の諸家古文書の如きをいふ、史徵墨寶及び大日本古文書に載たる寫真版の如く、近年の機巧にかけたるは、此類の最も細精なるものなり。

如何なる精密の影寫と雖も、寫本には料紙墨色の二要件は闕ぐ。古人の筆蹟に摺本てふものあり、最良の摺本は、摺寫の巧手が一日の最明なる時間に於て、原字を其如くに淡墨より漸次に塗り進みて、原墨色になるまで塗りあげ、筆跳飛白盡く真に迫らしむ、此の如き摺本と雖も、猶筆意を完全に寫すとは得られぬものにて、自ら死活の別は判然たりまして、最巧ならぬ摺本よりは、寧ろ石刻の精美なるを標本となすを是とすといふ、然れば筆意の要件も寫本には完きを得ざるものとす。古文書の原本に接すれば、尙古好奇の感情を發し、其衝動によりて、初め其文面を寫取んと志したる本意の外に、又種々の思想起り、原本の趣きをも存じて寫しおかんと欲し、因て前陳の如き種々の寫本を生じたるなり。

古文書の採集され、謄寫さるゝ由來既に久しと雖も、明治の始めまでは、古文書學の草昧時代にて、今を其初期の紀元といふて可なるべし。蓋し是まで古文書の家々に保存されたるは、室町の季に其證券たる効力は既に消滅しながらも、猶其餘力は門地家祿に影響を與へ、或は後年に復活の運命にも逢んとの希望ありたれど、再び明治の政治變化に逢て、其絶望なるを信ずるに至り、爰に古文書保存の終期を告

げて、原本續々と世に佚出し、恰も好し史學創まり、古文書學も亦起り、元の家を離れても他の家に保存さるゝ途を廣めたり。されば今は原本の主を求めて彷徨する時代なるを以て、之を得ると尙易きが如く、皆人の尙古好奇の感情は之を容易に檢閱する望みを生じ、従つて之を寫すにも務めて原本を存せんと欲する念あり。這は姑くの顯象にして、原本は是より漸々消滅する運命に逢ひ、世間には寫本のみ存ずるに至る時代は決して久遠にあらず。故に余は今より其用意を以て寫本を精好にして、斯學の便を開き、兼て原本の消滅に備へんと欲す。

大日本古文書の印刷は之を永遠に保存する大業なりと雖も、其成功は猶遠し、因て其間に古文書の希望心に報ひる種々の寫本印本を企てらるべし。余是まで種々の寫本を閲したるに、其大別は前舉の四に歸すと雖も、小異は猶滋し、更に之を窮むれば、竟に原寫讀の三に歸す、今より古文書を寫すには此三別を判して、中間に紛雜なる希望を斷べしと思ふなり。凡て學者の古文書に要求する所は、其面に書たる文字にあり、猶も窮むれば文案にあり、故に普通に印刷して公布するは讀寫にて足る。讀寫にては要件多く闕て、原本の真相を失ふなり、因て之を存せんとならば

影寫をなし、出來能ふだけは印刷して世に布おくべし、鈔寫謄寫は半存半滅にして、竟に其詮なし。原本は専ら保存を務むべし。

古文今讀の事は前節^{六十四}に論したる如く、原本の字形書體は何様なるを論せず、盡く現今の書籍に用ゐる正楷の眞書(假名は今主用する草形)に改寫して、讀者の目に明瞭ならしむるを主とす、是讀者に看過の時間を減せしめて思考に敏ならしむ、其便益は甚だ大なり。三代格符宣抄の如きは皆其類に屬すと雖も、古代には字學乏しく、字形正しからず、猶原本の譌字壞形を存じ、租を祖に作り、因を因に作り、職を身扁とし、符等を艸冠となすの類は、無益なる存古なり。古文今讀の效は原本の艱讀を正して正寫するにあり、中には讀取がたき訛字壞形あるとも、文理を審按して己が識見にて讀定むべし、讀寫の效は此にあり、猶解釋の如し。若し其完全を求むるならば、己が識見にて讀定めて、猶疑似を存ずる分は原形の字を抄出し、讀去りたる跡を存じ、或は己が意見を附して、後人をして更に考究をなすべき様になしおくべし。余は大日本史古文書の此に出ずして、鈔寫に近き譌形字を活版にて填め、更に異字一覽を附したるを憾む、若し本文は讀寫して看易からしめ、卷尾の異

字は原本を模寫し、讀寫の當否を博く審査すべからしめば、更によかるべし。古文書を讀寫するには煩惱起り易く、安心する勇氣沮み易きものなり、史徵墨寶考證は精良の影寫に附して詳細の考證をなすを以て、安心して讀寫したるに因て、これを見る人も亦安心して讀み、普通の古文書研究には本紙よりも考證の讀寫を看を便とするなるべし。是古文書學には讀寫本の必要なる適例なり、故に古文書を寫すものは、たとへ影寫の副はざるとも、讀寫は讀に心力を用ゐて自ら安心する様に寫すべし。

古記録古日記の原本は、紙數多く、文字細にして、模寫すると甚だ難きもの多し、因て是まで寫しのなきもの多し、是讀寫の必要に思ひ當らざるによる。又是まで古日記の原本は湮滅し、寫本のみ轉傳に寫されて傳はるもの多し、是初めに讀寫をなすとを知らず、漫に寫手に附して模寫させたるより受たる禍なり。今壬生家、油小路家文書に古記録多く、猶寫しを経ず、頻りに原本に就て考究されつゝあり、甚だ危険の道なり、古文書に讀慣たる人々集りて早く讀寫をなしおくべし。正慶亂離志楠木合戰注は既に模寫本あれど、滿濟日記、祇園修行日記などは模寫されたるにや、

卷帙頗る大なれば着手し難からん、然し是は古文書の裏書にて原紙の堅き故に刻弊の恐れ少なければ、大乘院日記目錄は原紙薄く、文字細に、字形甚だ讀取がたく、到底模寫し能ふべきものならず、必ず吟味して讀寫本となし、世に公布するを圖らざるべからず。其他此に准する古記録古日記は夥多しくあるべし、上文にいへるを例となし、模寫し能ふと否とを問はず、必ず讀寫本を作りて公布すべきものとす。鈔寫は讀にも決心なく、又膽寫の意も薄く、存古の念もあり、雜駁なる思想にて寫取たるものにて、最も信用をおき難し、古文書の寫本には此類最も多し、謂ゆる寫手任せに早寫したる本なり。たとへ寫手任せにせざるとも、雜駁なる迷想を以て寫せば、此弊に陷る、故に讀寫をなすか、影寫をなすか、兩條の一に決心をなし、讀寫をなすならば總て正階に改めて書冊となし、其中に存疑しおく分を鈔寫の如く行草體、其まゝに寫し、附録して他の考案に附しおくべし。

膽寫は影寫の不十分なるものをいふ。是は鈔寫の如く駁雜なる迷想には非ざれど、種々の情由あり、或は寫手の巧みならざるに由り、或は料紙を齊くして製本に便にするに由り、或は十分なる時日を與へがたく、或は功を急いで慎みをかき、或は

到底筆意料紙墨色の模すべからざるを断念し、或は原本の存ずるを恃みて副本に寫したる等、畢竟手を抜たる摸寫本とす。喩へば佐賀文書立花文書等の如きは、寫手に乏しく、料紙一定し、注意の周到ならぬ跡あり、阿蘇文書は征西將軍宮譜を著したる田中元勝氏常に之を檢校し寫しおきたると云、其時は原本まだ焼ざるを以て、影寫して其眞を存じおく意念はなく、惟副本を作りて檢閲に備ふるに出たるを以てあしきなり、大抵謄寫本の成たる理由は此類のものとする、一旦原本を失ふに及んで其寫しの不十分なるを悔るとも及ばざるべし。

影寫は容易ならぬ精密なる事業なり、端書ツガキ、封じ、背書包紙、及び料紙の寸法、蠹蝕、關損、敗爛、磨滅を存し、加筆入筆までを審定し、務めて筆意を存じ、墨附までも辨せらるゝ様に寫しおくには、餘程能書家にて此道に熟練したる人に非ざれば能はざるなり。今は寫眞機械及び其技術ありて眞の影寫をなして永く保存するを得ると雖も、扱事實にかゝれば猶其間に種々の故障を存し、精密に原本を照して克く其眞を失はざる様に校正するとは、至精至密にして、時日を費す業となす。若しこれを石版又は鉛板に上せて遍く世に流布せんとは頗る容易ならぬ事にして、其價も亦不

費なるべきものとす。去ながら原本の亡滅し易きを慮り、成べくは一の摸寫本を精良に作りおき、又これあるは猶注意の落たるを補足しおくは、斯學に忠なるものゝ務むべき緊要の事とす。古文書學は寫本を執りて考究し、略ぼ事足るべきなり、精良なる影寫を得て考究すべき必要は十の一もなかるべし、故に一面よりは重きを原本に歸して寫しを疎略するものあり、一面は好奇心を兼て影寫に非ざれば古文書の眞を知に足ざるが如く、謂ものあれど、余は並にこれを是認する能はず。古文書の影寫を精良にするは原本の消滅し易きを慮るを主となす、縦し原本は猶存ずるとも、原本に就て考究すべき場合は成べく影寫本にてすますべし、如何んとなれば影寫は幾様にも寫し能ふべしと雖も、原本は再得べからざればなり。故に影寫は古文書學普通研究の材料に作るに非ず、原本の得べからざるために之を作りて、其代用に根本に備ふる料となすものなるを以て、倣し得らるゝだけは原本の如くに寫し、又倣し得る限りは世に廣く布きおく方法を講究すると、亦古文書に於て考究の外に務めべき責任ありと謂て可なるべし。

○第五十節 原本

古文書の原本は貴重すべき物なり、如何も貴重すべき物なり、脆弱なる紙が空気の焚焼を経過する一千年以上に及びても、其面に書たる文字の墨色を麗々として讀べしとは、眞實ならじと思ふほどに貴重なる物なり。大日本古文書に採影して載たる大寶二年の戸籍紙^四は西洋紀元七百〇二年に書たるものにて、實に千二百年前の古紙なるに、彼の通り鮮明に儼存せり。余は其影寫に對しても勿躰なき程に貴重するれど、世間の思慮なき人は千二百年前の文書の存ずるを見れば猶其上を欲して、二千年前の物をも得んと思ふならん。廣き世界には二三千年の古文書も傳はりたるあらんと雖も、其は國の風土にもより、保存の良善にもよるとにして、日本の如き濕氣多き國に、取扱ひの注意薄くしては、殆ど其望みは絶たりと謂とも過言とせざるべし、少しく是が比較を試ん。

支那の盛京省懷仁縣鴨綠江岸より掘出せる高麗好太王碑は千五百年前の石刻にて、字莖も大に、刻も深く、以て應神帝の時代彼我の交渉を徵するを得たれど、要處

の文字半ば泐壞せり。又伊豫國道後の湯の岡^今に埋まりたる聖德太子の碑は千三百年前の石刻なり、其文は風土記に載せ、釋日本紀に引てあり、寛政年中に掘出せしも又埋たりといふ、今に文字のよく存するにや覺束なし。此二は石文なれど、土中に埋りて千年の星霜には泐壞したり、石の壽命も保存あしければ頑健を待み難し。まして紙布緞帛の能存ずるものは幾許ぞ、往年越中國富山より流傳せる晋王羲之の墨蹟を見たり、千五百五十年前の物と驚きしに、是は御府にある唐代搨本の一片なると判明せり、千二百年に滿ぬ物なりき。其他に唐の褚遂良、虞世南等の墨蹟を存するならば、太寶戸籍より較早けれど、王維、吳道子の畫ならば、天平時代なり、余は其畫とて見ざるにあらねど、皆定かならぬ物なり、若し眞物ならば如何なる高價を以て迎へらるゝや豫料しがたし。墨蹟畫幅の比較を以てするも、千年以上の紙布緞帛は最長壽として貴重せざるべからず。

大和國法隆寺に、推古天皇の末聖德太子の冥福に中宮寺へ寄附ありし天壽國曼陀羅といふ緞の諸帳は、^五章^{十六}今は滅びて方三尺に滿ざる殘片となり、一軸となすに過ぎず、後宇多帝建治二年に摸造したる新曼陀羅あるに因て、其全形を知るを

得、是とて六百余年の古物となりたり。法隆寺堂内の壁の畫を世俗に僧墨微の筆と稱する四佛淨土繪は、鞍作鳥繪師畫之との傳あれど、當寺は天智天皇八年燒失し、和銅元年の再建なれば鳥の筆には非ず、大寶戸籍より六年以後に畫けるものなり、是とて日本最古の繪なり。其繪の雄快壯大なる皆人の賞翫をかざる所なれど、如何にせん壁に畫いて、ほの暗く堂内なれば細觀すべからず、往年種々に光りを引て摸寫しつゝあると聞けり。此の如く墨蹟畫本皆千年以上の物は摸寫にても貴重を極むるに、古文書學に於ては千二百年の原本を完全鮮明に保存されてあるは幸福も亦極むるを猛省せんを要す。されば高麗古碑、天壽國繡文の如く、摸寫に對するにも尊敬を加へて覽觀し、眞の原本は慎重に保存し、二千年以上までも完良に傳ふる道を思慮する外に他念なき様になりたし。

右の類を推せば、鎌倉時代の古文書とて其の星霜の半を移せり、天壽國の新曼陀羅對古曼陀羅に比較すれば、亦同じ壽を享有せり。肥後國大矢野氏に傳ふる蒙古襲來繪詞は今は御物、新曼陀羅より齡少しとれる貴重なる古畫なり。筑後國三潞郡宮本村の玉垂宮に繪縁起を藏せるを、正平の末に菊池武安が征西宮に再興

を請ひ、吉野行在に奏聞を経て、建徳元年に再興奉納したる二軸あり、其時の箱の蓋に由を刻し、神殿に藏め、祭典例日の外は人に示さず、是は五百卅年前に古畫の摸寫なり、有馬家の久留米を領せしとき、更に副卷を畫きて社に納め、平日は之を人に示す、余往年其正副兩様を見るを得しに、圖様大にかはりて、副本にては古の風俗を徵すべからず、摸寫の注意不切なるを惜みたり。是みな土佐繪に於て罕なる古畫に屬す、同國竹野郡吉木の觀興寺縁起は草野氏の寄附にて、明治十五年勸業博覽會に於て土佐光信筆と審定し、頗る貴重されたり、其は五百年に及ばざる足利義持時代のものなり。書畫界に於て古書畫の保存されたる物の乏しきは、五六百年前の物をさへ貴重する、其比較を以てすれば、古文書學に於て鎌倉南北朝の物に對するにも、同じ思想ならざるべからず、余は恐る其保存されたる數の甚だ多きに慣て、看者のこれを輕易に取扱はんとを。

明治の政治變化によりて古文書の動搖を始めたるにより、修史局に於て其採輯を務め、原本を借入れて摸寫したる分は數萬通に及びたらん、重野安繹博士主となりて檢閱分付に勞されたり。余は他の編修に忙はしく原本を檢する必要少く、且

これを餘り玩弄するを欲せざるにより、閱したる數は甚だ少し、二萬四五千通にすぎざらん。其よく保存されたるは千年を經過したる物も、卷込て内になりたる所の料紙はなほ白色を存じ、年號を見ざれば二三百年も経たらんと思はる、又空氣中に暴露して炭火の煤氣に漫々と熏したるは、二百年前後のものも黄黒色を帯びて、壞爛したり。故を以て原本は其取扱ひと保存とに篤く用愼せざるべからず、余は古文書の原本は之を貴重するの餘りに、研究上には却て此に重きを置かず、大抵は摸寫本にて事足るべしと信ずるなり。古文書の諸氏保存されたる期は明治にて終りたるに因て、現今採輯に上りて數萬通の原本を容易に閱するを得たりと雖も、是まさに古文書の滅亡する初期なるを思へば寒心に堪ず。

門閥所領の左券として保藏したる古文書原本が、猶惰力にて其家に存在すと雖も、既に生存競争の戰篋中に墮落したれば、其壽命は實に朝露の如し、存滅の危機は之を世に警告するに好辭なく、空く鬼胎を抱いて滅期を待より外なし。苟も是を救はんには前述の如く早く讀寫し影寫する外に良法はなかるべし、但これを寫すにも事實は難きとあり。余が九州古文書を採輯せしとき、家々に保藏したる原本

の多くは、代々堅く戒めて他見を禁じたるを以て、猶これを示さへ好まぬ者多かりき。前節^{四節}に述たる田代文書も其一なり、檢閱の後に借入を乞たれば或は取上られんかと密に痛心せりとなり、後に表装して還附したるにより、意外の厚遇に感悅せりと聞く。其他は借客むと猶強きを以て原本を借ざる方針を取れり、豊後國詫摩文書は鶴崎の角子原村の家に藏したり、余縣屬と共に往ば、主人迎接し恭しく起て佛壇の下の二重箱になりて、神靈に保存したる巻軸拾餘卷を取出し、余の前に置たり、之を緋けば表装の拙きを以て、之を問ば、某社の神官が手製と答へたり、田舎の事なれば己を得ぬとなり。斯く丁重に保藏し、他見を憚るを以て必ず借すを拒まんと察し、縣廳に囑して寫取たり、總て古文書原本の各家に保存されてある状態は此を例して推想すべし。今は世運變移して生存競争の劇烈に成たれば、家々の浮沈は倏忽に變じ、かゝる文書の紙屑籠に投さるゝはまさかと安心し難し、原本の存する間はこれを持みて副本を疎漫にし乍ら滅亡に逢てあかくとも、後悔は先にたゞざるべし。若し古文書研究は原本に重きを置ならば、今より斯學界は歳を逐て狹縮する運命に迫りたり。余は原本の存在するとの危険を慮るにより、今に

及んで讀寫を精審にし、斯學を開通する便をあたへ、影寫を緻密にし、原本の湮滅に備へ、而して原本を保存する方法を設け、成べくは原本影寫讀寫の三様を具備せしめんとを講究するは即今斯學の初期に於る緊切なる務めなるべし。

但し余は古文書學に原本研究の必要なしと謂には非ざれど、大抵は影寫本にて事足べし、成べくは原本を空氣焚燒の中に、之を展卷し、之を摩挐し、之を爬搔し、以て其壽命を短促するを避んと欲す。且今の人は斯學研究に原本の必要有無を判斷する資格は甚だ乏し、是までの歴史家は、眞而なるも日本史、日本外史の如き小説的の書を看たるものが、遽に古文書に對するは、譬へば燈を圍み觀劇講談の話にて首を聚めたる人の碩學なる博士に逢たるが如く、惟其確實に心折れるまでにて、精審なる疑點を尋釋する知識はまだ發達せざるなり。さりながら一代の歴史を古文書に就て詳考し、繼續的に終始を舖陳するには、至要なる疑點に撞着すると無しとせず。余も修史局にありしとき、原本を得てこれを究めんと希望を生じたるたまゝあり、然しよく／＼熟考すれば、必ず原本に非ざれば決せずとも斷言しがたし、多くは寫しの不注意より生じたる疑問にすぎず。

前節の筆意について述べたる菅政友氏が年月旬日の疑を原本にて決せんと謂れしが如き、若し忽那文書の證を得ぬならば、筆意を以て延元元年を三年と斷じて、太平記其他の妄を排せんと難し、谷森善臣氏の勅令勅命の疑惑は正に其例なり、大日本史料は猶此勅を延元元年に擧たり、豈に筆意を判決し得るとならんや。宇都宮文書に原本の料紙刑弊し、異りたる墨色にて名を改竄したるには、宇都宮家に南北兩黨の内訌を推想さるゝ、是迎も影寫の時に其狀を註記しおけば、必しも原本を檢するを要せず。菅政友氏が祇園執行日記の裏をすかして、九州探題一色道猷が博多在留の起りより、筑後に探題料所を多く有せし事等、貴要なる文書を發見されたれども、其兩端は釘冊の下に隠れて讀べからず、釘冊を解んとすれば封印のあるを以て止たり、是も原本の必要に似たれど、解放して寫取れば再び原本を檢するを要せざるなり。第四十五節に述べたる島津文書の島津道鑑言上に與へたる承判に高師秦と註しあるを、大日本史料に古文書雜纂松浦文書に對照して、右中將某と辨じたるが如きは、いづれも寫しのみにて、原本を檢査したるに非ざれば、某果して右中將なるや、筆意少々異なるや、或は疑問の生ずるあらん、されど之を決するには

責て兩通の原本を對較せざれば不可なり、余は疑ふ此の如く對較しても精良なる影寫を破毀して異同を決する筆意を見出すとは難かるべし。余の是まで實驗したる歴史研究に於て、古文書原本を細檢する必要を感じたるは、略右の例にて、其原由は寫しのあしきにあり、原本保存を務むるには、精密なる影寫をさへなしおけば原本は大抵保藏して取出すに及ばざるべし。

觀劇的の史談家が史學の門牆を望む徑路には、古文書原本を檢する必要を感ぜざれど、漸次科學的研究に進入して、精確なる審査をなすには、原本に就ざれば不可なる事に數々撞著するに至るならん。夫迎も造詣後の事なり、夥多しき古文書學者に常に原本を執て其仕方を演習さす必要はなかるべし。坪井九馬三博士は帝國大學に古文書學を始めたる首唱者なり、今の史學研究古文書研究をなす者に於て最造詣者となす、余は偶然にも此講義録上に同氏と古文書の原本と寫本とにつき異同ある條件に兩度まで撞著したり。其一是第十章九に舉證したる金網集表書は謄寫本に據て讀定めたるなり、其中に、
九日より京中以外騷動候阿り河に朝敵充滿し山崎迄せめいり候間宇り宮赤松

入道賜打手早速追返候了仍仁定寺に構城郭引籠候を宇津宮ついで責（津歟）昨日（前）十五打落頸其數令持參候は大塔殿御所爲と申也其外京中處々にて日々被召取人數難及言語候（二年史學科講義錄第七號）

と載おきたるに、同博士の史學研究法内部の批判、（二年史學科講義錄第九號）にての古文書は手紙であるが、日靜と申す坊様が宛名の處は破れて見えぬが、日附はたしかに残つて、十二月十六日附である、上總の茂原町藻原寺に保存してあり、裏に金網集といふ御經が書てある、よつて普通にこれを金網集裏書と申します、製本する時分に裾の方を裁切たから、一字乃至二字位つゝ裾の方が切て居て讀めぬ文字が出来て居るが、大體に於ては明白に意味がわかります、長い手紙であるが、此には本題に關係する所だけを援。

（前）九日より京中以外騷動候あ（津歟）河に朝敵充滿し山崎よりせめいり候間宇り宮（津歟）赤松入道賜打手早速追返候了（是か）仁定寺に構城郭引籠候を宇津宮（津歟）昨日（前）十五打落頸其數令持參候（是か）大塔宮御所爲と申之其外京中處々にて日々被召取人數難及言語候（津歟）

斯く丁重に寫されたれど、原本の排行を改めたる故に裾を裁切たる處は亂れたり、此中に半字を存じたる分が行尾なりとすれば、あ□□河はあ□□河なるべきを筆意にて二字切れと見られたるにや。此文を原本にて考究する要點は此にあり、大塔宮御所爲とあれば山河攝の交に朝敵充滿したるにて、あ□□河は山崎近き處にあるべしと思はるれど、あく□河と見ゆるならば攝西に芥川あるを以て夫かとも思はる、されば播州の兵が充滿したるとなる。活字にて原本影寫の趣きを存ずると甚だ難し、余は讀寫の意なれば校正を寛にすと雖も、坪井博士に於ては此植字に必ず不滿の點多くあるべし。

其二は、今より恰も十年前廿六なりし、史學會へ楠正儀北朝降參の實否を問たる人ありて、其答を囑されたり。此は南北和睦の議原由し、北朝の局務大外記師守が樞要なる記録の存ずるを以て、序に世に發表しよかんと、史料編纂掛に囑し、師守記の原本に就て其一條を寫取しに、原本甚だ讀取難かりしとの事にてありき、因て史學雜誌第四拾壹號の答問に掲載しよきたり、左の如し。

貞治六年二年四月廿九日 今朝南朝勅使葉室中納言光資卿參向武家第依和

陸治定也。(拜見脱か)頭書に、傳南朝繪旨持向之處、○下、降參、○下、氣、○下、損氣、○下、

問答云云大樹不致以外參差、○下、合體之儀破了○下

五月十六日 道仙語申、南方勅使今月二日(往吉行在)下向武家以外腹立、七八月之間可攻申之由、大樹被申、云云、(此條坪井氏は略せり)

六月八日 傳聞今日楠木代官河邊對面鎌倉前大納言、南方和睦之故歟。(後證)

七月廿九日 今朝攝津掃部頭能直、爲武家使節參南朝。

八月九日 傳聞今日攝津掃部頭能直、自南方歸洛、云云、於南朝料御馬一疋引賜之、楠木無對面、鎧一、裝束馬一疋引之、和田馬一疋、腹卷一引之、云云。(正武)

博士も亦史學研究法外部の批判去年史學科講義第二十三號に其中原師守記を引て、

今日○貞治六年四月 自南方洞院前大納言實守進狀外記補任出來付此使可被進云

云彼使者語之御合睦治定仍自南方 勅使葉室中納言光資卿當別今朝上洛宿○五

條東洞院但馬入道々仙宿所云云(此條は今の引據には略す)

今日○四月申刻南朝 勅使葉室中納言光資卿當別參向武家第依和睦治定也(中)鎌

倉前大納言○於寢殿對面云云(略)

下余の引據に略す

古文書學講義

第十三章

原本寫本及び製作

第五十節 原本

(頭書)後聞南朝繪旨持向拜見之處□降參□□降□□互□損氣不及是非問答云

々大樹所存以外參差□□合躰之儀破了佐々○木大夫判官入道と譽突鼻云云

(以下余の引據に略す)

爲之如何

傳聞今日○八月楠木代官河邊對面鎌倉前大納言南方和睦之故歟引出追以安東

(以下余の引據に略す)

被送遣云云

今朝○七月攝津掃部頭能直爲武家使節參南朝(以下余の引據に略す)若黨十騎着行騰云云

傳聞今日○八月攝津掃部頭能直自南方歸洛云云於南朝料御馬一疋引賜之楠木

無對面鑑一裝束馬一疋引之和田馬一疋腹卷一引之云云

今日○九月午刻家君○師着衣冠出給(略)參向洞院前大納言實守北野在所給亞相

被對面申去月下旬之比自南朝出京是家門事爲被申所存也云云南方邊事被語申

云云合躰之儀也云云(此條余は引據せず)

この一段の記事の骨髓は四月二十九日條の頭書にあると一讀して明白然る處この處は著者自筆本の紙が何かの原因で痛く傷みほゞけて綿の様になつて居て精密に文字を拾讀しても上に出したゞけより外は讀めぬ押小路の寫本にはこの貴

重なる頭書がありませぬ昔から讀めぬものになつて居るならん誠に残念な事なるが致方ないと此の如く講述されたり。

古文書を原本に就て研究する必要は右の如き場合に逢へば寫本のみを恃み難きに因る然し是も讀寫に念をいへべきを證明す寫しの粗きによりて原本を細檢する必要起りたるなり。此原本は外記日記にて日記類に入ものなり此類は大抵卷物多く字細にして影寫に適せず精密に讀寫して書冊となすべきものとす。前に擧たるは兩様ともに南北和睦楠木氏にかゝる條を抜たれば全文には非ず詳略互に異なれど緊要は四月十九日の頭書にあり原紙の最もいたみたる處を讀みて□降參□降參□□互□損氣不及是非問答の相異あり博士の縝密なる考究にて不及是非脱せる歟を讀出され不致を所存と讀定められたるは一字千金の賜を受ると謝すべし。其他不明の處は綿の様に弊れたるとあれば幾人を易て其處を睨むとも又一二字を發見するを得べきにや余は其毎々に摩挲して他の全き部分まで傷みほゞけんを恐るゝなり。

現今に於て古文書原本を多く閱し此中に復處する十餘年の習慣を積たる功者

は史料編纂員に集まれり、其員の讀定めたる寫しなれば最も信を措べしと思ひしに、博士の精査にて猶數字を是正されたり、以て讀寫の難きを證明さるゝ。故に古文書の讀寫影寫に精研を碎くとの最緊最急は正に今の時期にあり、原本の猶存ずるに忤れて、此には精根をよしみ、半好奇心を以て原本檢閲に騁るは余の取ざる所なり。往年歐米各國を巡り、書庫に千年前後の古書を保存して閱覽に供し、其中に最貴重なるは釘冊の處より鐵鎖にて繋ぎてありしを見たり、彼邦の公共心に富たるを嘉すると雖も、之を日本に移用するには熟考せざるへからず。日本は文明の程度猶低きのみならず、亦濕氣多くして腐爛し易く、蝨蝕し易く、大氣中に暴露するものは朽廢の早き等、緯度の低き大陸地とは差別をなして考量を用ぬさるべからず。

古文書學の讀寫本に於るは尋常裁判所の如し、其判決に不服の要點あらば影寫本に就て其疑問を決すべし、即ち控訴院の如し、大抵の疑ひは是にて満足すべし、猶も精究すべき疑問あるに於て原本を檢する、猶大審院へ上告するが如くなるべし、此の如く慎重の態度をとりなば原本研究の必要は甚だ希なるべし。若し夫れ原本を保藏する社寺舊家に縁由ありて、之を閱覽するを得て多く眞物を目賭しおく

は斯學に大益あり、素り望む所なりと雖も、其報酬には讀寫影寫をなし、若しくは其緒を挑げおくべし。古文書研究は寫本にては覺束なし、務めて原本を見るべしといふ説は鑒定家の實驗説にて、理由の薄弱なるのみならず、原本に禍せんとを恐る、是必ずしも余の老婆心に非ざるべし。

○第五十一節 鑒識

古文書を研究するには鑒識力を養成しおくと甚だ緊要なり。鑒識といふ語は漠然たる汎稱にて、繁雜なる意味を含めり、凡そ無形上の理否を決するには判斷といふ、學問には此判斷力の必要あれと、是の謂には非ず、又形質上に純雜を分析するには識別といふ、礦學家の金石を識別するが如し、是も古文書には必要なし。鑒識とは物の工技を経て形を成し器を成たる上にて、其巧拙、優劣、精粗の差等を見定むるを汎稱し、最も眞贋を識別するに主用さるゝ、古文書に於る鑒識力の要點は此に在ものとす。

凡て古器古物に鑒識を用ゐるとは古よりあるとにて、之を通語には目利といへ

り、眼力の敏利なるとの意なるべし。是まで器物の目利は、大抵其器物を製造する工技者が常に其注意の精細なるを以て、自然其目の利たるものと信じて、之に鑒識を托すると多し。さりながら製作者と鑒識者とは格別なるものにて、製作者の成たる物は、鑒識者の批判を経て、而して其品等は定まる、即ち其審美に於て、鑒識者は工技の外に知能力の存するものとす。古へは古器古物等の世間一般に需用されぬ物には、之を製作する工技者外に鑒識者のありしとは聞ざれど、刀劔に至りては公武の貴族間に専ら幣物として贈答されたるにより、自然の必用にて刀劔目利をなす者刀鍛冶の外に出来たり。土岐家聞書に、鍛冶の中に可然物といふ位あり、其起る所の子細は、鹿苑院殿の御時、宇津宮入道^天下の^目利たりしに、或時殿中にて仰出されし旨諸侍に下さるゝ御太刀をは定て聊爾にあもふべからざる歟、然るによからぬものを下されんは然るべからず、可然物を注し申べき由仰出さるゝ時、則御前にて注したるもの也、然る間敷も多からず、又上作名などは不加書之と見えて、刀劔の鑒識者は早くよりあるとなり。其後東山の義政時代に至り、本法寺の僧日觀刀劔の目利に長し、本阿彌の家を起してより、徳川氏を終るまで刀劔の品等は本阿

彌の鑒識にて定まるとになりたり。

刀劔は武士の最も重んずる物なるに因り、此の如く天下の目利などいふ鑒識者も出で、今に其目利は頗る貴要なる研究として世に迎へられたれど、實はさしたる難事に非ず。如何んとなれば、刀劔は人を切る利器にて、單純なる用なり、其鍊鍛の良劣精粗を其實に就て見定め等差を判し、或は古刀の眞贋を看破する等、複雑なる研究を要する事に非ず。然るに古器物古書畫に至りては、其鑒識すべき點甚だ複雑にして、一二端を擧て決すべきに非ず、喩へば一の古銅器にても、其質分、色澤、器形、模様彫刻風致等種々の方面に向ひて審査を用ゐる歴史審美等の學識を要し、隨分厚き研究を要する事たり。今までは器物の嗜好は大抵茶人の專業として、其鑒識を託し、或は製造者に問ひたれど、製造者は鑒識を定め得べきものならず、因て骨董家なるものありて、其批判をなしたれど、是も空疏にして、刀劔目利の比に非ざりき。書畫には古筆といふ家あり、徳川氏は本阿彌と同じく祿養して、天下の書を目利させたれど、是は如何なる研究を積て、敢て鑒定を下したるや、覺束なきものなり。是まで諸方より傳來を失ふたる古文書を檢閲したると多し、其中に古筆の鑒定を副

たるもの過半ありしに、大抵は眞物と看認めがたきもの多く、琴山てふ鑒定印などは殆ど贋物の證といふて可なる程なりき。古筆家が一たび地方を巡回すれば、少くも千兩の鑒定料を收獲して歸るといへり、或はいふ古筆某は、餘り贋物に鑒定を與ふるとの心苦しくて、印を捺するに順逆の押し分けをなし、贋物には倒印を與へたるなど云。本阿彌古筆に限らず、人の秘藏する物を示されて、あからさまに贋物を看破して之を否認するとは、社交に於て傲し得られぬ事たり、まして貨賄を收めて鑒定を與ふるに、其眼の至多きは亦怪むに足らざるなり。

鑒識力は如何にして養成すべしとは頗る疑團なり、是まで實驗を主とする、學問を主とする、と兩様の説あり。余が少時に刀劍鑒定に有名なる人の話を聞しは、初めに古今の名刀を多く見て眼識を富しおけば、出來の悪しき刀は自然と見定むるを得る、其以上は天稟といへり、刀劍の如き用の單純なる物は此實驗説にて然るべし。古器物の實驗者は骨董家なれども、彼は決して古器物の鑒識家として世には信ぜられず、此の如き複雑の鑒識を用ゐる物には其學問なくては能はざるなり。日本の鑒識學は甚だ幼稚なり、需用の廣かりし相馬相刀さへ未だなり、後に古筆家

を加へたれど、世業家學の世には秘傳口傳の雲霧中に自ら欺き、學識は少しも發達を示さざりき。又學者、文人、墨客の間に、盛んに行はれる書畫の鑒識なども、空疎なるものにて、甲是乙非、紛々として定準なし、而して京攝支那の賈造社會に欺瞞され、自ら發覺せざる人の夥多しきを見る。鑒識を輕易に説くもの、或は難きを説て自己の鑒識に誇るもの、是等は世に多し、然れども鑒識にかゝる學問研究は少しも進歩せず、幼稚といふを甘受せざるを得ず。鑒識を誤らざるは至難の事なり、されど傲し得ん限りは種々の筋に向ひ研究を盡して、著述のます／＼詳備になりてこそ發達と謂べきなれ。故に鑒識力を養ふに實驗を主とするは危殆の道なり、苟も其研究の功積りて鑒識の學の興る時期となるとも、到底至難てふ語は消滅せざるべきも、亦欺瞞を受ざる方法は學問上に向つて討求するを正當となすべきなり。

古○文○書○は○單○純○に○眞○偽○を○識○別○す○る○に○止○ま○る○刀○劍○器○物○書○畫○の○如○く○鑒○識○を○以○て○其○巧拙、優劣、精粗の品等を定むる必要なく、鑒識を用ゐる最も簡易なりと雖も、是とても至難といふ語は消さざるべし。今は古文書の世に求需さるゝ初期にありて、價直は猶零點に彷徨するにより、欺瞞を受るとも少けれど、種々の事由ありて贋文書は

早くよりあり、惟他の如くに巧みならざるを以て看破すると尙易し。且傳來の正しく、猶本主の手を離れざるもの過半數をしめたれば、今に於て鑒識の學知を發達させて、作偽者欺瞞の途を滅縮し、よくとを務めんを要す。是まで余の發見したる贋文書につき其偽造の事由、及び欺瞞を受ける因縁を爰に述ん。

(甲) 贋系圖と同様の事由にて製造したるもの

其一は、古系圖古文書を藏したる門閥が、天文の比までに大抵滅亡し、新に偏起の大名が舊家の子孫を求めて之を抱へるにより、贋系圖贋文書の價を生し、是を持って文盲なる武士を欺き、百石乃至數百石の祿を得たるもの諸藩に多し。天文、天正比の贋系圖は尤も拙き贋にて、看破し易きが如くに、文書も亦少し斯學に従事し、眞の古文書を見慣れたるものは、直に辨別するを得る、謂ゆる實驗にて做し能ふなり。

其二は、徳川時代に興りたる寺社及び豪家の藏するは、多くは贋文書なり、是も前條と同じ事由にて造れるものにて、大抵僅に數通あるを常とし、拙き贋作多し。或は數十通に及ぶあり、多きは多きほど之を見顯す破綻多し。故に古文書を檢するには、所藏の主を尋究して、其家の資格と、如何なる由縁にて保藏したるやを慥かめ、

其文書と雙敲すれば自ら其贋を看破するを得る。余はかゝる寺社舊家を記憶すれども、公言を憚れば此にはいはず。

其三は、古くより數通の文書を藏すれど、其少きを嫌ひ、徳川氏大平の関日月に作り加へたるあり、此の如きは原藏と贋作と不倫なるを常とす、其類思ひ／＼なれど、一二を舉れば、原藏の文書はさしたる家にもなきに、重大なる感狀などを造り加へ、或は高名なる人の書翰あるが如し、畢竟自家の榮譽を誇示せんとの意に出たるを常とす、是等は多く報酬の少き、贋作者なるにより、其手際甚だまづきものなり。

凡そ贋系圖は天文比に發生し、天正慶長比までは甚だ粗拙なりしに、寛永系圖の修撰より、新起の家競ふて自家の系圖に修飾を始しめ、従つて系圖學家なるもの出て、太平の久しきますます／＼進歩して該博になれり。是に於て系圖の製作に價の等級を生じ、千疋二千疋の低位より百兩以上に上り、其價ほど贋造も巧みにして周密なれど、素より一學究の知見にて構造したる妄作なれば、中に破綻は百出して掩ひがたし。贋文書の製作は其附帶品にて、猶更に用意疎なれば、少し學識ありて鑒識になるれば、其欺瞞を受るとなし。

其四は、前述の贋系圖成功の後に、又古文書を造り加へんと思ふは自然の希望なり、此時にあたり古文書製造の專業家はなき故に、いと僉末なる書狀感狀などを贋て添たるは、世に多くあるものとす。かゝる文書は一見して看破され、往々抱腹すべきものあり、大抵其地方に高名なる英雄か、若くば野乘稗史に高名なる人物の文書を造るを常とす。固り淺薄なる思想にて贋造し、迂疎なる名譽を希求するに過ぎれば、少し眼目ある者は欺れんとするも能はず、識別する程の力も要せざる物多し。

以上の種類に屬する贋造は、淺劣なるもの多しと雖も、中には關係重大なる事故ありて、苦心捏造し、頗る費用をかけ、技能を竭したる者に撞著するとあるべし、決して鑒識を容易なりと忽略するべからず。深く考慮を用うれば、第十章冊八に擧たる梅津文書に、爲強盜被討害祖父資財已下證文、悉被搜取畢とあり、又建武年間記の二條河原落書に、夜討強盜謀論旨とある如く、文書の官衙に證券となる時代にも、強奪押取もあり、贋作もあり、因て謀書謀判の罪科もありたれど、今は殆んど鑒識して標出すると難かるべし。京都の貴布禰社と鳴社との兩文書を對較して勘査すれ

ば、中に怪むべき形跡を見出すといふ説もあり。下總國神崎文書の書式署名を見れば、他と類例を異にす、因て懷疑して案文を體視すれば、益怪しきを覺ふ、此類の如き文書は追々と鑒識の刃を礪て截斷さるゝにてあるべし。

(乙) 書畫同様に射利の目的にて贋造したるもの。

書畫骨董に贋造の多きは、社會に竊盜賭博の行はるゝ如く、濱の眞沙の盡期なき類なるべし。然れども其目的は射利にあるを以て、價直の至賤にして售口の希少なる物は、彼等の投機心を動かさざるべし、故に是まで普通の古文書には贋造至つて少きを得たり。是まで世人には古文書を書畫の一種として迎へられ、因て好奇心、若しは尙古心を以て之を得んと欲し、因て鑒識者も亦書畫と同じ思想を以て鑒定するにより、其機に投して贋文書は製造さるゝ。此理由あるを以て、贋文書は售口の多き通俗的に向ひて製造さるなり、其類を標舉すれば。

其一は演劇的感情に投して、最負の多き人物の文書を贋造す。一例を舉れば、大石内藏助を始め赤穂四十七士の書翰は天下に充滿したり、中には四十七士を集めたる帖も處々に發見す、今に贋造を事とする書手文者は猶製造しつゝあるべし。

赤穂浪士の贋手紙は此の如き有様なるを以て、今は腐爛して中に真物あるとも並せて醜醉中に棄られたり、若し正眞の物を見んとならば、傳來の極確實なる物のみに限るべし。此類を推せば、傳來を正すは鑒識に於て最も緊要の條件たり、されど是まで廣く世俗の感情を引ざる人物の公文消息は、贋造しても利なきを以て、其池猶清たり、今は猶傳來を究め難きものも猶鑒識に上るを得る。

其二は英、雄崇拜の紀念品とする感情に投して作りたるもの。古文書の署名上所には當時の人士蝟集せりと雖も、世俗に知られたる英雄は甚だ少し、義經辨慶、正成父子、信玄、謙信、信長、秀吉の如きは、一般の人に崇拜さるゝを以て、作僞者の射利を擯る鵠的となれり。須磨寺の辨慶が制札、腰越満福寺の義經が腰越狀、天保の比に流布したる正成の書翰二通、正行が如意輪堂扉の和歌、其他甲越織豊二公の書などは、處々方々より發見さるれど、少し古文書を涉獵したるものは其贋なるを知る、故を以て今は義經辨慶の眞跡は殆ど世に絶たり。史徵墨寶に神田孝平氏の採集されたる感神院申文に義經が與へたる外題あるは、正眞と看認められてあれど、是とも傳來たしかならぬ上に、本文の長さ案文も書式文例通常にあらず、既に懷疑を免

れず、口端に書たる外題及び花押に至つて、余は後人の書入たる贋作と断定す。すべて此の如き英雄崇拜の紀念品となるべき性質のものは、嚴密なる鑒識を與へ贋作を痛斥すべし。余往年某家の三百圓を出して楠正成にかゝる文書の眞赤な贋造を購求して示されたる事あり、事後に屬したるを以て程能く挨拶したれど、此種の射利も中れば頗る高價なる此の如し。

其三は流行嗜好の情熱に投じて贋造したるもの。凡て書畫骨董の贋造者は此に投機して利を射るに外ならず、流行熱に冒され嗜好を生じ、其感情の一方に偏集する病に中つれば、欺瞞を遂げ易し。故に鑒識者は常に情熱の平度を保ちて、冷靜なる觀察をなせば、贋造の陥穽だけは避得るべし。此類に入るべき贋物は甚だ多し、試みに其類を數ふれば、國學流行に投じ、宣命體の文書を贋造して其嗜好に投じたるあり、兵學流行に投じ、甲越北條等軍法の祖の文書を贋造して其感情に中たるあり、和歌流行には色紙短冊の贋造さるゝに限らず、消息文も贋造さるゝ。書畫骨董の鑒識は茶人の兼業となりたれば、彼等の嗜好に中る文書は必ず多く贋造されたるべし。是まで古文書の採集は、史學者に於て國家政治の正門より輸入したる

により、神道的、歌人的、茶人的、及び武士的等の方面に於る文書は採集すること少きを以て、猶贋造の弊に遠かれども、史學を社會的の方面に究め入りて、其料の文書を求むるならば、必ず濁波は渾々として起るならん。勤王も亦流行の一なり、楠正虎の偽書より情熱の流行を起し、水戸侯が香巖寺の贋書により、嗚呼忠臣の碑を建しより、天下に弱を助くる情熱の度を掀衝し、元祿比より太平記の立物たる公卿諸將の贋文書は蟬出し今に熄まず。此外宗教的の贋もあるべし、學派的の贋もあるべし、其中に鑒識を用ひて欺罔を免れんこと實に難し、余は惟傳來を失ふたる物に對し、上に陳する如き流行的の感情を引くものには、嚴酷なる鑒識をなし、疑といふ字を容易に消さざる主義を持するものなり。

(丙) 變造の文書

是は銅貨を銀貨に變造して行使するが如く、贋作者に於て最容易なることなり。其一は、原本の散佚したる反故を買集め、署書宛所なき消息などに、前條に當る投機に易き人物の名を記入して賣付たるものなり。攝西あたより出たる古文書に、女房消息へ山本勘助、山中鹿之助などの名判を書入れたるが如き、其一例なり、此

變造は本文も名判も不倫にして識別するに易し。

其二は臨摸の變造なり、正眞の文書を臨摸し、名判宛所及び文中の要部を書改めて、別物に變造したるものなり、是は甚だ紛れ易し。古來公文所にて公文を作るには、同案文に要部の地所人名を書替へ、數十通を下付することは常にあることなれば、寫本にては此種の變造を識別すること難し、影寫以下なれば地所、人名等贋作者の書改めたる處に注目して、鑒識を用ひるべし。然し是は原本の臨摸なれば、全くの贋作と異なり、其書改めたる地所人名より、必ず破綻を生ずべし。此の如き書改めもなさず、例へば第十章節九に擧げたる鬚繪旨の如きは、惟宛所を書改めたる分にて足る、かゝる贋書に價を出して購入するは愚の至りなれど、古文書學に於ては傳來不知の鬚繪旨一通増加したりとして、存疑の中に投ずるまでにて、さして利害なし。

贋文書の種類は大抵右の如くなるべし、其中には委曲したる贋造をなしたるものあり、惟是まで古文書の流行淺く、價値なかりしを以て、贋作者の注目希薄にして、他の書畫骨董よりは眞の原本過半に居る幸福を得たり。今より斯學の流行盛ん

なるに従ひ、必ず種々の偽造を生じ、鑿識ますく、難くなるは覺悟せざるべからず。是より空論をやめて少しく實例を擧ぐん。

攝津國西成郡坐摩神社は延喜式に載せたる古社にて、舊は渡邊に在し、今は大阪船場久太郎町にあり、西成郡總産土神と稱す、坐摩のことは神代より種々因縁ありと雖も、此社の古文書は甲種の第三に屬し、贋造多し、其中に丙種第二の變造もあり左の如し。

新田義貞並正成與黨之輩、伐之事、所被成下將軍家御教書也、而於于御方被致忠之間、渡邊之庄一圓領家職、所被預置也、彌被致軍忠者、可申行恩賞、仍執達如件。

建武三年十月七日

源國清判

坐摩宮社務並社家中

太上天皇一昨日廿二日臨幸吉野之間、廿五日所有御參御迎也、各可被申御供之所如件。

十二月廿四日

源國清判

貞直判

國造大夫殿、明白なる贋造なり、固り撤却するに躊躇せず、惟怪むは同じ物を紀伊國那賀郡粉川寺にも藏して三通あり、其文に

新田義貞並正成與黨之輩、誅伐事、所被成下將軍家御教書之也、早馳參于御方、被致軍忠者、可申行恩賞者、仍執達如件。

建武三年十月三日

源國清判

新田義貞並正成與黨之輩、誅伐事、所被成下將軍家御教書也、而於于御方被致忠之間、紀伊國志野庄一圓並和泉國長瀧莊領家職、所被預置也、彌被致軍忠者、可申行恩賞、仍執達如件。

建武三年十月七日

源國清判

粉河寺方衆御中

太上天皇云、坐摩と同文宛所は粉河寺行人中とあり

坐摩神社は文書を寫して變造したる歟と思はるれど、是とても贋物なるは疑を容れず、然るに又和泉國日根文書にも一通を發見す、左の如し、

新田義貞并正成與黨之輩誅伐事、所被成下將軍家御教書也、而於于御方被成忠之間、紀州日高郡富安地頭職所被預置也、彌被致軍忠者、可申行恩賞、仍執達如件。

建武三年十月九日

源國清花押

日根野兵衛太郎殿

又九月十七日付の同文言にて、紀伊國東弘庄地頭職、並領家一圓所被預置として、日根野左衛門入道殿とある。左衛門入道は名は盛治、法號を道悟といひ、兵衛太郎は一族なり、此三處の文書發見して、市の三虎をなせり。大日本史料は日根文書の確實なるを以て疑はず、粉河寺文書は稍疑ふべきも、姑く收録すと辨を加へ、坐摩文書及び未上天皇云々の兩通は採用せざりし。若し其取捨に従へば、粉河坐摩は日根文書の變造と思はるれど、余は日根文書にも贋書の混入したる所にて、新田義貞并正成與黨云々は太上天皇一昨日廿二日臨幸吉野と同様の贋作と先以て斷定したり。其は案文の拙といひ、恩賞の草率といひ、地頭領家を并預るといふ、皆信じがた

し、贋作に對する疑問は峻嚴ならざるべからず。日根文書に又

和泉國日根野左衛門入道道悟申軍忠事

今月十日於日根郡粉井城被上御幡之間、同日最前馳參御方、同十六日、十七日、十九日、兩三

日捨身命致合戰之忠、族兵衛太郎並若黨藤九郎、又九郎等被疵畢、且所々軍勢可

參御方申致秘誦忠之上者、云彼云是、早爲後證賜御判、彌欲致軍忠候、以此旨可有御

披露候、恐惶謹言。

建武三年七月日

沙彌道悟

進上御奉行所

島山國清承了花押

和泉國日根野庄内鶴原村本所年貢三分七事爲兵糧所宛行之狀如件。

建武三年十二月十日

日根野雅樂左衛門入道殿

此三通は、島山國清七月に泉州日根郡粉井城に兵を擧げ、郡人日根野盛治これを助け、戦ひ、其月の軍忠狀に證判を與へたる末に、十二月に鶴原本所年貢三分七を兵

糧料に宛行へり極切迫の場合にても恩賞の順序は是程の猶豫はあるべし、二日に御方に勧め、七日に多分の庄園を預る、此の如き濫賞斷然なし。

右の如き念入の贋造は連累多くあれど、其造意者は大阪なるへし、坐摩社のため粉河寺を語らひ、日根文書にも挿入て確實らしく装ふたるものなり。京都大阪はさすがに文明の先進なるだけ一般に居住器物粧飾まで嗜好高く、生活の度迫に進みたり。因て東京に比すれば書畫骨董の流行盛んなるを以て、贋造も者甚だ巧みなり、中々窓前机上の學者が書籍の考へにて、其誦誑を受ざらんとは随分至難なり。之に次くは名古屋なり、伊勢尾張美濃地方には頗る巧みなる贋造文書を發見するにつき、鑒識の刃を磨礪して檢閲せざるべからず。尾張中島郡は國衙あり、一宮あり、國中の古蹟多き處にて、妙興寺一宮は臨濟禪にて、國中無雙禪刹と稱し、多く古文書を藏す、第九章の文書政局と沿革對較に其一を擧て、案文の時代變化に好證と思料したれど、不審の點なきに非ざれば、猶其文書を歴檢するにいよ／＼疑はし。此寺は北朝後光嚴院比の創建なるに、鎌倉末よりの文書を有し、毎通に變化多くして、統紀の釋ぬべきなく、諸社文書と全く趣きを異にし、寺の所領地を釋ぬるに由

なし、案文も他に異なる點多く、深巧なる贋作と鑒識したり。但歴史上他に關係少き様なれば、史實に混亂を生ずる患は薄けれども、深く研究せらるべきものなり。

尾濃間より發生したる委曲なる贋書は、信濃傳なり、彼書は信濃伊那郡浪合に於て、知久氏の祖之義を足利直義の落胤といひしに、浪合記出で、尹良親王となり、遠江井伊谷の龍潭寺に關連し、其子の良壬は尾張津島に潜居せるなど、津島神社に緣故を託し、是等の書は高須侯の文庫に藏し、鹽尻の著者天野信景の一派に連累あるが如し、南北朝末の歴史に一條の迷雲を捲起したり。其例の如く古書古文書の贋造は其中に委曲したる、欺網を張たる巧みのあるものなれば、鑒識は決して容易に語るべからず。まづ自己に其手段にかゝる病熱の感染を豫防し、學問上に於て正確の見解を持して、嚴峻に審査すべきなり。

京攝の骨董社會に於て贋造をなす準備は實に天下の學者識者を愚弄したるものなり、彼等は器物を贋造するに作り能はぬはなしと謂ほどなり、古銅器なれば其重量を軽くするを得ざるのみなりと。又書畫を贋造するために料紙へ古色を施すより、古墨良墨顔料等の應用品までみな備はり、蠶魚を養成しおきて、注文に應じ

て網中にいれ時限を以て蠶蝨せしむ意の如くならざるなし。喩へば屏風を贋造するには料定したる價に従ふて粧飾し、繪を似するを模様付といふ、彼等の眼中に名畫も名人もなし、種々の準備ありて名畫を模造し、其仕上げには此筆意に畫人は感嘆す、此排色に學者は賞賛すなどいふとなり。彼等は書畫の模様と看做せり、彼が藥籠中には種々の麻醉劑を蓄ふ、世間には文才、筆才、彫刻才等に非常なる技能ありて、意匠のなき人は常に生るゝものなり、是みな先天的に稟たる贋造工なり。各工の名器を製出するには、己が技能と意匠とを凝し、辛苦鍛鍊して成就す、一日應分の價を得て世の希望を生ずれば、骨董社會には即ち贋造を打點し、技能あり意匠なき人に分科して之を造らしめ、剩つさへ原器の中より俗人の解し得ぬ高尚なる工致を抜いて、庸人の嗜好に投合する故に、原器よりも却て高價に早く售れると多しとなん。鑒識を自負する人は世に多し、必ず骨董社會に向ひ眉目を昂て講釋をなす、彼は威服を粧ふて種々の物を示して教を受け、其報酬に贋品の一二を掴ませて歸らしむ、彼社會の機能は此の如し。故に鑒識は決して恃むべからず、古文書は猶彼社會の眼中に脱したると雖も、油斷はならず、傳來を失ふたる古文書は殊に警戒

して觀るべし。

傳來を失ふたる古文書に對しては要件に照して、穩當に合ふものを選び自信を狂ざる用慎をなすべし、是鑒識に第一の心得なり。余は古文書を鑒識するに第十章の諸條件に最も重きを置き、大概の贋造は寫本にて看出す學識を養ひ、かくべしと信ず。是までの骨董社會は此には少しも用意あらざるなり、學界は彼贋造社會の機心を弄し、能はぬ處にて、我輩の最も研究を竭す要點は此に存す。謂ゆる鑒定家は第十三章の條件に注意す、因て贋造者も亦此に注意す、然るに寫本にて眞偽の判せぬ人が影寫本又は原本に就て判斷せんと思ふは危殆の道なるべし。鑒定の持み難き例を舉れば、柏木貸一郎氏は鑒定家として、高名なれど、學者としては稱せられぬ人なりき、同氏採集の古文書は第九章冊五に載たる如き貴重物もあれど、亦左の如き晦澀なるもあり。

丹波國牒 東寺傳法供家衛國印を連珠す

多紀郡大山庄預僧平秀勢豊等稻之狀

牒、去六月十一日、牒、九月九日到來、爾云云者、即問、勘波郡調物使、蔭孫藤原高枝、申

云、余部郷專當檢校日置貞良申云、件卿本地無地、百姓口分班給在地郷々、因茲當郷調絹爲例、付徵郷々堪百姓等名、方今平秀等身堪同俗、加之年來依成申件調絹付申播本帳平秀勢豊等名各交者爲令辨進件絹罷何平秀等私宅、而遁隱山野、不曾相辨、仍件絹辨進之間各稻二百棟許檢封、今須辨進彼絹之後、可開免件稻者亡也、察狀以牒。

承平二年九月廿二日 權大目長岑

守藤原朝臣忠文

權掾山田

介藤原朝臣

大目秦

權介藤原朝臣

見よ第十一章の要件に不合格の多きのみならず、元來讀めぬ案文なり、讀る所もあれど讀めぬと云て濃かなる贋造なると明かなり。是を真物と鑒定したるは、原本の料紙、墨色、筆意、字形、印影等に必ず賞翫すべき諸點あるを以て、案文書式を忘れ、古き公文は讀がたく、其式は色々あるものと第二義に付したるにてあるべし。故に古文書を書書同様に看做して、原本模本を主とし、寫本にては其眞を識に足らずと謂は、尤の樣

なれど、是即ち實驗を先にし、學識を後にするものにて、骨董社會の餌にかゝり易し。古文書の鑒識は、まづ寫本にて定め、不審の霽ぬ點あるを捉て模本原本に就て鑒識す、此の如く持定するが妥當の順序にてあるべし。寫本にて定まらぬ眼を原本にて定むるとの覺束なき一例を舉ぐ、前に述たる粉河寺文書と同年のものに、
尊氏直義以下凶徒追罰事、各急馳參當、所可抽軍忠、於恩賞者可依功者、大塔若宮、令旨如此、悉之以狀。

延元元年十二月廿二日

右馬頭花押

粉河寺行人等中

是は南狩遺文に載す、案文に見極めかぬる文辭あり、第一に大塔宮の御還俗は元弘二年の末なれば、若宮は當年三四歳、猶襁褓を脱せぬに令旨を發する事あるべき歟。正平の初めに興良親王畿内の主將たる事あるにより、贋造したるものと思はる、模本原本を檢する程の疑似に非ず。されど粉河寺文書なるを以てまさか贋書はあるまじと惑ひ起れど、此に毅然たる鑒識力の必要あり、其は假令へ三歳の宮の令旨を發したる例を舉ぐる人あるとも、七歳未滿を未成人となす通法に戻る、是史學上の

疑義なれば原頭の澄ぬまでは疑團を解べからず。粉河寺に又引續き十二月二日の令旨三通あり、大日本史料も不審をかけたると見えて、原本を閲するに當時の書風と相協はざれど姑く収録すと辨を付したり。然し余に於ては是を鑒識の主點相反と謂んとす、如何となれば大塔若宮の疑問解決せられぬ間は、原本の書風は適美なるとも信じ難し。史料には當所は何地なるやを、和ワ田文書の八月一日大塔若宮自山門□□御供仕於八幡山連日令祇候者也とあるを點醒しあれど、是は後醍醐帝山門の行在危急なるにより、大塔若宮を移しまいらせたるにて、楠木黨が主將に奉したるには非ず、若し主將に奉じたるとすれば、和田文書に十月四日楯籠東條とあるを以て、河内東條楠木城と判せざるべからず。粉河寺は當時尊氏の母信向したる證あれど、此比の文書は南北共に疑ひを免れず、他の戰狀に照すに皆合はず、然るに原本を検しても眞贋決せずしては、鑒識の効力は沒了せり。是書畫同様に學説を放弄するによる、余は原本の書風相協はずの語にて、最早鑒識は決定したりと斷するにぞ。

故に古文書學に於る鑒識は、學識を主とし、表面に著れたる文辭に充分に研究を

盡すべし、彼書畫骨董家のなす鑒識は末葉となさんを要す。傳來を失ふたる文書に於ては嚴正の鑒識をなすと雖も、其文辭上の要件穩當なるものは輒く排斥せざるべし、喩へば前田家採集文書の如し、傳來の知れぬもの多けれど、彼は水藩修史に異論を抱いて、早き時代に於て修史材料のために、當時散佚の文書を採輯したるものなれば、根柢より贋造者の弊に遠ざかれり、其中には固り贋造も混じたらん、然れども大體に於て好材料なり。其外の諸藩主の家に久しく蓄藏したる傳來の知れぬ文書は危險なり、骨董社會の贋造の目的は藩主の購求が首に數ふる金礦なるべし。史徵墨寶に伊達伯所藏の平重盛消息の如き、彼家に由縁なきものにて怪むべし、但零碎なる消息にして、史學研究に何等の影響を及ぼさざれば、噉々と論するを須ひざるのみ。

所藏主の確かなる文書とて鑒識を解弛すべからず、正倉院文書にさへ親筆勅書六章の疑似あり、宰府文書に贋作を混ぜれば、傳來の確實にて疑問を打消すを得ざるなり。爰に前の伊達家文書の反對を述べ、史徵墨寶第二に收めたる懷良親王筆は、肥前國神崎郡手東妙寺に藏し傳へ、背振山の寶篋卵塔と共に征西宮遺物の貴重な

る物なり、明治後は藩主鍋島侯の家に收められ、傳來の確かなるは考證に述たるが如し。されど其書風は當時に相協はず、公家風はなくて僧徒の筆跡と思はるゝ、余は此跋文を細看するに肥後國八代に正平章の銅版を出したる悟眞寺の物と類似する點に心付たるとあり、必ず僧徒の贋造なるべし。懷良親王筆は筑後國竹野郡千光寺開基にも觀音經を藏す、頗る高名なれど、奥に懷良親王書と五字の款は書入なると疑ひなし、後山に古墓あり、筑後川の戦に宮討死し給ひたるを葬ると言傳ふるは固り無根なり。征西宮は乙種の贋造起るべき歴史あれば、其遺書とて田手寺に存じ、千光寺に存じ、悟眞寺に存じ、遂に其神社を八代に建るに至りたれど、盡く考證すれば烟消すべし。古物墨蹟には贋造の多きものなれば、輕々に信じ難けれど、這は古文書に於て傍徑に屬す、古文書を尋ねて傍徑に陥入れば、種々の葛藤に纏繞さるゝ、警戒すべきなり。

高野山金剛峰寺文書は傳來の確かなる中の巨壁に數ふ、其中に御宸翰 長慶院諱寛成後醍醐天皇御孫後村上天皇第一皇子號玉川宮と題牋して、

敬白 發願事

右今度之雌雄如思者殊可致報賽之誠之狀如件。

元中二年九月十日

太上天皇寛成白敬

是を初め南符遺文に載たるを見て、願文に似寄ず、何如と甚だ疑ひしに、後に原本を見れば筆蹟も美ならざれど、高野山の文書なるを以て黙すれども、疑團は少しも融ざるなり。是も史徵墨寶第二に收めたり、高野山の如き寺は奉納てふ事のあれば、或は近古の人が贋物を得て、恭しく奉納したるには非ざる歟。又京都高雄の神護寺に藏する、尼將軍御筆と背に題箋したる消息は、九章第六に舉おきたり、是は前とは反し、其文の餘りに巧みにして筆跡の女らしくなきにより、題牋のみにて信すべき歟と疑惑なきに非ざれど、是も古書畫として賞翫すべきものにて、古文書としては格別價直なければ、深くは究めざりしに、近比贋造ならんとの聲をきく、亦吻のいるべき物なり。史徵墨寶は乙種の贋造の混入すべき性質あるを以て、此外にも鑒識力を養成する材料は猶あるべし。

鑒識にかゝる余が見解の大要は右の如し、是まで明白なる贋文書として所持する材料もあれど、人の秘藏したる文書を贋物と指斥して世に公布するとは差扣ざ

6名
392

るを得ず。固り賈文書と定むるには明白なる確據のある物のみなり、花押の非なる歟、其人既に死したるか、轉官轉任したるか、甚だしきは正六位下左近衛中將楠正成への口宣を藏して人に誇るものさへあり。既に古文書の要件を備論し、遂に鑒識の要を論じれば、余の持説の如く書畫骨董の窩窟を脱し、冷靜なる腦神にて古文書の眞賈を検査し、是を是とし、非を非とし、疑は以て疑として存じ、己が鑒識を誇耀する私情を退けなば、古文書の鑒定はまた至難といふ程の事には非ざるべし。

六八六

古文學講義 大尾

早稲田史二

